

平成五年大蔵省令第十号

協同組合による金融事業に関する法律施行規則

金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）及び協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律施行規則を次のように定める。

（信用協同組合等の認可の申請等）

第一条 信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号。以下「法」という。）の第三条第一項（第二号を除く。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。

- 一 法第三条第一項第一号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第一号に規定する為替取引（同法第九条の九第六項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）
- イ 理由書
- ロ 認可を受ける事項が総会又は理事会の決議を要するものである場合には、これに関する総会又は理事会の議事録（中小企業等協同組合法第三十六条の六第四項の規定により理事会の決議があつたものとみなされる場合）にあっては、当該場合に該当することを証する書面

二 法第三条第一項第三号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第四号に規定する会員以外の者（国、地方公共団体その他他官利を目的としない法人を除く。）の預金若しくは定期積金の受入れ又は同項第五号に規定する会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

イ 理由書
ロ その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

三 法第三条第一項第四号に掲げる業務の種類又は方法の変更

- イ 理由書
- ロ 認可を受ける事項が総会又は理事会の決議を要するものである場合には、これに関する総会又は理事会の議事録
- ハ その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

- 一 前項第一号に掲げる為替取引 当該申請をした信用協同組合等が当該申請に係る事業を的確かつ効率的に遂行することができること。
- 二 前項第二号に掲げる信用協同組合連合会の会員以外の者からの預金の受入れ又は会員以外の方に対する資金の貸付け
イ 当該申請をした信用協同組合連合会の事業の運営のため必要であると認められること。
- ロ 会員との取引を妨げるおそれがないこと。
- 三 前項第三号に掲げる業務の種類又は方法の変更
イ 当該申請をした信用協同組合等（以下この号において「申請信用協同組合等」という。）の出資の総額が当該申請に係る事業を健全かつ効率的に遂行するに足りる十分な額であること。
- ロ 申請信用協同組合等の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。
- ハ 申請信用協同組合等がその人的構成等に照らし、当該申請に係る事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

（外国銀行代理業務に関する認可の申請等）
第一条の二 信用協同組合等は、法第三条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次の掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号に規定する外国銀行（以下「所属外国銀行」という。）の主たる営業所の所在地を記載した書面

三 所属外国銀行の代表権を有する役員の名又は名称を記載した書面

- 四 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 五 当該信用協同組合等と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務（法第三条第一項第二号に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）の委託契約の内容を記載した書面

六 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面

- 七 その他申請の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
- 一 所属外国銀行が、銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。
- 二 所属外国銀行が、その人的構成等に照らし、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

（委託契約の内容を記載した書面の記載事項）
第一条の三 前条第一項第五号に掲げる委託契約の内容を記載した書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 外国銀行代理業務を行う事務所を設置、廃止又は位置の変更に関する事項
- 二 外国銀行代理業務の内容（代理又は媒介の別を含む。以下同じ。）に関する事項
- 三 外国銀行代理業務の業務取扱日及び業務取扱時間に関する事項
- 四 所属外国銀行が、不当に外国銀行代理組合等（外国銀行代理業務を行っている信用協同組合等）をいう。以下同じ。）の業務上の秘密又は取引先の信用に関する事項を当該外国銀行代理組合及び当該取引先以外の者に漏らし、又は自己若しくは当該外国銀行代理組合及び当該取引先以外の者のために利用することを禁ずる規定
- 五 現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する所属外国銀行の顧客に対する責任に関する事項

六 契約の期間、更新及び解除に関する事項

- 七 その他必要と認められる事項
- （外国銀行代理業務の内容及び方法）
第一条の四 第一条の二第一項第六号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。
- 一 取り扱う所属外国銀行の業務の種類
- 二 取り扱う所属外国銀行の業務の種類ごとに当該業務の代理又は媒介のいずれを行うかの別（代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨）

三 外国銀行代理業務の実施体制

- 2 前項第三号に掲げる外国銀行代理業務の実施体制には、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十五各号（第四号を除く。）に掲げる行為その他外国銀行代理業務を適切かつ確実にを行うことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。
- 一 外国銀行代理業務に係る行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合 当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制
- 二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して外国銀行代理業務を行う場合 顧客が当該外国銀行代理組合と他の者を誤認することを防止するための体制（業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合）

第二条 法第三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。

- 一 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により行う同項第三号に掲げる事業（同法第九条の九第六項の規定）により行う同項第九号に掲げる事業を含む。）に関する事項
- 二 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により同項第四号に掲げる事業を行うおとす場合（同法第九条の九第六項の規定）により同項第十号に掲げる事業を行うおとす場合を含む。）において信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けて行うときにおけるこれらの事業に関する事項
- 三 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により行う同項第五号及び第六号に掲げ

る事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同項第十一号に掲げる事業を含む。）に関する事項

三の二 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により行う同項第七号に掲げる事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同項第十二号に掲げる事業を含む。）に関する事項

四 法第三条第一項の認可を受けて行う次に掲げる事業

イ 法第三条第一項第一号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第一号に規定する為替取引（同法第九条の九第六項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）

ロ 法第三条第一項第二号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第二号の二又は第九条の九第六項第三号に規定する外国銀行の業務の代理又は媒介

ハ 法第三条第一項第三号に掲げる中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第四号に規定する会員以外の者（国、地方公共団体その他官利を目的としない法人を除く。）の預金若しくは定期積金の受入れ又は同項第五号に規定する会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

五 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の規定による信用協同組合等、株式会社日本政策金融公庫その他金融庁長官の指定する者の業務の代理又は媒介（同法第九条の九第六項第二号に掲げる事業を含む。）

六 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十三条の二の規定による登録を受けて行う業務

七 法令の改正に伴う規定の整理その他の金融庁長官が定める事項
（信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権）

第三条 法第四条第二項（法第四条の三第九項（法第四条の六第三項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号。以下「令」という。）、第三条第五項並びに次条第十項、第六条第五項、第六条の二第五項、第八条第三項、第九条の二第五項、第十条第十六項及び第三十一条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、信用

協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第五十七号並びに第七十号を除き、以下同じ。）とする。

一 有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）を営む金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）が業務として所有する株式又は持分

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式又は持分（当該株式又は持分に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。）

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号、第九条の二第一項第一号及び第十條第七項第一号において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができ、場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七條第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。）

五 前二号に準ずる株式又は持分で、金融庁長官等の承認を受けたもの
法第四条第二項の規定により、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該信用協同

組合等及びその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第十条の規定により当該信用協同組合等の子会社が投資信託委託会社（同法第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）としてその行使について指図を行う株式又は持分に係る議決権とする。

3 信用協同組合等は、第一項第五号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請に係る株式又は持分について、当該申請をした信用協同組合等が議決権を行使し、又はその行使について指図を行うことができないものであるかどうかを審査するものとする。

（信用協同組合等の子会社の範囲等）

第四条 法第四条の二第一項第一号に規定する信用協同組合その他これに類する者として内閣府令で定めるもの及び法第四条の四第一項第六号に規定する信用協同組合連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、信用協同組合等の子会社等（法第六条第一項、第六条の四の二第一項、第六条の五第一項、第六条の五の十第一項又は第六条の五の十四第一項において準用する銀行法（第三項第二号の三、第八十三條第四号、第八十九條第二項、第九十九條の八第一項第一号、第九十九條の九第六号、第一百十條の四第一項及び第一百十條の四十五號の二を除き、以下「銀行法」という。）、第十四條の二第二号に規定する子会社等を含む。信用協同組合連合会にあつては、当該信用協同組合連合会の子会社（法第四条の四第一項第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。）を除く。）とする。

2 法第四条の二第一項第一号イ又は第四条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第二十三号に掲げる業務に該当するものを除く。）とする。

一 他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

以下同じ。）のための不動産（原則として、自らを子会社とする信用協同組合等（信用協同組合連合会にあつては、信用協同組合を含む。）又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

二 他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

三 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

四 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務

五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）

六 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

七 他の事業者等の現金自動支払機その他の金融庁長官が別に定める機械（以下「現金自動支払機等」という。）の保守、点検その他の管理を行う業務

八 他の事業者等の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

九 他の事業者等の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつてゐる財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

十 他の事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を行使する必要がある場合、当該他の事業者等のために当該債権の担保の目的となつてゐる財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十一 他の事業者等が行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務

十二 他の事業者等が行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に

関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務

十三 他の事業者等の事務に係る計算を行う業務

十四 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十五 他の事業者等と当該他の事業者等の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十七 他の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

十八 他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十九 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二十 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 自らを子会社とする保険会社（法第四条の四第一項第四号に規定する保険会社をいう。以下同じ。）のために投資を行う業務

二十四 自らを子会社とする信用協同組合連合会、その子会社である信託兼営銀行（法第四条の四第一項第一号に規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）又は保険会社若しくは信用協同組合（以下この号において「信用協同組合等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債券の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該信用協同組合等のために当該債権の担保の目的となつ

ている財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

二十五 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

二十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

三 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一 信用協同組合等の業務（第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の二 銀行又は信用金庫若しくは労働金庫（これらの法人をもって組織する連合会を含む。）の業務（第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の三 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十八条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ（六）及び第九十号の十七第二項において同じ。）若しくは農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ（六）及び第九十号の十七第二項において同じ。）が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。）

漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号ニ（七）及び第九十号の十七第二項において同じ。）若しくは漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ（七）及び第九十号の十七第二項において同じ。）

若しくは水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ（七）及び第九十号の十七第二項において同じ。）若しくは水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ（七）及び第九十号の十七第二項において同

じ。）の行う同法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

一の四 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。第九十九条の二十五第三号及び第九十条の二十八第三号において同じ。）が営む資金移動業（同法第二条第二項に規定する資金移動業をいう。同号において同じ。）の代理又は媒介

一の五 資金決済に関する法律第二条第一項に規定する電子決済手段関連業務

一の六 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

一の七 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第三号から第七号までに掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務に該当するものを除く。）を受託する契約の締結の代理又は媒介

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの（第一号から第一号の三までに掲げる業務に該当するものを除く。）

二の二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの（宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。）

二の三 信用協同組合電子決済等代行業（法第六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係

る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業に係る業務

三 中小企業等協同組合法第九条の八第一項第四号及び同条第二項各号に規定する事業（同項第一号から第五号まで、第十二号、第十二号の二、第二十一号及び第二十四号に掲げる事業、有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）又は同法第九条の九第一項第一号及び第二号の事業に附帯する事業並びに同条第六項第一号、第四号及び第五号に規定する事業（同項第一号に規定する同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号、第五号及び第二十一号に掲げる事業、有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第六十六号）第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務（同条第二号に規定する業務を行う場合にあつては、金融庁長官の定める基準を全て満たす場合に限る。）

三の三 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業又は同法第六十一条第一項各号に掲げる事務を行う業務

三の四 保険業法（平成七年法律第五十五号）第二条第二十六項に規定する保険募集（第二十七号及び第九十四条第一項において「保険募集」という。）

三の五 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一十号）第十一条第三項に規定する保険媒介業務（第二十七号及び第九十四条第一項において「保険媒介業務」という。）

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号等資産（同条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。）の価値等（暗号等資産の価値、暗号等資産関連オポジション（同法第八十五号の二十三第一項に規定する暗号等資産関連オポジションをいう。）の対価の額又は暗号等資産関連金融指標（同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいう。）の動向をいう。第十四号並びに第十條第二項第一号及び第三項第一

号並びに第十條第二項第一号及び第三項第一

号において同じ。)の分析に基づく投資判断(同法第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。第十四号並びに第十條第二項第一号及び第三項第一号において同じ。)に基づいて財産の運用を行うものを除く。)を行う業務

五 削除

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第二条第三項に規定する商品投資顧問業

七 それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役員提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役員提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号(以下この号及び次号において「カード等」という。)をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役員提供を受けようとする者(以下この号及び次号において「利用者」という。)との交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役員提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役員提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役員の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役員提供事業者に当該金額の交付(当該販売業者又は当該役員提供事業者以外の者を通じて当該販売業者又は当該役員提供事業者への交付を含む。)をする業務

八 利用者がカード等を利用することなく特定の販売業者又は役員提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役員提供を条件として、当該販売業者又は当該役員提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役員の対価に相当する額の交付(当該販売業者又は当該役員提供事業者以外の者を通じて当該販売業者又は当該役員提供事業者への交付を含む。)をし、当該利用者から当該金額を受領する業務

九 資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

十 削除

十一 機械類その他の物件を使用させる業務(中小企業等協同組合法第九条の八第二項第

二十一号に掲げる要件を全て満たす契約に基づき行われる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。)

十二 次に掲げる行為により株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該会社の発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。)を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ホ イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五条に規定する匿名組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十三 投資信託委託会社又は資産運用会社(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。)として行う業務(投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。)

十四 投資助言業務(金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。第二十九條の三第二項及び第四十九條の四第二項において同じ。)

又は投資一任契約(同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいい、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。)

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第三条第一号、第二号及び第六号から第八号まで掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う業務(第四号及び前二号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十四の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、株式の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに關し仲介を行う業務

十五 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託

十六 金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務

十七 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務

十八 主として子会社対象会社(信用協同組合にあつては法第四条の二第一項に規定する子会社対象会社、信用協同組合連合会にあつては法第四条の四第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。)に該当する会社その他の金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二 主として子会社対象会社に該当する会社その他の金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者等の財務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成若しくは販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)を行う業務及び計算受託業務(第三十二号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十八の三 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第二条第一項に規定する確定給付企業年金その他これに準ずる年金に係る掛金又は給付金等の計算に関する業務及び書類等の作成又は授受に関する業務

十八の四 中小企業等協同組合法第九条の八第七項第七号又は第九条の九第六項第十二号に掲げる事業

十八の五 電子記録債権法(平成十九年法律第二百号)第五十一条第一項に規定する電子債権記録業務

十九 有価証券の所有者と発行者との間の当該有価証券に関する事務の取次ぎを行う業務

二十 有価証券に関する顧客の代理

二十一 株式会社の株式の発行による事業資金の調達を容易にすることを目的として当該株式会社に係る広告、宣伝又は調査を行う業務

その他当該株式会社に対する投資者の評価を高めることに資する業務

二十二 有価証券に関連する情報の提供又は助言(第十九号及び前号に掲げる業務に該当するものを除く。)

二十三 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務(有価証券関連業務に該当するものを除く。)

二十四 保険会社又は少額短期保険業者(保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。)の保険業(同条第一項に規定する保険業をいう。第四十二条第一項第三号において同じ。)に係る業務の代理(第三号の四及び第三号の五に掲げる業務に該当するものを除く。)

二十五 削除

二十六 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査を行う業務

二十七 保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務

二十八 老人福祉施設等(老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設及び同法第二十九條第一項に規定する有料老人ホームをいう。)に関する役務その他老人、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務

二十九 健康の維持若しくは増進のための運動を行う施設又は温泉を利用して健康の維持若しくは増進を図るための施設の運営を行う業務

三十 事故その他の危険の発生の防止若しくは危険の発生に伴う損害の防止若しくは軽減を図るため、又は危険の発生に伴う損害の規模等を評価するための調査、分析又は助言を行う業務

三十一 健康、福祉又は医療に関する調査、分析又は助言を行う業務

三十二 主として保険会社、少額短期保険業者又は保険募集人の業務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成又は販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)を行う業務及び計算受託業務

三十三 自動車修理業者等のあつせん又は紹介に関する業務

三十四 保険契約者からの保険事故に関する報告の取次ぎを行う業務又は保険契約に関し相談に応ずる業務

三十五 財産の管理に関する業務(当該業務を営む会社の議決権を保有する信用協同組合連合会(当該信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により同項第九号に掲げる事業を行う場合に限り、当該信用協同組合連合会の子会社が当該議決権を保有する場合における当該信用協同組合連合会を含む。)又は当該業務を営む会社の議決権を保有する信用協同組合連合会(その子会社が当該議決権を保有する場合における当該信用協同組合連合会を含む。)が子会社とする信託専門会社等(信託兼営銀行又は法第四条の四第一項第五号に規定する信託専門会社をいう。以下同じ。))が受託する信託財産と同じ種類の財産につき業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うもの(第三号に掲げる事業に係る代理事務)

三十六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一号第一項第四号から第七号までに掲げる業務(当該業務を行う会社の議決権を保有する信用協同組合連合会(その子会社が当該議決権を保有する場合における当該信用協同組合連合会を含む。)の子会社である信託専門会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合(当該信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第九条の九第六項の規定により同項第九号に掲げる事業を行う場合を除く。))における当該業務の範囲については当該信託専門会社等が信託業務第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除く。)

三十七 信託を引き受ける場合におけるその財産(不動産を除く。)の評価に関する業務

三十八 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務(当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。)

4 法第四条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社又は障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号。以下この項及び第六条の三において「障害者雇用促進法」という。)第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社(それぞれ障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項に規定する子会社、関係会社又は関係子会社をいう。第六条の三において同じ。)とする。

一 専ら情報通信技術を活用した当該信用協同組合の行う中小企業等協同組合法第九条の八第一項第一号から第三号までに掲げる事業の高度化若しくは当該信用協同組合の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)

二 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品又は提供される役務の提供を行う業務であつて、当該信用協同組合の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの

三 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該信用協同組合の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業(経営相談等事業(中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第九号)第一条の三第十四項第一号に規定する経営相談等事業をいう。第六号の三第三号において同じ。))その他の当該信用協同組合の行う事業に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者(同法第二条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる同条第一号に規定する労働者派遣の対象となるものに限る。第六条の三第三号において同じ。))が常時雇用される労働者でないものに限る。)

四 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守(当該信用協同組合若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共に設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)又はプログラムの設計、作成、販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。若しくは保守(当該信用協同組合若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。))を行う業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除く。)

五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

七 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第二十九号)第二条第一項に規定する成年後見人等をいう。以下この号及び第六条の三第七号において同じ。))の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務

八 前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社対象会社(法第四条の二第一項第二号から第五号までに掲げる会社を除く。)が営むことができるもの

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務

5 法第四条の二第三項に規定する内閣府令で定める会社は、前項に規定する会社とする。

6 法第四条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第三項第十九号から第二十三号までに掲げる業務

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三 第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

7 法第四条の四第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第三項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三 第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

8 法第四条の四第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三 第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

9 法第四条の四第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第三項第一号から第十八号の五までに掲げる業務

二 前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三 第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

10 法第四条第二項の規定は、第三項第三十五号及び第三十六号に規定する議決権について準用する。(法第四条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第五条 法第四条の二第二項本文(法第四条の四第五項において読み替えて準用する場合を含む。))に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 信用協同組合等又はその子会社の代物弁済の受領による株式又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得(当該信用協同組合等又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。)

二 信用協同組合等又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換(当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下同じ。)(当該信用協同組合等又はその子会社の請求による場合を除く。)

三 信用協同組合等又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式若しくは持分の併合若しくは分割又は株式無償割当て(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八十五条に規定する株式無償割当てをいう。第七条第一項第六号において同じ。))

四 信用協同組合等又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式若しくは持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

六 信用協同組合等又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の自己の株式又は持分の取得

七 信用協同組合の子会社である法第四条の二第一項第二号から第四号までに掲げる会社による株式又は持分の取得

八 信用協同組合連合会の子会社である法第四条の四第一項第七号から第九号までに掲げる会社による株式又は持分の取得

2 法第四条の二第二項ただし書（法第四条の四第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号又は第八号に掲げる事由とする。

3 法第四条の二第四項（法第四条の四第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

（認可対象会社を子会社とすることに於ける認可の申請等）

第六条 信用協同組合等は、認可対象会社（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあっては法第四条の二第三項に規定する認可対象会社をい、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあっては法第四条の四第三項に規定する認可対象会社（同条第一項第十号に掲げる会社（第六条の三に規定する会社を除く。）以下「他業務高度化等会社」という。）を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることに於ける認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 当該信用協同組合等に関する次に掲げる書面
 - イ 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 - ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面
 - 三 当該信用協同組合等及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等）をいう。以下この条、次条及び百十一条第一項第十九号において同じ。）に関する次に掲げる書面
 - イ 当該信用協同組合等及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 - ロ 当該認可後における当該信用協同組合等及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（銀行法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下同じ。）の見込みを記載した書面
 - 四 当該認可に係る認可対象会社に関する次に掲げる書面
 - イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
 - ロ 業務の内容を記載した書面
 - ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 - ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
 - 五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とするに際し、当該信用協同組合等又はその子会社が国内の会社（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあっては、法第四条の三第一項に規定する国内の会社、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあっては、法第四条の六第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあっては、法第四条の三第一項に規定する基準議決権数、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあっては、法第四条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
 - 六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

- イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
- ロ 業務の内容を記載した書面
- ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
- 五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とするに際し、当該信用協同組合等又はその子会社が国内の会社（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあっては、法第四条の三第一項に規定する国内の会社、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあっては、法第四条の六第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあっては、法第四条の三第一項に規定する基準議決権数、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあっては、法第四条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
- 六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

- 一 当該申請をした信用協同組合等（以下この項において「申請信用協同組合等」という。）の出資の総額が当該申請に係る認可対象会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。
 - 二 申請信用協同組合等及びその子会社等（当該認可に係る認可対象会社を含む。）の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること。
 - 三 申請信用協同組合等の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。
 - 四 当該申請の時に於ける申請信用協同組合等及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る認可対象会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。
 - 五 申請信用協同組合等が認可対象会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。
 - 六 当該認可に係る認可対象会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。
- 前二項の規定は、法第四条の二第四項ただし書（法第四条の四第五項において準用する場合を含む。）の認可（信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった他業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）に於いて準用する。

- 一 理由書
- 二 当該信用協同組合連合会に関する次に掲げる書面
 - イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 - ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面
- 三 当該信用協同組合連合会及びその子会社等に関する次に掲げる書面
 - イ 当該信用協同組合連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 - ロ 当該認可後における当該信用協同組合連合会及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
 - 四 当該認可に係る他業務高度化等会社に関する次に掲げる書面
 - イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
 - ロ 業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書面
 - ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 - ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
 - 五 当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る他業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該信用協同組合連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
 - 六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 四 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

- 一 当該申請をした信用協同組合連合会（以下この項において「申請信用協同組合連合会」という。）の会員勘定の額が当該申請に係る他業業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること
- 二 当該申請に係る他業業務高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であっても、申請信用協同組合連合会及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること
- 三 申請信用協同組合連合会の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること
- 四 当該申請の時に申請信用協同組合連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請信用協同組合連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る他業業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も良好に推移することが見込まれること
- 五 当該認可に係る他業業務高度化等会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること
- 六 申請信用協同組合連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る他業業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、申請信用協同組合連合会が行う中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業の高度化若しくは申請信用協同組合連合会の利用者の利便の向上又は地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資すると見込まれること
- 七 申請信用協同組合連合会の業務の状況に照らし、申請信用協同組合連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る他業業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した後も、申請信用協同組合連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること
- 八 申請信用協同組合連合会又は当該認可に係る他業業務高度化等会社の顧客に対し、申請信用協同組合連合会の信用協同組合連合会としての取引上の優越的地位又は当該他業業務高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申請信用協同組合連

- 合会の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該他業業務高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること
- 九 申請信用協同組合連合会又は当該認可に係る他業業務高度化等会社が行う取引に伴い、申請信用協同組合連合会又は当該他業業務高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること
- 三 前二項の規定は、法第四条の四第五項において準用する法第四条の二第四項ただし書の認可（信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった他業業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。）について準用する。
- 四 第一項及び第二項の規定は、法第四条の四第四項において準用する同条第三項の認可（他業業務高度化等会社に該当する子会社としてしようとするものについての認可に限る。）及び同条第六項の認可について準用する。
- 五 法第四条第二項の規定は、第一項並びに第二項第一号、第四号、第六号及び第七号（これらの規定を前二項において準用する場合を含む。）並びに第三項に規定する議決権について準用する。
- （一定の業務高度化等会社）
- 第六条の三 法第四条の四第三項、第四項及び第六項に規定する内閣府令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社又は障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社とする。
- 一 専ら情報通信技術を活用した当該信用協同組合連合会が行う中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業の高度化若しくは当該信用協同組合連合会の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）
- 二 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品又は提供される役務の提供を行う業務であつて、当該信用協同組合連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの

- 三 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該信用協同組合連合会の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等事業その他の当該信用協同組合連合会の行う事業に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。）
- 四 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該信用協同組合連合会若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該信用協同組合連合会若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）
- 五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務
- 六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
- 七 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務
- 八 前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社対象会社（法第四条の四第一項第七号から第十号までに掲げる会社を除く。）が営むことができるもの
- 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務（信用協同組合等による信用協同組合等グループの経営管理の内容等）
- 第六条の四 法第四条の二の二第二項第一号又は第四号の五第二項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。
- 一 信用協同組合等グループ（法第四条の二の二第一項に規定する信用協同組合グループ又は法第四条の五第一項に規定する信用協同組合連合会グループをいう。以下この条において同じ。）の収支、資本の分配及び自己資本

- の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針
- 二 災害その他の事象が発生した場合における信用協同組合等グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針
- 法第四条の二の二第二項第三号又は第四号の五第二項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、信用協同組合等における当該信用協同組合等グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。
- 三 法第四条の二の二第二項第四号又は第四号の五第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合等グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における信用協同組合等グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限る。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。（法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由）
- 第七条 法第四条の三第二項（法第四条の六第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。
- 一 信用協同組合等又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得
- 二 信用協同組合等又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得
- 三 信用協同組合等又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づく株式又は持分の取得（当該信用協同組合等又はその子会社に対する当該会社の債務を消滅させるために行うものであつて、当該株式又は持分の取得によって相対期間内に当該会社の経営の状況が改善されることの見込まれるものに限る。）
- 四 信用協同組合等又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該信用協同組合等又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 信用協同組合等又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該信用協同組合等又はその子会社の請求による場合を除く。）

六 信用協同組合等又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式若しくは持分の併合若しくは分割又は株式無償割当て

七 信用協同組合等又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式若しくは持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

八 信用協同組合等又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の自己の株式又は持分の取得

九 新規事業分野開拓会社等（第十条第十一項に規定する新規事業分野開拓会社等をいう。第九条の第二項において同じ。）の議決権について第十条第十一項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社（同項ただし書に規定する事業再生会社をいう。第九条の第二項において同じ。）の議決権について第十条第十二項の規定による処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 信用協同組合等又はその子会社の取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の発行する株式を当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に処分するために必要な当該株式の転換（第五号に掲げる事由に該当するものを除く。）その他の合理的な理由があることについてあらかじめ金融庁長官の承認を受けた場合

二 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社の商号及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面

四 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした信用協同組合

等が基準議決権数を超えて議決権を所有し、又は保有することについて合理的な理由があるかどうか、及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第八条 信用協同組合等は、法第四条の第三項（法第四条の六第三項で準用する場合を含む。）ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面

四 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした信用協同組合等又はその子会社が基準議決権数を超えて議決権を保有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

法第四条第二項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

（基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合）

第九条 法第四条の第三項第一号（法第四条の六第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該信用協同組合等が中小企業等協同組合（法第五十七条の三第五項の認可を受けて信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（信用金庫又は労働金庫をもって組織する連合会を含む。）の事業の譲受けをした場合）

二 当該信用協同組合連合会が中小企業等協同組合（法第五十七条の三第五項の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより銀行、証券専門会社（法第四条の四第一項第二号に規定す

る証券専門会社をいう。第十条第一項第二号において同じ。）、証券仲介専門会社（法第四条の四第一項第三号に規定する証券仲介専門会社をいう。第十条第一項第二号において同じ。）又は保険会社を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

（特例対象会社）

第九条の二 法第四条の三第八項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（信用協同組合等の子法人等（令第三条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）に該当しないものに限る。第三項及び百十一条第一項第十四号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無責任組合員となる投資事業有責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ 当該信用協同組合等又はその子会社が当該投資事業有責任組合の組合員となつているもの

ロ 当該株式会社に当該信用協同組合等又はその子会社が出資しているもの

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

イ 官公署

ロ 商工署又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 他の事業者等の経営に関する相談に応ずる業務を営む会社（当該信用協同組合等の子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条第十四項において同じ。）以外の会社に限る。）

二 前項に規定する会社のほか、会社（信用協同組合等の子法人等に該当しないものに限る。）

であつて、その議決権を信用協同組合等又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の第七条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該信用協同組合等又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該事由によらずに新たに取得されない限り、当該信用協同組合等に係る法第四条の三第八項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

三 第一項の規定にかかわらず、特定子会社（信用協同組合にあつては法第四条の二第二項第二号に規定する特定子会社をいい、信用協同組合連合会にあつては法第四条の四第一項第七号に規定する特定子会社をいう。次条第十一項及び第十二項において同じ。）がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日から当該信用協同組合等に係る法第四条の三第八項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日まで間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

四 法第四条の三第八項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社が当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超える議決権を保有する会社（当該信用協同組合等又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の

二 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社の商号及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面

四 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした信用協同組合

等が基準議決権数を超えて議決権を所有し、又は保有することについて合理的な理由があるかどうか、及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第八条 信用協同組合等は、法第四条の第三項（法第四条の六第三項で準用する場合を含む。）ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面

四 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした信用協同組合

等が基準議決権数を超えて議決権を所有し、又は保有することについて合理的な理由があるかどうか、及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第八条 信用協同組合等は、法第四条の第三項（法第四条の六第三項で準用する場合を含む。）ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面

四 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした信用協同組合

数を超える議決権を保有していないものに限る。とする。

5 法第四條第二項の規定は、前三項に規定する議決権について準用する。

(専門子会社の業務等)

第十條 法第四條の四第一項第一号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 第四條第二項各号に掲げる業務であつて、当該信用協同組合連合会、その子会社(法第四條の四第一項第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。)その他第四條第一項に規定する者(次項第二号及び第十五項第二号において「当該信用協同組合連合会等」という。)の営む業務のために営むもの
- 二 第四條第三項各号に掲げる業務(当該信用協同組合連合会が証券専門会社等(証券専門会社又は証券仲介専門会社をいう。第十五項第二号において同じ。)を子会社としていない場合にあつては同条第三項第十九号から第二十三号までに掲げる業務を、当該信用協同組合連合会が保険会社等(保険会社又は少額短期保険業者をいう。以下この条において同じ。)を子会社としていない場合にあつては同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該信用協同組合連合会が信託専門会社等(信託専門会社又は信託専門会社等)を子会社としていない場合(当該信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第九條の九第六項の規定により同項第九号に掲げる事業を行う場合を除く。)にあつては第四條第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ掲げる業務とする。

2 法第四條の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五條第一項第一号から第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一條の三第八項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二條第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五條第二号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組

合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一條の三第八項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二條第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為(同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。)並びに金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第一條の十二各号に掲げる行為を行う業務

二 第四條第二項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務であつて、当該信用協同組合連合会等の営む業務のために営むもの

三 第四條第三項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除き、当該信用協同組合連合会が保険会社等を子会社としていない場合にあつては同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該信用協同組合連合会が信託専門会社等を子会社としていない場合(当該信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第九條の九第六項の規定により同項第九号に掲げる事業を行う場合を除く。)にあつては第四條第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ掲げる業務とする。

3 法第四條の四第一項第三号及び第三号の二に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五條第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

- 一 金融商品取引法第二條第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為(同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。)並びに金融商品取引法施行令第一條の十二第一号に掲げる行為を行う業務
- 二 累積投資契約(金融商品取引法第三十五條第一項第七号に規定する累積投資契約をいう。)の締結の媒介
- 三 金融商品取引法第三十五條第一項第一号に規定する有価証券の貸借の媒介
- 四 前項第二号に掲げる業務
- 五 第四條第三項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除き、当該信用

協同組合連合会が保険会社等を子会社としていない場合にあつては同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該信用協同組合連合会が信託専門会社等を子会社としていない場合(当該信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第九條の九第六項の規定により同項第九号に掲げる事業を行う場合を除く。)にあつては第四條第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ掲げる業務とする。

4 法第四條の二第一項第二号又は第四條の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第二條第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次項において同じ。)に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿(同法第六十七條の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項及び第七項において同じ。)に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動(新商品の開発又は生産、新役員の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。)を行う中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二條第一項に規定する中小企業者をいう。第十二項において同じ。)である会社であつて、設立の日又は新事業活動開始日(会社が現に行つていない事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。)以後十年を経過していない会社とする。

5 法第四條の二第一項第三号又は第四條の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

- 一 中小企業等経営強化法第十四條第一項に規定する承認を受けている会社
- 二 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第七百七十四條第一項の規定による再生計画認可の決定を受けている会社
- 三 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第九十九條第一項の規定による更生計画認可の決定を受けている会社
- 四 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十五條第四項に規定する再生支援決定を受けている会社

六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第十三号)第十九條第四項に規定する支援決定を受けている会社

七 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九條第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十三條第一項に規定する認定を受けている会社

八 合理的な経営改善のための計画(信用組合等(信用協同組合等又は令第五條の四各号に掲げる者をいう。次号及び次項第一号において同じ。))、株式会社商工組合中央金庫、保険会社、保険業法第二條第七項に規定する外国保険会社等、銀行法第二條第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十六條の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二條第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社(以下この号及び次号において「特定金融機関等」という。)が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することと内容を定めるものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)を実施している会社

九 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置(当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定められた一定の基準を下回つた場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。)

九 当該会社に対する金銭債権を有する信用組合等(当該信用組合等がない場合にあつては、信用協同組合等又はその子会社が当該会社の議決権を取得するときにおける当該信用協同組合等)及び前条第一項第二号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した合理的な経営改善のための計画(特定金融機関等が当該会社に対してその事業に必要な資金を出資することを内容とするものであつて、当該出資により相当の期間内に当該

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第十三号)第十九條第四項に規定する支援決定を受けている会社

会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)を実施している会社

十 代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であつて、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社

六 法第四条の二第二項第三号又は第四号の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める要件は、信用協同組合等又はその子会社が前項に規定する会社(同項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 信用組合等による人的な又は財政上の支援その他の当該信用組合等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画(法第四条の二第一項第三号又は第四号の四第一項第八号の事業に係る計画をいう。)が作成されていること。

七 法第四条の二第二項第四号又は第四号の四第一項第九号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二條第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ 信用協同組合等又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの
ロ 当該株式会社信用協同組合等又はその子会社が出資しているもの
二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、前条第一項第二号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

八 第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を信用協同組合等若しくはその

子会社(子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。)の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき(当該会社の議決権が当該信用協同組合等又はその子会社により二回以上にわたって取得された場合にあっては、当該信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき)に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号又は第四号の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

九 前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第四条の二第一項第二号又は第四号の四第一項第七号」とあるのは、「第四条の二第一項第三号又は第四号の四第一項第八号」と読み替へるものとする。

十 第八項の規定は、第七項に規定する会社に該当しているものについて準用する。この場合において、第八項中「第四条の二第一項第二号又は第四号の四第一項第七号」とあるのは、「第四号の二第一項第四号又は第四号の四第一項第九号」と読み替へるものとする。

十一 第四項から前項まで(第六項を除く。)の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した第四項若しくは第八項に規定する会社(以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。)第五項に規定する会社若しくは第九項において読み替へて準用する第八項の内閣府令で定める会社に該当するもの(以下「事業再生会社」という。)又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替へて準用する第八項の内閣府令で定める会社に該当するもの(以下この項において「地域活性化事業会社」という。)の議決権を処分基準日(新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日)をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日(当該議決権が第五項に規定する会社(同項第五号又は第六号に該当するものに限る。))の議決権である場合であつて、当

該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日)をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社(以下「新規事業分野開拓会社等」という。)は、処分基準日の翌日から当該新規事業分野開拓会社にあつては当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号又は第四号の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第三号又は第四号の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行へば当該新規事業分野開拓会社等又はその子会社が保有する当該議決権の数が当該議決権の数を超過する部分の議決権を超過する部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

十二 第五項及び第九項の規定にかかわらず、信用協同組合等又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日(その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日)をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第三号又は第四号の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行へば当該信用協同組合等又はその特定子会社が保有する当該議決権の数が当該議決権の数を超過する部分の議決権を超過する部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

十三 中小企業者以外の会社の発行する株式又は持分に係る議決権 三年

十四 法第四条の二第二項第六号に規定する内閣府令で定めるもの、同号に規定する持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四号第二項各号及び第三項各号(第十九号から第三十七号までを除く。)に掲げる業務を専ら営むものとする。ただし、同条第二項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、信用協同組合が行う事業又はその子会社等の営む業務のために営むものでなければならぬ。

十五 法第四条の四第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる会社のいずれかを子会社とする持株会社
イ 信託兼営銀行
ロ 保険会社
ハ 少額短期保険業者
二 前号に掲げるもののほか、当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次に掲げる業務を専ら営む持株会社
イ 第四条第二項各号に掲げる業務であつて、当該信用協同組合連合会等の営む業務のために営むもの
ロ 第四条第三項各号に掲げる業務(当該持株会社が証券専門会社等を子会社としていない場合にあつては同項第十九号から第二

同組合等又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超過する部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一 中小企業者の発行する株式又は持分に係る議決権 十年
二 中小企業者以外の会社の発行する株式又は持分に係る議決権 三年

一 第四号第三項第十二号に掲げる業務
二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言(前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。)

一 第四号第三項第十二号に掲げる業務
二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言(前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。)

一 第四号第三項第十二号に掲げる業務
二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言(前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。)

十三号までに掲げる業務を、当該持株会社が保険会社等を子会社としていない場合にあっては同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務を、当該持株会社が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該持株会社の議決権を保有する信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第九條の九第六項の規定により同項第九号に掲げる事業を行う場合（当該信用協同組合連合会の子会社が当該議決権を保有する場合を含む。）を除く。）にあっては第四條第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

16 法第四條第二項の規定は、第五項第九号、第六項、第八項（第九項及び第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項、第十二項及び前項第二号に規定する議決権について準用する。

（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）
第十一條 法第四條の二第八項（法第四條の四第五項で準用する場合を含む。）の規定による総会への報告は、次に掲げる規定の認可を受けて議決権を保有している認可対象会社（信用協同組合にあっては法第四條の二第三項に規定する認可対象会社をい、信用協同組合連合会にあっては法第四條の四第三項に規定する認可対象会社をいう。）の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第五條の七第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を示して行わなければならない。
 一 法第四條の二第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）
 二 法第四條の二第四項ただし書（法第四條の四第五項において準用する場合を含む。）
 三 法第四條の四第三項（同條第四項において準用する場合を含む。）

第十二條 信用協同組合等を代表する理事並びに信用協同組合等の常務に従事する役員及び参事は、法第五條の二ただし書の規定により、他の信用協同組合等若しくは法人（以下この條において「他の信用協同組合等」という。）の常務に従事し、又は事業を営むことについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該信用協同組合等を経由して金融庁長官等に提出しなければならない。
 一 理由書
 二 履歴書
 三 信用協同組合等における常務の処理方法又は勤務状況を記載した書面
 四 他の信用協同組合等の常務に従事しようとする場合には、当該他の信用協同組合等における常務の処理方法及び信用協同組合等と当該他の信用協同組合等との取引その他の関係を記載した書面並びに当該他の信用協同組合等の定款、最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書又は株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 五 現在営んでいる事業を継続して営もうとする場合には、その事業の種類及び方法、その事業の最近における業務、財産及び損益の状況並びに申請の日から起算して一年間における取引及び収支の予想を記載した書面
 六 新たに事業を営もうとする場合には、その事業の種類及び方法並びにその事業開始後一年間における取引及び収支の予想を記載した書面
 七 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面
 八 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る信用協同組合等を代表する理事並びに信用協同組合等の常務に従事する役員及び参事が当該信用協同組合等の他の信用協同組合等の常務に従事し、又は事業を営むことが特段の支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。
 九 第一項の規定による信用協同組合等に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（法第五條の七第十一項第四号に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）をもって行うことができる。
 （心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）
第十二條の二 法第五條の四第三号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害のた

め職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができな者とする。
 （役員の説明義務）
第十二條の三 法第五條の五又は第五條の六において準用する会社法第三百十四條に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 一 組合員又は役員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）
 イ 当該組合員又は役員が総会の日より相当の期間前に当該事項を信用協同組合等に対して通知した場合
 ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
 二 組合員又は役員が説明を求めた事項について説明をすることにより信用協同組合等その他の者（当該組合員又は役員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
 三 組合員又は役員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求めた場合
 四 前三号に掲げる場合のほか、組合員又は役員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合
 （監査報告の作成等）
第十三條 法第五條の六において準用する会社法第三百八十一條第一項の規定により内閣府令で定める事項については、この條の定めるところによる。
 二 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。
 一 当該信用協同組合等の理事及び職員
 二 当該信用協同組合等の子法人等の取締役、会計参事、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八條第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人
 三 その他監事が適切に職務を執行するに当たり意思疎通を図るべき者
 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に依り、当該信用協同組合等の他の監事及び子法人等の監査役その他これらに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。
 5 法第五條の六において準用する会社法第三百八十四條に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。
 （会社法等の規定を準用する場合における子会社）
第十四條 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、令第三條の二第二項に規定する当該信用協同組合等の子法人等（当該信用協同組合等の子会社を除く。）とする。
 一 法第五條の六において準用する会社法第三百八十一條第三項及び第四項
 二 法第五條の九において準用する会社法第三百三十七條第三項第一号
 三 法第五條の九において準用する会社法第三百九十六條第三項、第四項並びに第五項第二号及び第三号
 四 法第五條の十第二項において準用する会社法第三百三十七條第三項第二号
 五 銀行法第二十四條第二項
第十五條 法第五條の七第一項の事業報告、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書は、信用協同組合にあってはそれぞれ別紙様式第一号から第四号まで、信用協同組合連合会にあってはそれぞれ別紙様式第五号から第八号までにより作成しなければならない。
 二 前項の規定により作成する貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。
 （電磁的記録）
第十六條 法第五條の七第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものである。
第十七條 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に

め職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができな者とする。
 （役員の説明義務）
第十二條の三 法第五條の五又は第五條の六において準用する会社法第三百十四條に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 一 組合員又は役員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）
 イ 当該組合員又は役員が総会の日より相当の期間前に当該事項を信用協同組合等に対して通知した場合
 ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
 二 組合員又は役員が説明を求めた事項について説明をすることにより信用協同組合等その他の者（当該組合員又は役員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
 三 組合員又は役員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求めた場合
 四 前三号に掲げる場合のほか、組合員又は役員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合
 （監査報告の作成等）
第十三條 法第五條の六において準用する会社法第三百八十一條第一項の規定により内閣府令で定める事項については、この條の定めるところによる。
 二 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。
 一 当該信用協同組合等の理事及び職員
 二 当該信用協同組合等の子法人等の取締役、会計参事、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八條第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人
 三 その他監事が適切に職務を執行するに当たり意思疎通を図るべき者
 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

め職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができな者とする。
 （役員の説明義務）
第十二條の三 法第五條の五又は第五條の六において準用する会社法第三百十四條に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 一 組合員又は役員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）
 イ 当該組合員又は役員が総会の日より相当の期間前に当該事項を信用協同組合等に対して通知した場合
 ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
 二 組合員又は役員が説明を求めた事項について説明をすることにより信用協同組合等その他の者（当該組合員又は役員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
 三 組合員又は役員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求めた場合
 四 前三号に掲げる場合のほか、組合員又は役員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合
 （監査報告の作成等）
第十三條 法第五條の六において準用する会社法第三百八十一條第一項の規定により内閣府令で定める事項については、この條の定めるところによる。
 二 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。
 一 当該信用協同組合等の理事及び職員
 二 当該信用協同組合等の子法人等の取締役、会計参事、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八條第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人
 三 その他監事が適切に職務を執行するに当たり意思疎通を図るべき者
 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

め職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができな者とする。
 （役員の説明義務）
第十二條の三 法第五條の五又は第五條の六において準用する会社法第三百十四條に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 一 組合員又は役員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）
 イ 当該組合員又は役員が総会の日より相当の期間前に当該事項を信用協同組合等に対して通知した場合
 ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
 二 組合員又は役員が説明を求めた事項について説明をすることにより信用協同組合等その他の者（当該組合員又は役員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
 三 組合員又は役員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求めた場合
 四 前三号に掲げる場合のほか、組合員又は役員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合
 （監査報告の作成等）
第十三條 法第五條の六において準用する会社法第三百八十一條第一項の規定により内閣府令で定める事項については、この條の定めるところによる。
 二 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。
 一 当該信用協同組合等の理事及び職員
 二 当該信用協同組合等の子法人等の取締役、会計参事、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八條第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人
 三 その他監事が適切に職務を執行するに当たり意思疎通を図るべき者
 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第五条の七第十一項第三号

二 法第六条の二第二項において準用する会社法第四百九十六条第二項第三号

三 法第十二条第一項第五号

四 法第十二条第一項第九号

2 銀行法第二十一条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)及び第五十二条の五十一、第二項に規定する内閣府令で定める措置は、これらの規定の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録の備置きに関する特則)
第十八条 法第五条の七第十項に規定する内閣府令で定めるものは、信用協同組合等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて信用協同組合等の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。

第十九条 法第五条の七第十一項第四号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。
一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができらるるものでなければならない。

(事業報告の監事監査報告の内容)
第二十条 監事は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査(計算関係書類(成立の日における貸借対照表又は各事業年度に係る計算書類(法第五条の七第一項に規定する計算書類をいう。以下同じ。))及びその附属明細書をいう。以下同じ。))に係るものを除く。以下この条及び次条において同じ。の方法及びその内容
二 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該信用協同組合等の状況を正しく示しているかどうかについての意見
三 当該信用協同組合等の理事の職務の遂行に關し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実
四 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
五 監査報告を作成した日

(事業報告の監事監査報告の通知期限)
第二十一条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対して、監査報告の内容を通知しなければならない。
一 事業報告を受領した日から四週間を経過した日
二 事業報告の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日
三 特定理事及び特定監事の間で合意した日
四 事業報告及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとす

3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、事業報告については、監事の監査を受けたものとみなす。
4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者
二 前号に掲げる場合以外の場合 事業報告及びその附属明細書の作成に關する職務を行つた理事

5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
一 第一項の規定による監査報告の内容を通知すべき監事を定めた場合 当該通知をすべき監事として定められた監事
二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事(計算関係書類の監査についての通則)

第二十二條 法第五条の七第三項及び第五條の八第三項の規定による監査(計算関係書類(成立時の貸借対照表を除く。以下この条から第二十八条までにおいて同じ。))に係るものに限る。以下この条から第二十八条までにおいて同じ。については、次条から第二十八条までに定めるところによる。
2 前項に規定する監査には、公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

(計算関係書類の監事監査報告の内容)
第二十三條 監事(特定信用協同組合等(法第五条の八第三項に規定する特定信用協同組合等をいう。以下同じ。))の監事を除く。以下この条及び次条において同じ。))は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。
一 監事の監査の方法及びその内容
二 計算関係書類(剰余金処分案又は損失処理案を除く。第二十五条第二項第二号並びに第三十一条第一号及び第三号において同じ。))が当該信用協同組合等の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
三 剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見
四 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
五 追記情報
六 監査報告を作成した日

2 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に關して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。
一 会計方針の変更

二 重要な偶発事象
三 重要な後発事象
(計算関係書類の監事監査報告の通知期限等)
第二十四條 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書についての監査報告の内容を通知しなければならない。

一 当該計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日
二 当該計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日
三 特定理事及び特定監事が合意により定められた日があるときは、その日
2 計算関係書類については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。
4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者
二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けらるべき計算関係書類の作成に關する職務を行つた理事

5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
一 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めた場合 当該通知をすべき監事として定められた監事
二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事(特定信用協同組合等における計算関係書類の監査)

第二十五條 特定信用協同組合等の計算関係書類を作成した理事は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監事に対しても計算関係書類を提供しなければならない。
2 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。
一 会計監査人の監査の方法及びその内容

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができらるるものでなければならない。

二 計算関係書類が当該特定信用協同組合等の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合にあっては、それぞれ当該イからハまでに定める事項）

イ 無限定適正意見 監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していること認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していること認められる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由

ハ 不適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が不適正である旨及びその理由

三 剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見

四 前二号の意見がないときは、その旨及びその理由

五 継続企業の前提（当該信用協同組合等が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提をいう。第六十九条第一項第七号において同じ。）に関する注記に係る事項

六 第二号又は第三号の意見があるときは、事業報告及びその附属明細書の内容と計算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

七 追記情報

八 会計監査報告を作成した日

三 前項第七号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

四 特定信用協同組合等の監事は、計算関係書類及び会計監査報告（次条第三項に規定する場合にあつては、計算関係書類）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとして認めたときは、その旨及びその理由（次条第三項に規定する場合にあつては、会計監査報告を受領していない旨）

三 重要な後発事象（会計監査報告の内容となつていないものを除く。）

四 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項

五 監査のために必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日（会計監査報告の通知期限）

第二十六条 会計監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定監事及び特定理事に対し、各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書についての会計監査報告の内容を通知しなければならない。

一 当該計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日

二 当該計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三 特定理事、特定監事及び会計監査人の間で合意により定められた日があるときは、その日

四 計算関係書類については、特定監事及び特定理事が前項の規定による会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとす。

三 前項の規定にかかわらず、会計監査人が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。

四 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう（第二十八条において同じ。）。

一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った理事

五 第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする（次条及び第二十八条において同じ。）。

一 第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監事を定めた場合 当該通知を受ける監事として定められた監事

二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事（会計監査人の職務の遂行に関する事項）

第二十七条 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあつては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、全ての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項

二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項

三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

第二十八条 特定信用協同組合等の特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び会計監査人に対し、各事業年度に係る計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。

一 会計監査報告を受領した日（第二十六条第三項に規定する場合にあつては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日）から一週間を経過した日

二 特定理事及び特定監事の間で合意により定められた日があるときは、その日

三 計算関係書類については、特定理事及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとす。

三 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。

（事業報告等の組合員等への提供）

第二十九条 法第五条の七第五項又は第五条の八第五項の規定により組合員又は会員に対して行う提供事業報告（次の各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。）の提供に関しては、この条に定めるところによる。

一 事業報告

二 事業報告に係る監事の監査報告があるときは、当該監査報告（各監事の監査報告の内容（監査報告を作成した日を除く。）が同一である場合にあっては、一又は二以上の監事の監査報告）

三 第二十一条第三項の規定により監査を受けたものとみなされた時は、その旨を記載又は記録した書面又は電磁的記録

通常総会の招集通知を次の各号に掲げる方法により行う場合には、提供事業報告は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供事業報告が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供

ロ 提供事業報告が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供事業報告が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 提供事業報告が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項の電磁的方法による提供

理事は、事業報告の内容とすべき事項について、通常総会の招集通知を发出した日から通常総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を組合員又は会員に周知させる方法を当該招集通知と併せて通知することができる。

（計算書類等の組合員等への提供）

第三十条 次の各号に掲げる規定により組合員又は会員に対して行う提供計算書類（次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定めるもの）

三 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。

のをいう。以下この条において同じ。の提供に關しては、この条に定めるところによる。

算書又は剰余金処分計算書若しくは損失処理計算書に表示すべき事項（以下この項において「過年度事項」という。）を併せて提供することができる。この場合において、提供計算書類の提供をする時における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告をしたものと異なるものとなつていないときは、修正後の過年度事項を提供することを妨げない。

報についても、電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

一 信用協同組合等が行つた調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

イ 計算書類
ロ 計算書類に係る監事の監査報告（各監事の監査報告の内容（監査報告を作成した日を除く。）が同一である場合にあつては、一又は二以上の監事の監査報告）

提供計算書類に表示すべき事項（注記に係るものに限る。）に係る情報を、通常総会に係る招集通知を發出する時から通常総会の日から三月を経過する日までの間、継続して電磁的方法により組合員又は会員が提供を受けることができる状態に置く措置（第十九条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によつて行われるものに限る。第七項において同じ。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により組合員又は会員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限り。

第三十一条 法第五条の八第九項に規定する内閣府令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

二 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、信用協同組合等の会計監査人の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由

イ 計算書類
ロ 計算書類に係る会計監査報告
ハ 第二十六条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録
ニ 第二十八条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録
ホ 計算書類に係る監事の監査報告（各監事の監査報告の内容（監査報告を作成した日を除く。）が同一である場合にあつては、一又は二以上の監事の監査報告）

二 前号の会計監査報告に係る監事の監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと思はれる意見がないこと。

第三十二条 法第五條の九第三項において準用する中小企業等協同組合法第三十八條の二第五項に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、会計監査人がその在職中に報酬その他の職務執行の対価として信用協同組合等から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度（法第五條の九第二項において準用する中小企業等協同組合法第三十八條の二第五項の総会の決議の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額とする。

三 前号の者が責任又は義務があると判断した場合において、信用協同組合等の会計監査人の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由

一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法
イ 提供計算書類が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供
ロ 提供計算書類が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の提供

第三十三条 法第五條の九第三項において準用する会社法第八百四十七條第一項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

第三十六條 資産については、この府令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならぬ。

一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の取得価額まで回復すると認められるものを除く。） 事業年度の末日における時価

二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法
イ 提供計算書類が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供
ロ 提供計算書類が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項の電磁的方法による提供

第四項の規定は、提供計算書類に表示すべき事項のうち注記に係るもの以外のものに係る情報について、通常総会の招集通知を發出した日から通常総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を組合員又は会員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

第三十四條 法第五條の九第三項において準用する会社法第八百四十七條第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 其の時の取得原価から相当の減額をした額

3 提供計算書類を提供する際には、当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計

第四項の規定は、提供計算書類に表示すべき事項のうち注記に係るもの以外のものに係る情報

二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 其の時の取得原価から相当の減額をした額

取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

5 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付することができる。

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

- 一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産
- 二 市場価格のある資産（子法人等及び関連法人等（令第三条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）をいう。）を除く。）
- 三 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な資産

第三十七条 負債については、この府令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

2 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

- 一 退職給付引当金（使用人が退職した後に当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）のほか将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金（組合員又は会員に対して役務を提供する場合において計上すべき引当金を含む。）
- 二 前号に掲げる負債のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な負債

（評価・換算差額等）

第三十八条 次に掲げるものその他の資産、負債又は出資及び剰余金以外のものであっても、純資産の部の項目として計上することが適当であると認められるものは、純資産として計上することができる。

一 資産又は負債（デリバティブ取引により生じる正味の資産又は負債を含む。以下この条

において同じ。）につき時価を付すものとする場合における当該資産又は負債の評価差額（利益又は損失に計上したものと並びに次号及び第三号に掲げる評価差額を除く。）

二 ヘッジ会計（ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。）を適用する場合におけるヘッジ手段に係る損益又は評価差額

- 三 土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金（第三十九条の三において「再評価差額金」という。）

第三十九条 吸収合併存続組合（中小企業等協同組合法第六十三条の二第一号に規定する吸収合併存続組合をいう。以下この項及び第三十九条の三において同じ。）は、吸収合併対象財産（吸収合併（同法第六十三条の二に規定する吸収合併をいう。以下この項、次条及び第三十九条の三において同じ。）により、吸収合併存続組合が承継する財産をいう。以下この項において同じ。）の全部の取得原価を吸収合併対価（吸収合併に際して吸収合併存続組合が吸収合併消滅組合（同法第六十三条の二第一号に規定する吸収合併消滅組合をいう。以下この項及び第三十九条の三において同じ。）の会員に交付する財産をいう。）の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合を除き、吸収合併対象財産には、当該吸収合併に係る吸収合併消滅組合における当該吸収合併の直前の帳簿価額を付さなければならない。

2 前項の規定は、新設合併（中小企業等協同組合法第六十三条の三に規定する新設合併をいう。次条及び第三十九条の三において同じ。）の場合について準用する。

（のれん）

第三十九条の二 信用協同組合等は、吸収合併、新設合併又は事業の譲受けをする場合において、適正な額ののれんを資産又は負債として計上することができる。

（合併の場合の再評価差額金の承継）

第三十九条の三 再評価差額金を貸借対照表に計上している信用協同組合等が吸収合併又は新設合併（以下この条において「合併」と総称する。）により消滅した場合においては、当該合併に係る吸収合併存続組合又は新設合併設立組合（中小企業等協同組合法第六十三条の三第二号に規定する新設合併設立組合をいう。）（以下この条において「合併組合」と総称する。）は、当該合併直前における当該合併に係る吸収合併消滅組合又は新設合併消滅組合（同法第六十三条の三第一号に規定する新設合併消滅組合をいう。）の再評価差額金の額に相当する金額を再評価差額金として貸借対照表に計上し、又は当該合併組合の再評価差額金に組み入れなければならない。

第四十条 法第五条の十二第四号に規定する内閣府令で定める額は、次に掲げる額とする。

- 一 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、成立の日。以下この条において同じ。）における貸借対照表の資産の部に繰延資産として計上した額が、法第五条の十二第二号及び第三号に規定する額の合計額を超えるときは、その超過額
- 二 最終事業年度の末日における貸借対照表のその他の有価証券評価差額金の項目に計上した額（零以上である場合に限る。）
- 三 最終事業年度の末日における貸借対照表の土地再評価差額金の項目に計上した額（零以上である場合に限る。）

（預金者等に対する情報の提供）

第四十一条 信用協同組合等は、銀行法第十二条の四第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 主要な預金又は定期積金（以下「預金等」という。）の金利の明示
- 二 取り扱う預金等に係る手数料の明示
- 三 取り扱う預金等のうち預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるものの明示

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面又は当該書面に記載すべき事項を電子計算機の映像面へ表示したものを用いて行う預金者等の求めに応じた説明及び当該書面の交付

イ 名称（通称を含む。）

ロ 受入れの対象となる者の範囲

ハ 預入期間（自動継続扱いの有無を含む。）

ニ 最低預入金額、預入単位その他の預入入れに関する事項

ホ 払戻しの方法

ヘ 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項

ト 手数料

チ 付加することのできる特約に関する事項

リ 預入期間の中途での解約時の取扱（利息及び手数料の計算方法を含む。）

又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1) 指定信用事業等紛争解決機関（中小企業等協同組合法第六十九条の五に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下同じ。）が存在する場合、当該信用協同組合等が同法第九条の九の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称
 - (2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合、当該信用協同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
- ル その他預金等の預入れに関し参考となると認められる事項
- 五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関するより詳細な説明

イ 市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二十一条に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は外国市場デリバティブ取引（同条第二十三項に規

定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。のうち有価証券関連デリバティブ取引(同法第二十八條第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。)に該当するもの以外のもの

ロ 中小企業等協同組合法第九條の八第二項第十七号に規定する金融等デリバティブ取引

ハ 先物外国為替取引
ニ 有価証券関連デリバティブ取引(金融商品取引法第二十一條第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場(同條第八項第三号に規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。))における同條第二十一條第一号に掲げる取引と類似の取引を除く。

ホ 金融商品取引法第二十一條第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引(同條第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。)(次條第一項第二号及び第十條の五十八條第十三号ホにおいて「国債証券等」という。))並びに同法第二條第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。

六 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する情報の適切な提供
二 信用協同組合等は、前項第四号の規定による書面の交付に代えて、次項で定めるところにより、当該預金者等の承諾を得て、商品情報を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該信用協同組合等は、当該書面を交付したものとみなす。

三 信用協同組合等は、前項の規定により商品情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該預金者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。
一 第十九條第一項各号に規定する方法のうち信用協同組合等が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式
四 前項の規定による承諾を得た信用協同組合等は、当該預金者等から書面又は電磁的方法によ

り電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該預金者等に対し、商品情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該預金者等が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

五 信用協同組合等は、一の預金等に係る契約の締結について、当該信用協同組合等を所屬信用協同組合(法第六條の三第三項に規定する所屬信用協同組合をいう。以下同じ。)とする信用協同組合代理業者(同項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。))、当該信用協同組合等を委託信用協同組合(法第六條の四の三第二項第二号に規定する委託信用協同組合をいう。以下同じ。))とする信用協同組合電子決済等取扱業者(法第六條の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。))又は金融サービス仲介業者(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。)(預金等媒介業務(同條第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。))を行う者に限る。)

第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。
(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第四十二條 信用協同組合等は、次に掲げる商品取引を行う場合には、業務の方法に忠じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。
一 中小企業等協同組合法第九條の八第二項第十号又は同法第九條の九第六項第一号の規定により行つた同法第九條の八第二項第十号に規定する金銭債権(期限内で発行された譲渡性預金(払戻しについて期限のないものをいう。))の預金証書をもつて表示されるものを除く。)

二 金融商品取引法第三十三條第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(国債証券等及び前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。)
三 保険業を行う者が保険者となる保険契約信用協同組合等は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。
一 預金等ではないこと。
二 預金保険法第五十三條に規定する保険金の支払の対象とはならないこと。
三 元本の返済が保証されていないこと。
四 契約の主体その他預金等との誤認防止に關し参考となると認められる事項

一 預金等ではないこと。
二 預金保険法第五十三條に規定する保険金の支払の対象とはならないこと。
三 元本の返済が保証されていないこと。
四 契約の主体その他預金等との誤認防止に關し参考となると認められる事項

三 信用協同組合等は、その事務所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、前項第一号から第三号までに掲げる事項を当該事務所内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示しなければならない。

四 前項の場合において、信用協同組合等は、同項の規定による掲示の内容を当該信用協同組合等のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
一 その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合
二 そのウェブサイトがない場合
(投資信託委託会社等への店舗貸しによる受益証券等の取扱)

第四十三條 信用協同組合等は、投資信託委託会社又は資産運用会社が当該信用協同組合等の事務所の一部を使用して投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券又は外国投資証券(以下この条において「受益証券等」という。))を取り扱う場合には、信用協同組合等が預金等を取り扱う場所と投資信託委託会社又は資産運用会社が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある揭示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。
(信用協同組合等と他の者との誤認防止)

第四十四條 信用協同組合等は、電気通信回線に接続している電子計算機を利用してその業務を営む場合には、顧客が当該信用協同組合等と他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。
第四十五條 信用協同組合等は、預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに關する事務を第三者に委託する場合(信用協同組合代理業者に信用協同組合代理業に係る業務として委託する場合を除く。))には、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。
一 現金自動支払機等を用いて預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに關する事務(以下この条において「現金自動支払機等受払事務」という。))を行う場合における次に掲げる全ての措置
イ 現金自動支払機等受払事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機等の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官が別に定める者(資金の貸付け(当該信用協同組合等が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。))の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに關する事務を第三者に委託する場合には、金融庁長官が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。))に委託するための措置
ロ 顧客に関する情報が漏えいしないための適切な措置
ハ 顧客が当該信用協同組合等と当該現金自動支払機等受払事務の委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置

一 現金自動支払機等を用いて預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに關する事務(以下この条において「現金自動支払機等受払事務」という。))を行う場合における次に掲げる全ての措置
イ 現金自動支払機等受払事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機等の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官が別に定める者(資金の貸付け(当該信用協同組合等が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。))の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに關する事務を第三者に委託する場合には、金融庁長官が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。))に委託するための措置
ロ 顧客に関する情報が漏えいしないための適切な措置
ハ 顧客が当該信用協同組合等と当該現金自動支払機等受払事務の委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置

二 当該信用協同組合等の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末装置に顧客がカード等(それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、商品若しくは権利を購入し、又は有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。))において同じ。))を利用し、又は顧客の使用に係る電子機器から電気通信回線を通じて当該信用協同組合等の使用に係る電子計算機に情報を送信し、及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二條第二項に規定する識別符号を入力することにより預金又は資金の貸付け(顧客による預金の払出しの請求額が当該預金の残高を超過する場合に当該信用協同組合等が極度額の限度内において行う当該超過額に相当する金額の資金の貸付けに限る。以下この号において同じ。))の業務に係る金銭の払出し(現金自動支払機等受払事務に該当するものを除く。))を行う場合における次に掲げる全ての措置
イ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに關する事務に支障を及ぼすことがないよう確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該事務を委託するための措置

二 当該信用協同組合等の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末装置に顧客がカード等(それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、商品若しくは権利を購入し、又は有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。))において同じ。))を利用し、又は顧客の使用に係る電子機器から電気通信回線を通じて当該信用協同組合等の使用に係る電子計算機に情報を送信し、及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二條第二項に規定する識別符号を入力することにより預金又は資金の貸付け(顧客による預金の払出しの請求額が当該預金の残高を超過する場合に当該信用協同組合等が極度額の限度内において行う当該超過額に相当する金額の資金の貸付けに限る。以下この号において同じ。))の業務に係る金銭の払出し(現金自動支払機等受払事務に該当するものを除く。))を行う場合における次に掲げる全ての措置
イ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに關する事務に支障を及ぼすことがないよう確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該事務を委託するための措置

ロ 顧客に関する情報が漏えいしないための確な措置

ハ 顧客が当該信用協同組合等と当該預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の委託を受けた者(二及びハにおいて「受託者」という。)その他の者を誤認することを防止するための適切な措置

ニ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務を委託した場合の当該事務の実施に関し、受託者との間で、それぞれ役割の分担の明確化を図るための措置

ホ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の正確性を確保するための措置

ヘ カード等の処理に係る電子計算機及び端末装置又は顧客が送信する情報の処理に係る電子計算機及び電子機器が正当な権限を有しない者によって作動させられたことにより顧客に損失が発生した場合において、信用協同組合等、受託者及び顧客の間での当該損失の分担の明確化を図るための措置

ト 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しの上限額の設定及び当該上限額を超えることを防止するための措置

(個人顧客情報の安全管理措置等)

第四十六条 信用協同組合等は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(個人顧客情報の漏えい等の報告)

第四十六条の二 信用協同組合等は、その取り扱う個人である顧客に関する情報(個人情報情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。)の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。

(返済能力情報の取扱い)

第四十七条 信用協同組合等は、信用情報に関する機関(資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び信用協同組合等に対する当該情

報の提供を行うものをいう。)から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。(特別の非公開情報の取扱い)

第四十八条 信用協同組合等は、その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第四十九条 信用協同組合等は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

二 当該業務の委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)における当該業務の実施状況を、定期的又は必要に応じて確認することにより、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うための措置

三 受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託することその他の当該業務に係る顧客の保護に支障が生じること防止するための措置

五 信用協同組合等の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

(電子決済手段の発行に係る健全かつ適切な運営を確保するための措置)

第四十九条の二 信用協同組合等は、顧客との間で電子決済手段(資金決済に関する法律第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。以下同じ。)の発行による為替取引を行う場合には、

電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又はその業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあること認められる電子決済手段を発行しないために必要な措置を講じなければならない。

(電子決済手段及び暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置)

第四十九条の三 信用協同組合等は、その行う業務のうち、電子決済手段(暗号等資産に該当するものを除く。次条第一項において同じ。)を取得し、又は保有することとなる業務について、当該業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

2 信用協同組合等は、その行う業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

(電子決済手段及び暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等)

第四十九条の四 信用協同組合等は、その行う業務のうち、電子決済手段を取得し、又は保有することとなる業務について、電子決済手段の特性、取引の内容その他の事情に応じ、信用協同組合等の経営の健全性の確保を図り、及び当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

2 信用協同組合等は、その行う業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務について、暗号等資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、信用協同組合等の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

(内部規則等)

第五十条 信用協同組合等は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該信用協同組合等が講ずる中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項に定

める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する内部規則等(内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者)

第五十条の二 令第三条第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、会社である同一人自身(同項に規定する同一人自身をいう。)であつて、連結財務諸表提出会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。)第二条第一号及び第五十条の四第一項第一号において同じ。)である者又は当該同一人自身を合算子法人等(令第三条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。)とする法人等(令第三条第一項第一号に規定する法人等をいう。以下同じ。)の親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。)第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身(連結財務諸表提出会社に限る。)を合算子法人等とする法人等を除く。)とする。

(受信者連結基準法人等)

第五十条の三 令第三条第二項第一号括弧書きに規定する連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人等とする。

一 連結財務諸表提出会社

二 銀行法第二十一条第二項前段の規定により書類を作成しなければならない信用協同組合等その他当該規定に類する他の法令の規定により連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる者(前号に掲げる者を除く。)

三 連結財務諸表規則又は前号の法令の規定に相当する外国の法令の規定により連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる者(前二号に掲げる者を除く。)

(意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等)

第五十条の四 令第三条第二項第一号に規定する内閣府令で定める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等は、次の各号に掲げる受信者連結基準法人等(同項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 前条第一号に掲げる者(財務諸表等規則第一一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第三百十二条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができる)とされる同条の指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則第三百十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができる)とされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第三百十六条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国内預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる)とされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式及び作成方法によるものを除く)の場合、財務諸表等規則第八條第四項の規定により他の会社等(財務諸表等規則第一條第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同じ。)の意思決定機関(財務諸表等規則第八條第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配している連結財務諸表提出会社(財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。)

二 前項第二号に掲げる場合、前号に定める者に類する者(同一人に対する信用の供与等)に類する者

第五十一条 令第三条第七項第一号に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、信用協同組合にあっては、別紙様式第九号、信用協同組合連合会にあっては、別紙様式第十号中の貸借対照表(以下この条において「貸借対照表」という。)の次に掲げる勘定に計上されるものとする。

一 コーロローン勘定
二 買現先勘定
三 貸出金勘定
四 令第三条第七項第二号に規定する債務の保証として内閣府令で定めるものは、貸借対照表の債務保証見返勘定に計上されるもの及び金融庁長官が別に定めるものとする。

三 令第三条第七項第三号に規定する出資として内閣府令で定めるものは、貸借対照表の有価証券勘定のうち株式勘定又はその他の証券勘定として計上されるもの(その他の証券勘定として計上されるものについては、外国法人の発行する証券又は証券に表示される権利で株式又は出資の性質を有するもの(次項において「外国法人の発行する株式等」という。)に限る。)及びその他資産勘定のうち出資として計上されるものとする。
四 令第三条第七項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの及び金融庁長官が別に定めるものとする。
一 預け金勘定
二 買入手形勘定
三 債券貸借取引支払保証金勘定
四 買入金銭債権勘定
五 金銭の信託勘定
六 商品有価証券勘定
七 有価証券勘定のうち短期社債勘定、社債勘定又はその他の証券勘定(外国法人の発行する株式等として計上されるものを除く。)
八 再預託金勘定(信用協同組合連合会に限る。)
九 外国為替勘定
十 その他資産勘定のうち次に掲げる勘定
イ 先物取引差入金勘定
ロ 金融商品等差入担保金勘定

二 リース投資資産勘定(中小企業等協同組合法第九條の八第二項第二十一号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。)

第五十二条 信用協同組合等の同一人(銀行法第十三條第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。)に対する信用の供与等の額(次項及び第五十五条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等(信用協同組合等その他の金融庁長官が定める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。)の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額
イ 当該信用協同組合等に対する預金又は定期積金に係る債権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額
ロ 国債又は地方債を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額
ハ 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)第四十四條第二項第二号の損失(同法第二條第四項に規定する仲介貿易契約に基づいて貨物を買売し、又は貸貸した場合に同法第四十四條第二項第二号イからホまでのいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金又は貸貸料を回収することができないこと)により受ける損失を除く)に係る同項に規定する普通貿易保険及び本邦法人若しくは本邦人又は外国法人若しくは外国人が行う同法第二條第五項に規定する外国政府等、外国法人又は外国人に対する同法第十三條第一号又は第三号に掲げるものの支払に充てられる資金に充てられる貸付金に係る債権の取得を行った者が同法第五十一条第二項各号のいずれかに該当する事由によつて当該債権の同項に規定する貸付金等を回収することができないことにより受ける損失に係る同項に規定する貿易代金貸付保険の保険金請求権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額又は同法第七十一条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付された貸出金の額のうち当該保険金額

二 貨物の輸入者に対する当該貨物の代金(当該貨物に係る運賃又は保険料を含む)の決済に係る本邦通貨による貸付金(当該

一 前項第一号に掲げる場合、受信者連結基準法人等の関連会社(連結財務諸表規則第二條第七号に規定する関連会社をいう。)

二 リース投資資産勘定(中小企業等協同組合法第九條の八第二項第二十一号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。)

第五十二条 信用協同組合等の同一人(銀行法第十三條第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。)に対する信用の供与等の額(次項及び第五十五条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等(信用協同組合等その他の金融庁長官が定める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。)の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額
イ 当該信用協同組合等に対する預金又は定期積金に係る債権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額
ロ 国債又は地方債を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額
ハ 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)第四十四條第二項第二号の損失(同法第二條第四項に規定する仲介貿易契約に基づいて貨物を買売し、又は貸貸した場合に同法第四十四條第二項第二号イからホまでのいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金又は貸貸料を回収することができないこと)により受ける損失を除く)に係る同項に規定する普通貿易保険及び本邦法人若しくは本邦人又は外国法人若しくは外国人が行う同法第二條第五項に規定する外国政府等、外国法人又は外国人に対する同法第十三條第一号又は第三号に掲げるものの支払に充てられる資金に充てられる貸付金に係る債権の取得を行った者が同法第五十一条第二項各号のいずれかに該当する事由によつて当該債権の同項に規定する貸付金等を回収することができないことにより受ける損失に係る同項に規定する貿易代金貸付保険の保険金請求権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額又は同法第七十一条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付された貸出金の額のうち当該保険金額

二 貨物の輸入者に対する当該貨物の代金(当該貨物に係る運賃又は保険料を含む)の決済に係る本邦通貨による貸付金(当該

一 前項第一号に掲げる場合、受信者連結基準法人等の関連会社(連結財務諸表規則第二條第七号に規定する関連会社をいう。)

二 リース投資資産勘定(中小企業等協同組合法第九條の八第二項第二十一号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。)

第五十二条 信用協同組合等の同一人(銀行法第十三條第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。)に対する信用の供与等の額(次項及び第五十五条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等(信用協同組合等その他の金融庁長官が定める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。)の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額
イ 当該信用協同組合等に対する預金又は定期積金に係る債権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額
ロ 国債又は地方債を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額
ハ 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)第四十四條第二項第二号の損失(同法第二條第四項に規定する仲介貿易契約に基づいて貨物を買売し、又は貸貸した場合に同法第四十四條第二項第二号イからホまでのいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金又は貸貸料を回収することができないこと)により受ける損失を除く)に係る同項に規定する普通貿易保険及び本邦法人若しくは本邦人又は外国法人若しくは外国人が行う同法第二條第五項に規定する外国政府等、外国法人又は外国人に対する同法第十三條第一号又は第三号に掲げるものの支払に充てられる資金に充てられる貸付金に係る債権の取得を行った者が同法第五十一条第二項各号のいずれかに該当する事由によつて当該債権の同項に規定する貸付金等を回収することができないことにより受ける損失に係る同項に規定する貿易代金貸付保険の保険金請求権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額又は同法第七十一条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付された貸出金の額のうち当該保険金額

二 貨物の輸入者に対する当該貨物の代金(当該貨物に係る運賃又は保険料を含む)の決済に係る本邦通貨による貸付金(当該

一 前項第一号に掲げる場合、受信者連結基準法人等の関連会社(連結財務諸表規則第二條第七号に規定する関連会社をいう。)

貨物に係る船積書類到着後六月以内に返済期限が到来するものに限る。の額
ホ 信用保証協会が債務の保証をした貸出金であつて株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額

二 前条第二項に規定する債務の保証に係る次に掲げる額の合計額
イ 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の義務の代理に付随してされる債務の保証の額

ロ 銀行その他の金融機関が支払人となつてゐる手形の引受け又は裏書きの額
ハ 国税又は地方税の徴収猶予又は延納の担保等についてする保証の額

ニ 輸入取引に伴つてされる保証又は手形の引受けの額
ホ 貿易保険法第七十一条第二項に規定する海外事業資金貸付保険の付されている保証の額のうち当該保険金額

三 前条第三項に規定する出資又は同条第四項第四号、第五号若しくは第七号に掲げる勘定に計上されるものの貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額

四 前条第三項に規定するもののうち、信用協同組合連合会及び株式会社商工組合中央金庫への出資の額

五 前条第四項第一号に掲げるもののうち信用協同組合連合会への預け金の額

六 前条第四項第七号に掲げる社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額（株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金相当額に限る。）

七 前条第四項各号に掲げるもの及び同項の金融庁長官が別に定めるものに係る次に掲げる額の合計額
イ 当該信用協同組合等に対する預金又は定期積金に係る債権を担保とするもののうち当該担保の額

ロ 国債又は地方債を担保とするもののうち当該担保の額

ハ 前各号に掲げる額に準ずるものとして金融庁長官が定める額

ニ 信用協同組合等が、自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式によ

り得られる比率をいう。）を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の信用協同組合等の同一人に対する信用の供与等に係る債権を保全するために提供された手段として金融庁長官が定める手段（以下この項において「信用リスク削減手法」という。）を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当た

り、当該同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあつては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該担保等提供者者に対する信用の供与等の額と合計して計算することとする。

三 銀行法第十三条第一項本文に規定する自己資本の額は、銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従ひ算出される自己資本の額について金融庁長官が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）
第五十三条 令第三条第九項第三号に規定する内閣府令で定める国民経済上特に緊要な事業は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業とする。

二 令第三条第九項第五号に規定する内閣府令で定める理由は、次に掲げる理由とする。
一 当該信用協同組合等が預金保険法第六十一条第一項若しくは第六十二条第二項若しくは第六十二条の三十のあつせんを受け、同法第五十九条第二項に規定する合併等又は同法第二百六条の二十八第二項に規定する特定合併等を行うこと。
二 当該信用協同組合等の出資の総額の減少により一時的に自己資本の額が減少すること

三 銀行法第十三条第二項の規定の適用に關し必要な事項を記載した書面
三 其他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面
（当該信用協同組合等と特殊の関係のある者）
第五十四条 銀行法第十三条第二項前段に規定する当該信用協同組合等と内閣府令で定める特殊の関係のある者は、当該信用協同組合等の子法人等（金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号及び第五十六条の二において同じ。）とする。

（銀行法第十三条第二項の規定の適用に關し必要な事項）
第五十五条 銀行法第十三条第二項前段に規定する当該信用協同組合等及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、合算信用供与等総額から当該同一人に係る調整対象額を控除して計算するものとする。
二 前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。
一 当該信用協同組合等について第五十二条第一項及び第二項の規定により計算した単体信用供与等総額
二 当該信用協同組合等の子法人等について第五十二条第一項及び第二項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

三 第一項に規定する「調整対象額」とは、当該子会社等（銀行法第十三条第二項に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）のする資金の貸付けの額のうち当該信用協同組合等又は他の子会社等が保証している額その他金融庁長官が定める額をいう。
四 銀行法第十三条第二項前段に規定する自己資本の純合計額は、銀行法第十四条の二第二号に

掲げる基準に従ひ算出される自己資本の額について金融庁長官が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。（合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）
第五十六条 第五十三条第二項の規定は、令第三条第十一項第五号に規定する内閣府令で定める理由について準用する。この場合において、第五十三条第二項第一号及び第二号中「当該信用協同組合等」とあるのは、「当該信用協同組合等又はその子会社等」と、同項第二号中「自己資本の額」とあるのは、「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは、「合算信用供与等限度額」と読み替へるものとする。

二 信用協同組合等は、銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による当該信用協同組合等及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に第五十三条第三号に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。
（銀行法第十三条第一項及び第二項の規定を適用しない信用の供与等の相手方）
第五十六条の二 銀行法第十三条第三項第二号に規定する信用の供与等を行う信用協同組合等又はその子会社等と実質的に同一と認められる者とは、当該信用協同組合等又は当該信用協同組合等の子法人等をいう。（信用協同組合等の特定関係者）
第五十七条 令第三条の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（令第三条第二項第一号に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等
二 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有して

掲げるの総額の増加等により信用供与等限度額（銀行法第十三条第一項に規定する信用供与等限度額をいう。以下同じ。）を超えることとなる状態が速やかに解消される場合に限る。）
三 其他金融庁長官が適当と認めるやむを得ない理由があること。

三 信用協同組合等は、銀行法第十三条第一項ただし書の規定による同一人に対する信用の供与等の額が同項本文に規定する信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。
一 理由書
二 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書面
三 其他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

（銀行法第十三条第二項の規定の適用に關し必要な事項）
第五十五条 銀行法第十三条第二項前段に規定する当該信用協同組合等及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、合算信用供与等総額から当該同一人に係る調整対象額を控除して計算するものとする。
二 前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。
一 当該信用協同組合等について第五十二条第一項及び第二項の規定により計算した単体信用供与等総額
二 当該信用協同組合等の子法人等について第五十二条第一項及び第二項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

三 第一項に規定する「調整対象額」とは、当該子会社等（銀行法第十三条第二項に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）のする資金の貸付けの額のうち当該信用協同組合等又は他の子会社等が保証している額その他金融庁長官が定める額をいう。
四 銀行法第十三条第二項前段に規定する自己資本の純合計額は、銀行法第十四条の二第二号に

掲げるの総額の増加等により信用供与等限度額（銀行法第十三条第一項に規定する信用供与等限度額をいう。以下同じ。）を超えることとなる状態が速やかに解消される場合に限る。）
三 其他金融庁長官が適当と認めるやむを得ない理由があること。

三 信用協同組合等は、銀行法第十三条第一項ただし書の規定による同一人に対する信用の供与等の額が同項本文に規定する信用供与等限度額を超えることの承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。
一 理由書
二 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書面
三 其他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

（銀行法第十三条第二項の規定の適用に關し必要な事項）
第五十五条 銀行法第十三条第二項前段に規定する当該信用協同組合等及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、合算信用供与等総額から当該同一人に係る調整対象額を控除して計算するものとする。
二 前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。
一 当該信用協同組合等について第五十二条第一項及び第二項の規定により計算した単体信用供与等総額
二 当該信用協同組合等の子法人等について第五十二条第一項及び第二項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

三 第一項に規定する「調整対象額」とは、当該子会社等（銀行法第十三条第二項に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）のする資金の貸付けの額のうち当該信用協同組合等又は他の子会社等が保証している額その他金融庁長官が定める額をいう。
四 銀行法第十三条第二項前段に規定する自己資本の純合計額は、銀行法第十四条の二第二号に

いる法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等における緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の議決権の過半数を占めていること

ロ 当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に關して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること

ハ 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること

ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半数について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この条において同じ。）を行つてゐること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半数となる場合を含む。）

ホ その他当該法人等が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること

三 法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

2 令第三条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等）であつて、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

二 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に關して影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役員に就任していること

ロ 当該法人等から重要な融資を受けていること

ハ 当該法人等から重要な技術の提供を受けていること

ニ 当該法人等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること

ホ その他当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること

三 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引

等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該子法人等以外の他の法人等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

3 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特別目的会社又は事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項及び第九十九条の二十六第三項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同法第十二条第二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されてお

り、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「譲渡法人等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡法人等の子法人等に該当しないものと推定する。（特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由）

第五十八条 銀行法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 当該信用協同組合が当該信用協同組合連合会の取引の通常条件に照らして当該信用協同組合に不利益を与える取引又は行為を、当該信用協同組合連合会の特定関係者（銀行法第十三条の二本文に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）に該当する特定金融機関（破綻金融機関（預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関をいう。以下この号において同じ。）及び破綻金融機関の権利義務の全部又は一部を承継する金融機関をいう。）との間で行う場合において、当該取引又は行為を行わなければ当該特定金融機関の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること

二 当該信用協同組合等が、当該信用協同組合等の取引の通常条件に照らして当該信用協同組合等に不利益を与える取引又は行為を経営の状況の悪化した当該信用協同組合等の特定関係者との間で合理的な経営改善のための計画に基づき行う場合において、当該取引又は行為を行うことが当該特定関係者の経営の状況を改善する上で必要かつ不可欠であると見込まれること

三 前二号に掲げるもののほか、当該信用協同組合等がその特定関係者との間で当該信用協同組合等の取引の通常条件に照らして当該信用協同組合等に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、金融庁長官が必要なものとしてあらかじめ定める場合に該当すること

（特定関係者との間の取引等の承認の申請等）
第五十九条 信用協同組合等は、銀行法第十三条の二ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請を定した信用協同組合等が銀行法第十三条の二各号に掲げる取引又は行為をすることに於いて前条に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

（特定関係者との間の取引等）

第六十条 銀行法第十三条の二第一号に規定する内閣府令で定める取引は、当該信用協同組合等が、その行う事業の種類、規模及び信用度等に照らして当該特定関係者と同様であると認められる当該特定関係者以外の者との間で、当該特定関係者との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行つた場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該信用協同組合等に不利な条件で行われる取引をいう。（特定関係者の顧客との間の取引等）

第六十一条 銀行法第十三条の二第二号に規定する内閣府令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

一 当該特定関係者の顧客との間で行う取引で、当該信用協同組合等が、その行う事業の種類、規模及び信用度等に照らして当該特定関係者の顧客と同様であると認められる当該特定関係者の顧客以外の者との間で、当該特

定関係者の顧客との間で行う取引と同種及び同量の取引と同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該信用協同組合等と不利な条件で行われる取引（当該特定関係者と当該特定関係者の顧客が当該特定関係者が営む業務に係る契約を締結することをその取引の条件にしているものに限る。）

二 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該信用協同組合等の取引の通常の条件に照らした当該特定関係者に不当に不利益を与えるものと認められるもの

三 何らの名義によつてするかを問わず、銀行法第十三条の二の規定による禁止を免れる取引又は行為

（顧客の保護に欠けるおそれのないもの）

第六十二条 銀行法第十三条の三第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれのないものとして内閣府令で定めるものは、信用協同組合等が不当に取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為ではないものとする。

（信用協同組合等の業務に係る禁止行為）

第六十三条 銀行法第十三条の三第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 顧客に対し、その行う業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為
- 二 顧客に対し、不当に、自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為（銀行法第十三条の三第三号に掲げる行為を除く。）
- 三 顧客に対し、信用協同組合等としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

第六十三条の二 銀行法第十三条の三の二第二項に規定する内閣府令で定める業務は、信用協同組合等が行うことができる業務（次条において「信用協同組合関連業務」という。）とする。

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第六十三条の三 信用協同組合等は、当該信用協同組合等、当該信用協同組合等を所属信用協同

組合とする信用協同組合代理業者又は当該信用協同組合等の子金融機関等（銀行法第十三条の三の二第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該信用協同組合等、当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者又は当該信用協同組合等の子金融機関等が行う信用協同組合関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備

二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備

イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法

ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法

ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法

ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法

三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

四 次に掲げる記録の保存

イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録

ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録

二 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。

三 第一項の「対象取引」とは、信用協同組合等、当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者又は当該信用協同組合等が行う取引に伴い、当該信用協同組合等、当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者又は当該信用協同組合等の子金融機関等が行う信用協同組合関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。

（信用協同組合等の子会社等）

（休日の承認等）

第六十五条 令第四条第二項第二号に規定する内閣府令で定める事務所は、次に掲げるものとする。

一 主たる事務所

二 災害その他の事象が発生した場合における信用協同組合等の危機管理に関する事務その他の信用協同組合等の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務を統括する事務所（前号に掲げるものを除く。）

2 信用協同組合等は、令第四条第二項第二号の規定による承認を受けようとするとき、又は同項第三号の規定による届出（同号に規定する事務所を設置する際に当該事務所についてするものを除く。）をしようとするときは、承認申請書又は届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 理由書（次に掲げる事項に係る記載があるものに限る。）

イ 金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

ロ 当該承認の申請又は届出に係る事務所の顧客の利便を著しく損なわないこと。

二 令第四条第三項の規定による揭示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

三 その他参考となるべき事項を記載した書面

3 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 当該申請に係る事務所の顧客の利便を著しく損なわないこと。

4 令第四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、第四十二条第四項各号に掲げる場合とする。

5 信用協同組合等は、令第四条第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該信用協同組合等のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

6 信用協同組合等は、令第四条第二項第二号の規定による承認を受けたときは、又は同項第三号の規定による届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る事務所の店頭に掲示するとともに、第四項に定める場合を除き、

前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

一 令第四条第一項各号及び第二項第一号に掲げる日以外の休日

二 前号の休日の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

三 当該事務所の最寄りの事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先（業務取扱時間）

第六十六条 信用協同組合等の業務取扱時間は、午前九時から午後三時までとする。

2 前項の業務取扱時間は、業務の都合により延長することができる。

3 信用協同組合等は、その事務所が次のいずれにも該当する場合（前項に該当する場合を除く。）は、当該事務所について業務取扱時間の変更をすることができる。

一 当該事務所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により第一項に規定する業務取扱時間とは異なる業務取扱時間とする必要がある場合

二 当該事務所の顧客の利便を著しく損なわない場合

4 信用協同組合等は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該事務所の店頭に掲示するとともに、第四十二条第四項各号に掲げる場合を除き、当該信用協同組合等のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

一 変更後の業務取扱時間

二 前号の業務取扱時間の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

三 当該事務所の最寄りの事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先（臨時休業の届出等）

第六十七条 信用協同組合等は、銀行法第十六条第一項の規定によるその業務の全部又は一部の休止又は再開の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 銀行法第十六条第一項の規定による揭示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置の方法を記載した書面

三 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 銀行法第二十六條第一項又は第二十七條の規定により信用協同組合等の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合

二 銀行法第十五條第一項に規定する休日又は前条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間に、業務の全部又は一部を行う信用協同組合等の事務所において、当該休日又は時間における業務の全部又は一部を休止する場合

三 信用協同組合等の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

四 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

五 台風、地震その他の異常な気象、海象又は地震により事務所においてその業務を行うことが当該事務所の役員、職員又は利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにより当該事務所の業務の全部又は一部を休止する場合

六 当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者（銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされた信用組合等（法第六條の四に規定する信用組合等をいう。）を含む。）において当該信用協同組合等のために行う信用協同組合代理業務の業務の全部又は一部の休止に伴い信用協同組合等の業務の全部又は一部を休止する場合

3 銀行法第十六條第一項の規定により揭示する場合に、次の各号に掲げる揭示の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して事務所の店頭に掲示しなければならない。ただし、第二号に掲げる揭示については、その業務の全部又は一部の再開に関する情報が既に当該事務所の利用者に広範に提供されているときは、この限りでない。

一 銀行法第十六條第一項前段の規定による揭示 信用協同組合等が臨時にその業務の全部又は一部を休止した事務所においてその業務の全部又は一部を再開する日

二 銀行法第十六條第一項後段の規定による揭示 信用協同組合等が臨時にその業務の全部又は一部を休止した事務所においてその業務の全部又は一部を再開した日後一月を経過する日

4 銀行法第十六條第二項の信用協同組合等は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、前項の期間、当該信用協同組合等のウェブサイトに掲載する方法によりしななければならない。

5 銀行法第十六條第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第四十二條第四項各号に掲げる場合とする。

6 銀行法第十六條第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 信用協同組合等の無人の事務所において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合

二 第二項第二号又は第四号から第六号までのいずれかに該当する場合

三 信用協同組合等のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により銀行法第十六條第一項の規定により公告すべき内容である情報を提供する場合

7 銀行法第十六條第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 信用協同組合等の無人の事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合

二 第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

第六十八條 銀行法第十九條第一項の規定による業務報告書は、事業概況書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書に分けて、信用協同組合にあっては別紙様式第九号、信用協同組合連合会にあっては別紙様式第十号により作成しなければならない。

2 銀行法第十九條第二項の規定による業務報告書は、事業概況書及び連結財務諸表に分けて、信用協同組合にあっては、別紙様式第九号の二、信用協同組合連合会にあっては、別紙様式第十号の二により作成しなければならない。

3 信用協同組合等は、前二項の業務報告書を事業年度終了後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内に業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官等の承認を受けて当該提出を延期することができる。

4 信用協同組合等は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

5 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした信用協同組合等が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

第六十九條 銀行法第二十一條第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 信用協同組合等の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 事業の組織

ロ 理事及び監事の氏名及び役職名

ハ 会計監査人の氏名又は名称

ニ 事務所の名称及び所在地

ホ 当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者に関する次に掲げる事項

(1) 当該信用協同組合代理業者の商号、名称又は氏名

(2) 当該信用協同組合代理業者が当該信用協同組合等のために信用協同組合代理業務を営む営業所又は事務所の名称

二 信用協同組合等の主要な事業の内容（信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下この項において同じ。）を営む場合においては、信託業務の内容を含む。）

三 信用協同組合等の主要な事業に関する次に掲げる事項

イ 直近の事業年度における事業の概況

ロ 直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項（13）から（17）までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

(1) 経常収益

(2) 経常利益又は経常損失

(3) 当期純利益又は当期純損失

(4) 出資総額及び出資総口数

(5) 純資産額

(6) 総資産額

(7) 預金積金残高

(8) 貸出金残高

四 信用協同組合等の事業の運営に関する次に掲げる事項

イ リスク管理体制

ロ 法令遵守の体制

ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

ニ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合 当該信用協同組合等が中小企業等協同組合法第九條の九の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該信用協同組合等の中小企業等協同組合法第九條の九の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

五 信用協同組合等の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書

ロ 信用協同組合等の有する債権（別紙様式第九号又は第十号中の貸借対照表の社債

(9) 有価証券残高

(10) 単体自己資本比率（銀行法第十四條の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）

(11) 出資に対する配当金

(12) 職員数

(13) 信託報酬

(14) 信託勘定貸出金残高

(15) 信託勘定有価証券残高（16）に掲げる事項を除く。）

(16) 信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一条第四項第十七号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）残高

(17) 信託財産額

五 信用協同組合等の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書

ロ 信用協同組合等の有する債権（別紙様式第九号又は第十号中の貸借対照表の社債

有価証券残高

単体自己資本比率（銀行法第十四條の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）

出資に対する配当金

職員数

信託報酬

信託勘定貸出金残高

信託勘定有価証券残高（16）に掲げる事項を除く。）

信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一条第四項第十七号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）残高

信託財産額

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。ハ及び次条第三号ロ（一）において同じ。）
- (2) 危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（一）に掲げるものを除く。）をいう。ハ及び次条第三号ロ（二）において同じ。）
- (3) 三月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（一）及び（二）に掲げるものを除く。）をいう。ハ及び次条第三号ロ（三）において同じ。）
- (4) 貸出条件緩和債権（債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（一）から（三）までに掲げるものを除く。）をいう。ハ及び次条第三号ロ（四）において同じ。）
- (5) 正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、（一）から（四）までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。ハ及び次条第三号ロ（五）において同じ。）

- ハ 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額
- ニ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項
- ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
- (1) 有価証券
- (2) 金銭の信託
- (3) 第四十一条第一項第五号イからホまでに掲げる取引
 - ヘ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
 - ト 貸出金償却の額
 - チ 信用協同組合等が法第五条の八第三項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨
 - 六 報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として信用協同組合等から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であつて、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの（信用協同組合連合会に限る。）
 - 七 事業年度の末日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該信用協同組合等の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第五号において「重要事象等」という。）が存在する場合に、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

2

- 第七十条 銀行法第二十一条前段に規定する内閣府令で定める事務所は、信用協同組合等の無人の事務所とする。
- 一 信用協同組合等及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等（銀行法第二十一条第二項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の概況に関する次に掲げる事項
 - イ 信用協同組合等及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成
 - ロ 信用協同組合等の子会社等に関する次に掲げる事項
 - (1) 名称
 - (2) 主たる営業所又は事務所の所在地
 - (3) 資本金又は出資金
 - (4) 事業の内容
 - (5) 設立年月日
 - (6) 信用協同組合等が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合
 - (7) 信用協同組合等の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合
- 二 信用協同組合等及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの
 - イ 直近の事業年度における事業の概況
 - ロ 直近の五連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（四）に掲げる事項については、信用協同組合連合会に限る。）
 - (1) 経常収益
 - (2) 経常利益又は経常損失
 - (3) 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失
 - (4) 包括利益
 - (5) 純資産額
 - (6) 総資産額
 - (7) 連結自己資本比率
- 三 信用協同組合等及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
 - イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書
 - ロ 信用協同組合等及びその子会社等の有する債権（別紙様式第九号の二又は第十号の

- 行法第二十一条第二項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。以下この条において同じ。）
- イ 信用協同組合等及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成
- ロ 信用協同組合等の子会社等に関する次に掲げる事項
 - (1) 名称
 - (2) 主たる営業所又は事務所の所在地
 - (3) 資本金又は出資金
 - (4) 事業の内容
 - (5) 設立年月日
 - (6) 信用協同組合等が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合
 - (7) 信用協同組合等の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合
- 二 信用協同組合等及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの
 - イ 直近の事業年度における事業の概況
 - ロ 直近の五連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（四）に掲げる事項については、信用協同組合連合会に限る。）
 - (1) 経常収益
 - (2) 経常利益又は経常損失
 - (3) 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失
 - (4) 包括利益
 - (5) 純資産額
 - (6) 総資産額
 - (7) 連結自己資本比率
- 三 信用協同組合等及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
 - イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書
 - ロ 信用協同組合等及びその子会社等の有する債権（別紙様式第九号の二又は第十号の

- 二中の連結貸借対照表の有価証券中の社債、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行つていられる場合のその有価証券をいう。）のうち次に掲げるものの額及び（一）から（四）までに掲げるものの合計額
- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
- (2) 危険債権
- (3) 三月以上延滞債権
- (4) 貸出条件緩和債権
- (5) 正常債権
- ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項
- ニ 信用協同組合等及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）
- 四 報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として信用協同組合等若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であつて、信用協同組合等及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの（信用協同組合連合会及びその子会社等に限る。）
- 五 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

第七十一条

信用協同組合等は、銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書面（銀行法第二十一条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を当該信用協同組合等の事業年度経過後四月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれ縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならぬ。

2 信用協同組合等は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに縦覧書類等の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官等の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

3 信用協同組合等は前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした信用協同組合等が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

第七十二条 信用協同組合等は、半期ごとに、銀行法第二十一条第七項に規定する預金者その他の顧客が当該信用協同組合等及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

2 信用協同組合は、事業年度ごとに、銀行法第二十一条第七項に規定する預金者その他の顧客が当該信用協同組合及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。（解散の認可の申請等）

第七十三条 信用協同組合等は、銀行法第三十七条第一項の規定による解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 理由書
 - 二 総会の議事録
 - 三 資産及び負債の内容を明らかにした書面
 - 四 債権債務の処理の方法を記載した書面
 - 五 総代会を設けている信用協同組合等が解散する場合においては、中小企業等協同組合法第五十五条の二第二項の規定による通知の状況を記載した書面、同条第三項の規定に基づき招集された総会までの経過を記載した書面及び当該総会の議事録
 - 六 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面
- 2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該信用協同組合等の事業の一部の廃止又は解散が、当該信用協同組合等の事業及び財産の状況に照らし、やむを得ないものであること。

二 当該信用協同組合等の事業の一部の廃止又は解散が、組合員又は会員その他の顧客に著しい影響を及ぼさないものであること。

第七十四条 信用協同組合等は、銀行法第三十八条第一項の規定による公告及び掲示をするときは、預金又は定期積金その他金融庁長官が定める事業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2 銀行法第三十八条第二項の信用協同組合等は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該信用協同組合等のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3 銀行法第三十八条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第四十二条第四項各号に掲げる場合とする。

（各清算事務年度に係る貸借対照表等）

第七十五条 法第六十六条の二第一項において準用する会社法第四百九十四条の規定により作成すべき貸借対照表は、各清算事務年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

2 法第六十六条の二第二項において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき貸借対照表の附属明細書は、貸借対照表の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

3 法第六十六条の二第二項において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき事務報告は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。

4 法第六十六条の二第二項において準用する会社法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき事務報告の附属明細書は、事務報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。（清算をする信用協同組合等の監査報告）

第七十六条 法第六十六条の二第一項において準用する会社法第四百九十五条第一項の規定による監査については、この条の定めるところによる。

2 清算をする信用協同組合等の監事は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を受領したときは、次に掲

げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 各清算事務年度に係る貸借対照表及びその附属明細書が当該清算をする信用協同組合等の財産の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

三 各清算事務年度に係る事務報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該清算をする信用協同組合等の状況を正しく示しているかどうかについての意見

四 清算人の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったとき、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

3 特定監事は、前条第一項の貸借対照表及び同条第三項の事務報告の全部を受領した日から四週間を経過した日（特定清算人（次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者）をいう。以下この条において同じ。）及び特定監事の間で合意した日がある場合であつては、当該日）までに、特定清算人に対して、監査報告の内容を通知しなければならない。

一 この項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 前条第一項の貸借対照表及び同条第三項の事務報告並びにこれらの附属明細書の作成に関する職務を行った清算人

4 前条第一項の貸借対照表及び同条第三項の事務報告並びにこれらの附属明細書については、特定清算人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

5 前項の規定にかかわらず、特定監事が第三項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、前条第一項の貸借対照表及び同条第三項の事務報告並びにこれらの附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。

6 第三項及び前項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 第三項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めた場合 当該通知をすべき監事として定められた監事

二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事（清算する信用協同組合等の総会における理事等の説明義務）

第七十七条 法第六十六条の二第二項において準用する会社法第三百十四条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 組合員又は会員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 当該組合員又は会員が総会の日より相当の期間前に当該事項を清算をする信用協同組合等に対して通知した場合

ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

二 組合員又は会員が説明を求めた事項について説明をすることにより清算をする信用協同組合等その他の者（当該組合員又は会員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

三 組合員又は会員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求めた場合

四 前三号に掲げる場合のほか、組合員又は会員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合（信用協同組合代理業の許可の申請書の記載事項）

第七十八条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

二 前号に掲げる場合以外の場合、次に掲げる事項

イ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

三 前号に掲げる場合以外の場合、次に掲げる事項

イ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

四 前号に掲げる場合以外の場合、次に掲げる事項

イ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

- (1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等
- (2) (一)に掲げる法人等の子法人等(外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号ロにおいて同じ。)

二 法人であるときは、次に掲げる事項
 イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を行う場合にあつては、当該役員の名、当該他の法人又は事務所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類
 ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

- (1) 当該法人の子法人等
- (2) 当該法人の親法人等(令第三条の二第二項に規定する親法人等をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。)
- (3) 当該法人の親法人等の子法人等(一)に掲げる者を除く。

三 信用協同組合代理業再委託者(銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用協同組合代理業再委託者をいう。以下同じ。)の再委託を受けるときは、当該信用協同組合代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 信用協同組合代理業(法第六条の第三第二項に規定する信用協同組合代理業をいう。以下同じ。)を再委託するときは、当該再委託を受ける信用協同組合代理業再委託者(銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用協同組合代理業再委託者をいう。以下同じ。)の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

2 前項の規定にかかわらず、法第六条の四に規定する信用組合等が銀行法第五十二条の六十の二第三項の規定に基づき届け出ることとされてい

3 第一項第一号ロ(一)の場合において、銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。
 (信用協同組合代理業の業務の内容及び方法)
 第七十九条 銀行法第五十二条の三十七第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 取り扱う法第六条の第三第二項各号に規定する契約の種類(預金の種類並びに貸付先の種類及び貸付けに係る資金の使途を含む。)
- 二 取り扱う法第六条の第三第二項各号に規定する契約の種類(ことに契約の締結の代理又は媒介のいずれを行うかの別(代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨))

2 前項第三号に規定する信用協同組合代理業の実施体制には、銀行法第五十二条の四十五各号に掲げる行為その他信用協同組合代理業を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる体制を含むものとする。

- 一 信用協同組合代理行為(銀行法第五十二条の四十三に規定する信用協同組合代理行為をいう。以下同じ。)に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合、当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制
- 二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して信用協同組合代理業を行う場合、顧客が当該信用協同組合代理業者と他の者を誤認することを防止するための体制
- 三 兼業業務(信用協同組合代理業及び信用協同組合代理業に付随する業務以外の業務をいう。第九十九条の二十一を除き、以下同じ。)を行う場合、信用協同組合代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いのための体制

第八十条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 (許可申請書のその他の添付書類)

一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本(外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード)の写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第九十条の六十八第三項第三号を除き、以下同じ。)

二 個人である申請者(銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。以下この号及び第二号の二において同じ。)の旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。))及び名を当該申請者の氏名に併せて申請書(同項の申請書をいう。同号において同じ。)に記載した場

合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
 二 法人であるときは、役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第八十三条及び第九十四条第一項において同じ。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面、役員(国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。)の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面、第八十三条第五号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であること

を当該役員が誓約する書面
 二の二 法人である申請者の役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
 三 所属信用協同組合の委託を受けて信用協同組合代理業を行うときは、当該所属信用協同組合との間の信用協同組合代理業に係る業務の委託契約書の案

四 信用協同組合代理業再委託者の再委託を受けて信用協同組合代理業を行うときは、当該信用協同組合代理業再委託者との間の信用協同組合代理業に係る業務の委託契約書の案及び当該信用協同組合代理業再委託者が当該再委託について所属信用協同組合の承諾を得たことを当該所属信用協同組合が誓約する書面
 五 信用協同組合代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面(信用協同組合代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。)

六 個人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度(個人の事業年度は、一月一日からその年の十二月三十一日までとする。以下同じ。)の前事業年度に係る別紙様式第十一号により作成した財産に関する調査

七 法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に掲げる貸借対照表又はこれに代わる書面

八 会計監査人設置会社(会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。第九十九条の五第二号、第九十九条の九第八号及び第九十九条の九第一号へにおいて同じ。)であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告(同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告をいう。第九十九条の五第二号、第九十九条の九第八号及び第九十九条の九第一号へにおいて同じ。)の内容を記載した書面
 九 信用協同組合代理業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面

十 所属信用協同組合(信用協同組合代理業再委託者の再委託を受ける場合は当該信用協同組合代理業再委託者を含む。)が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る第六号又は第七号に規定する書面
 十一 他に業務を行うときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面
 十二 信用協同組合代理業の運営に関する内部規則等

十三 信用協同組合代理業を行う営業所又は事務所の付近見取図及び間取図(防犯カメラの

設置状況、警備状況等を含む。)並びに当該営業所又は当該事務所で行う信用協同組合代理業の業務運営を指揮する所属信用協同組合の事務所の名称を記載した書面

十四 前各号に掲げるもののほか、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

(委託契約書の記載事項)

第八十一条 前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 信用協同組合代理業を行う営業所又は事務所
- 二 信用協同組合代理業の内容(代理又は媒介の別を含む。以下同じ。)に関する事項
- 三 信用協同組合代理業の業務取扱日及び業務取扱時間に関する事項
- 四 次に掲げる信用協同組合代理業者の行為を禁ずる規定
 - イ 所属信用協同組合の業務上の秘密又は取引先の信用に関する事項を所属信用協同組合及び当該取引先以外の者に漏らし、又は自己若しくは当該所属信用協同組合及び当該取引先以外の者のために利用する行為
 - ロ 銀行法第五十二条の四十五各号に掲げる行為
- 五 現金 有価証券等の取扱基準及びこれに関連する信用協同組合代理業者の責任に関する事項
- 六 信用協同組合代理業の再委託に関する事項
- 七 所属信用協同組合による監督、監査又は報告徴求に関する事項
- 八 契約の期間、更新及び解除に関する事項
- 九 信用協同組合代理業の内容、業務取扱日及び業務取扱時間の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項
- 十 その他必要と認められる事項

(財産的基礎)

第八十二条 銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、第八十条第六号に規定する財産に関する調査又は同条第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額(次項において「純資産額」という。)が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額以上であることとする。

- 一 個人 三百万円
 - 二 法人 五百万円
- 2 次に掲げる者は、銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する財産的基礎を有するものとみなす。
- 一 個人(純資産額が負の値でない者に限る。)であつて所属信用協同組合(当該個人が信用協同組合代理業再委託者の再委託を受けて信用協同組合代理業を行う場合は、当該信用協同組合代理業再委託者を含む。)が信用協同組合代理業に係る損害についての保証人(純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。)の保証を徴している者その他の前項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者
 - 二 地方公共団体
- (信用協同組合代理業の許可の審査)
- 第八十三条 金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。
- 一 個人又は法人(外国法人で国内に事務所を有しないものを除く。)であること。
 - 二 前条第一項又は第二項に該当し、かつ、信用協同組合代理業開始後三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当すると見込まれること。
 - 三 信用協同組合代理業に関する能力を有する者の確保の状況、信用協同組合代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。
 - イ 申請者が個人(二以上の事務所信用協同組合代理業を行う者を除く。)であるときは、その営む信用協同組合代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。

と。ただし、特別信用協同組合代理行為(当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第六条の三第二項第二号に掲げる行為(所属信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。)をいう。以下イ及びロにおいて同じ。)を行う場合に於ては、次の(1)又は(2)に掲げる特別信用協同組合代理行為の内容の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者であること。

- (1) 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介 当座預金業務若しくは資金の貸付け業務に従事したことがある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座預金業務を的確に遂行することができる者
- (2) 法第六条の三第二項第二号に掲げる行為 資金の貸付け業務に従事したことがある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができる者

合を除く。)それぞれ配置していること。ただし、特別信用協同組合代理行為を行う場合に於ては、これらの責任者又は統括責任者のうちそれぞれ一名以上は、次の(1)又は(2)に掲げる特別信用協同組合代理行為の内容の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者であること。

- (1) 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介 当座預金業務若しくは資金の貸付け業務に従事したことがある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座預金業務を的確に遂行することができる者
- (2) 法第六条の三第二項第一号及び第三号に規定する行為を行う場合に於ては、オンライン処理その他の適切な方法により処理する等信用協同組合代理業の業務の態様に応じ必要な事務処理の体制が整備されていること。
- 二 信用協同組合代理業に関する内部規則等を定め、これに基づく業務の運営の検証がされる等、法令等を遵守した運営が確保されると認められること。
- ホ 人的構成、資本構成又は組織等により、信用協同組合代理業を的確、公正かつ効率的に遂行することについて支障が生じるおそれがあると認められないこと。
- イ 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取扱われている者
- ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け

ることがなくなった日から五年を経過しない者

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消の日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者(銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。)であつた者でその取消の日から五年を経過しない者

(1) 中小企業等協同組合法第百六条第二項若しくは法第六条第一項及び第六条の四の二第一項において準用する銀行法(以下この号において「準用銀行法」という。)第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により法第六条の三第一項の許可を取り消された場合

(2) 銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により同法第四十条第一項の免許を取り消され、同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四十条第一項の免許を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第五十二条の二第二項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第五十二条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第五

十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第六十条の五第一項の許可を取り消された場合

(4) 信用金庫法(昭和二十六年法律第二十三号)第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四十条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第二項の許可を取り消された場合

(5) 労働金庫法(昭和二十八年法律第二十七号)第九十五条の規定により同法第六十条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合

(6) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第九十五条の二の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

(7) 水産業協同組合法第八十条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六十六条第一項の許可を取り消され、又は同法第二百二十四条の二の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

(8) 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合

第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

(10) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項(第三号及び第四号を除く。)の規定により同法第十二条の登録(預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務(同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。))の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。)を取り消された場合

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録(当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、法第六十条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第九十二条の二第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第八十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、法第六十条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第六十六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場

合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第六十条の二第二項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六十条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項(第三号及び第四号を除く。)の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消の日から五年を経過しない者

法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第六十条の三第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録(同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。)を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消の日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) 準用銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は準用銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(2) 銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

- (4) 行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (5) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監事又は信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (6) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監事又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (7) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農業協同組合法第九十五条第二項の規定により改選を命ぜられた役員
- (8) 水産業協同組合法第八十一条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は水産業協同組合法第二百二十四条第二項の規定により改選を命ぜられた役員
- (9) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員、又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員、監事若しくは会計監事
- (10) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (11) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員
- (12) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行

役、会計参与、監査役、会計監事又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 前号二（一）から（一）までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ 前号チに規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 役員のうち精神の機能の障害のため信用協同組合理業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のある者

ニ 役員のうち前号ロからチまでのいずれかに該当する者のある者

六 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合において、次のいずれにも該当しないこと。

イ 兼業業務の内容が法令に抵触するものであること。

ロ 兼業業務の内容が信用協同組合理業者としての社会的信用を損なうおそれがあること。

ハ 信用協同組合理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所屬信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に

係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることであらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロ（二）において同じ。）（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。）であることその他の兼業業務における顧客との間の取引關係に照らし、所屬信用協同組合と信用協同組合理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合及び所屬信用協同組合から地域における人口の減少等に伴う当該所屬信用協同組合の事務所の廃止その他これに類するものを理由として委託を受けて信用協同組合理業を行う場合を除く。）。

ニ 兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用して、信用協同組合理業に係る顧客の保護に欠ける行為が行われるおそれがあると認められること。

ホ その他信用協同組合理業の内容に照らし兼業業務を行うことが顧客の保護に欠け、又は所屬信用協同組合の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼす行為が行われるおそれがあると認められること。

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イ、ロ、ニ及びホのいずれにも該当せず、かつ、信用協同組合理業として行う法第六条の三第二項第二号に掲げる行為の内容及び方法が次のいずれかに該当すること（その業務について所屬信用協同組合と信用協同組合理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合にあっては、前号イからホまでのいずれにも該当しないこと）。

イ 所屬信用協同組合が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものであること。

ロ 事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引以外を内容とする契約の締結の代理又は媒介であつて、次のいずれにも該当すること（イに該当する場合を除く。）。

- (1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること。
 - (2) 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に關与するものであること。
 - (3) 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、信用協同組合理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面又は電磁的方法による同意を得て、所屬信用協同組合に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所屬信用協同組合が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。
- （信用協同組合理業の許可の予備審査）
- 第八十四条 法第六条の三第一項の規定により信用協同組合理業の許可を受けようとする者は、銀行法第五十二条の三十七に定めるところに準じた書面を金融庁長官等に提出して予備審査を求めなければならない場合
- （変更の届出を要しない場合）
- 第八十四条の二 銀行法第五十二条の三十九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 増改築その他のやむを得ない理由により営業所又は事務所所在地の変更をした場合（変更前の所在地に復することが明らかなる場合に限り。）
 - 二 前号に規定する所在地の変更に係る営業所又は事務所を変更前の所在地に復した場合（変更の届出）
- 第八十五条 銀行法第五十二条の三十九第一項及び第二項の規定により届出を行う信用協同組合理業者は、別表第二上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。
- （標識の様式等）
- 第八十六条 銀行法第五十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第十二号に定めるものとする。
- 2 信用協同組合理業者は、銀行法第五十二条の四十第二項の規定による閲覧に供する措置を

するときは、当該信用協同組合代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

3 銀行法第五十二条の四十第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二 そのウェブサイトがない場合

三 その行う信用協同組合代理業者が一の信用協同組合代理業者再委託者の再委託を受けて行うもののみである場合において、当該信用協同組合代理業者再委託者が、当該信用協同組合代理業者を行う者が公衆の閲覧に供すべき事項を当該信用協同組合代理業者再委託者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するとき。

(兼業の承認の申請等)

第八十七条 信用協同組合代理業者は、銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による兼業業務の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 兼業業務の内容及び方法を記載した書面

三 その他参考となるべき事項を記載した書面

2 前項第二号に掲げる書面は、信用協同組合代理業者の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを認められないことが明確となるよう記載しなければならない。

3 金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第八十三条第六号に掲げる事項に該当するとき又は同条第七号に該当しないときに限り、承認しないことができるものとする。

(分別管理)

第八十八条 信用協同組合代理業者は、銀行法第五十二条の四十三の規定に基づき、管理場所を区別することその他の方法により信用協同組合代理行為に関して顧客から交付を受けた金銭その他の財産が自己の固有財産であるか、又はいづれの所属信用協同組合に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理しなければならない。

(明示事項)

第八十九条 銀行法第五十二条の四十四第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 信用協同組合代理行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受けるときは、当該交付を受けることについての所属信用協同組合からの権限の付与がある旨

二 所属信用協同組合が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする信用協同組合代理行為に係る契約につき顧客が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所属信用協同組合に支払うべき手数料が異なるときは、その旨

三 所属信用協同組合が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする信用協同組合代理行為に係る契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を他の所属信用協同組合のために行っているときは、その旨

四 所属信用協同組合が二以上ある場合は、顧客の取引の相手方となる所属信用協同組合の名称又は商号

2

前項各号(第一号を除く。)の所属信用協同組合には、信用協同組合代理業者が銀行法第二十五条に規定する銀行代理業者である場合にあつては同法第二十六条に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者である場合にあつては同項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者である場合にあつては同項に規定する所属労働金庫、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合、水産業協同組合法第六十六条第三項に規定する特定信用事業代理業者である場合にあつては同項に規定する所属組合、農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者である場合にあつては農林中央金庫、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合である場合にあつては同項の認可を受けた農林中央金庫又は同法第二十一条第二号に規定する信用農業協同組合連合会を含むものとする。

(信用協同組合代理業者の預金者等に対する情報の提供)

第九十条 第四十一条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による信用協同組合代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第四十一条第五項中「当該信用協同組合等」を所属信用協同組合(法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。)とする信用協同組合代理業者(同項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。)、当該信用協同組合等を委託信用協同組合(法第六条の四の三第二項第二号に規定する委託信用協同組合をいう。以下同じ。)とする信用協同組合電子決済等取扱業者(法第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。)(預金等媒介業務(同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。))を行う者に限る。)とあるのは、「当該信用協同組合代理業者(法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。)(預金等媒介業務(同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。))を行う者」と読み替えるものとする。

(預金等との誤認防止等)

第九十一条 信用協同組合代理業者(法第六条の四に規定する信用組合等を除く。)が、金融商品の販売(金融サービスの提供及び利用環境の整備等)に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。)又はその代理若しくは媒介を行う場合を除く。第四十二条第一項及び第二項の規定を準用する。

2 信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理行為を行う営業所又は事務所の窓口には、信用協同組合代理行為を行う旨を顧客の目につきやすいように掲示しなければならない。

3 第一項の規定は、信用協同組合代理行為を行うない窓口については、適用しない。

4 信用協同組合代理業者は、顧客に対し、その営業所又は事務所の信用協同組合代理行為を行わない窓口を信用協同組合代理行為を行う窓口と誤認させないための措置を講じなければならない。

5 第二項の場合において、信用協同組合代理業者は、同項の規定による掲示の内容を当該信用協同組合代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、第八十六条第三項各号に掲げる場合は、この限りでない。

理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第四十一条第五項中「当該信用協同組合等」を所属信用協同組合(法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。)とする信用協同組合代理業者(同項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。)、当該信用協同組合等を委託信用協同組合(法第六条の四の三第二項第二号に規定する委託信用協同組合をいう。以下同じ。)とする信用協同組合電子決済等取扱業者(法第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。)(預金等媒介業務(同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。))を行う者に限る。)とあるのは、「当該信用協同組合代理業者(法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。)(預金等媒介業務(同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。))を行う者」と読み替えるものとする。

(預金等との誤認防止等)

第九十一条 信用協同組合代理業者(法第六条の四に規定する信用組合等を除く。)が、金融商品の販売(金融サービスの提供及び利用環境の整備等)に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。)又はその代理若しくは媒介を行う場合を除く。第四十二条第一項及び第二項の規定を準用する。

2 信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理行為を行う営業所又は事務所の窓口には、信用協同組合代理行為を行う旨を顧客の目につきやすいように掲示しなければならない。

3 第一項の規定は、信用協同組合代理行為を行うない窓口については、適用しない。

4 信用協同組合代理業者は、顧客に対し、その営業所又は事務所の信用協同組合代理行為を行わない窓口を信用協同組合代理行為を行う窓口と誤認させないための措置を講じなければならない。

5 第二項の場合において、信用協同組合代理業者は、同項の規定による掲示の内容を当該信用協同組合代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、第八十六条第三項各号に掲げる場合は、この限りでない。

(他の所属信用協同組合の同種の契約に係る情報提供)

第九十二条 信用協同組合代理業者は、第八十九条第一項第三号に規定する事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他の所属信用協同組合の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

2 前項の場合においては、第八十九条第二項の規定を準用する。

(個人顧客情報の取扱い)

第九十三条 第四十六条から第四十八条までの規定は、信用協同組合代理業者について準用する。

(顧客情報の使用に係る書面による同意等)

第九十四条 信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理業者において取り扱う顧客に関する非公開金融情報(その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報(前条において準用する第四十七条に規定する情報及び前条において準用する第四十八条に規定する特別の非公開情報を除く。))をいう。が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務(保険募集及び保険媒介業務に係る業務を除く。次項において同じ。)に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

2 信用協同組合代理業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報(その信用協同組合代理業者以外の業務上知り得た公表されていない情報(前条において準用する第四十七条に規定する情報及び前条において準用する第四十八条に規定する特別の非公開情報を除く。))をいう。次項において同じ。が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく信用協同組合代理業者及び信用協同組合代理業者に付随する業務に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

3 信用協同組合代理業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく所属信用協同組合に提供されないことを確保するための措置を講じなければならない。

(信用協同組合代理業者に係る内部規則等)

第九十五条 信用協同組合代理業者は、その行う信用協同組合代理業者の内容及び方法に応じ、顧

客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合が講ずる中小企業等協同組合法第九条の九の第三項に定める措置の内容の説明並びに犯罪防止措置を含む。）に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（信用協同組合代理業者の密接関係者）

第九十六条 銀行法第五十二条の四十五第三号に規定する内閣府令で定める信用協同組合代理業者と密接な関係を有する者は、当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合の特定関係者（銀行法第十三条の二に規定する特定関係者をいい、当該信用協同組合代理業者の子会社を除く。）とする。

（顧客の保護に欠けるおそれのないもの）

第九十七条 銀行法第五十二条の四十五第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれのないものとして内閣府令で定めるものは、信用協同組合代理業者が不当に取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為ではないものとする。

（所属信用協同組合の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのないもの）

第九十八条 銀行法第五十二条の四十五第四号に規定する所属信用協同組合の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのないものとして内閣府令で定めるものは、所属信用協同組合が銀行法第十三条の二ただし書の規定による承認を受けた取引又は行為に係るものとする。

（信用協同組合代理業に係る禁止行為）

第九十九条 銀行法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 顧客に対し、その行う信用協同組合代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為
- 二 顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、

法第六条の三第二項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介をする行為（銀行法第五十条の四十五第三号に掲げるものを除く。）

三 顧客に対し、信用協同組合代理業者としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

四 顧客に対し、不当に、法第六条の三第二項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をする行為

五 顧客に対し、兼業業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、信用協同組合代理業に係る取引の条件又は実施について不利益を与える行為

六 所属信用協同組合に対し、信用協同組合代理行為に係る契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げず、又は虚偽のことを告げる行為

（特定信用協同組合代理行為）

第一百条 銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する内閣府令で定める預金は、当座預金とする。

（特定信用協同組合代理業者の休日の承認等）

第一百条の二 令第五条の六第二項第二号に規定する内閣府令で定める営業所等は、次に掲げるものとする。

一 主たる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）

二 災害その他の事象が発生した場合における特定信用協同組合代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）の危機管理に関する事務その他の特定信用協同組合代理業者の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務を統括する営業所等（前号に掲げるものを除く。）

三 特定信用協同組合代理業者は、令第五条の六第二項第二号イの規定による承認を受けようとするとき、又は同号ロの規定による届出（同号ロに規定する営業所等を設置する際に当該営業所等についてするものを除く。）をしようとするときは、承認申請書又は届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 理由書（次に掲げる事項に係る記載があるものに限る。）

イ 金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

ロ 当該承認の申請又は届出に係る営業所等の顧客の利便を著しく損なわないこと。

三 令第五条の六第三項の規定による揭示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

三 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 当該申請に係る営業所等の顧客の利便を著しく損なわないこと。

四 令第五条の六第三項に規定する内閣府令で定める場合は、第八十六条第三項各号に掲げる場合とする。

五 特定信用協同組合代理業者は、令第五条の六第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該特定信用協同組合代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

六 特定信用協同組合代理業者は、令第五条の六第二項第二号イの規定による承認を受けたとき、又は同号ロの規定による届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所等の店頭に掲示するとともに、第四項に掲げる場合を除き、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

一 令第五条の六第一項に定める日以外の休日の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

二 当該営業所等の最寄りの営業所等又は当該特定信用協同組合代理業者の所属信用協同組合の連絡先

（特定信用協同組合代理業者の業務取扱時間等）

第一百一条 特定信用協同組合代理業者の業務取扱時間は、午前九時から午後三時までとする。

二 前項の業務取扱時間は、業務の都合により延長することができる。

三 特定信用協同組合代理業者は、その営業所又は事務所が次のいずれにも該当する場合（前項に該当する場合を除く。）は、当該営業所又は事務所について業務取扱時間の変更をすることができる。

一 当該営業所又は事務所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により第一項に規定する業務取扱時間とは異なる業務取扱時間とする必要がある場合

二 当該営業所又は事務所の顧客の利便を著しく損なわない場合

四 特定信用協同組合代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭に掲示するとともに、第八十六条第三項各号に掲げる場合を除き、当該特定信用協同組合代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

一 当該業務取扱時間の変更の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）

二 当該営業所若しくは事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定信用協同組合代理業者の所属信用協同組合の事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

五 特定信用協同組合代理業者の特定信用協同組合代理行為（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理行為をいう。以下この項及び次条において同じ。）を行わない営業所又は事務所（特定信用協同組合代理行為を行う営業所又は事務所の当該特定信用協同組合代理行為を行う施設以外の施設を含む。）の業務取扱時間については、第一項、第三項及び前項の規定は適用しない。

六 信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示するとともに、第八十六条第三項各号に掲げる場合を除き、当該信用協同組合代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

（特定信用協同組合代理業者の臨時休業の届出等）

第一百二条 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定信用協同組合代理業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一 特定信用協同組合代理行為に係る業務（第一号において「業務」という。）の全部又は一部を休止する営業所又は事務所の名称及び所在地

二 休止の理由

三 休止期間

四 業務再開予定日又は業務再開日
五 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法

2 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合（次項に規定する内閣府令で定める場合を除く。）は、次に掲げる場合とする。
一 銀行法第二十六条第一項又は第二十七条の規定により所属信用協同組合が業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合
二 銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する休日又は前条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間に、特定信用協同組合代理行為に係る業務の全部又は一部を行う特定信用協同組合代理業者の営業所又は事務所において、当該休日又は時間における業務の全部又は一部を休止する場合

三 特定信用協同組合代理業者の特定信用協同組合代理行為に係る業務を行う無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合
四 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合
五 台風、地震その他の異常な気象、海象又は地震により営業所又は事務所においてその業務を行うことが当該営業所又は事務所その役員、職員又は利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにより当該営業所又は事務所の業務の全部又は一部を休止する場合

六 銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により特定信用協同組合代理行為に係る業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合
七 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定するその他の内閣府令で定める場合は、第八十六条第三項各号に掲げる場合とする。

4 特定信用協同組合代理業者は、銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該特定信用協同組合代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。
5 銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする

一 特定信用協同組合代理業者の特定信用協同組合代理行為に係る業務を行う無人の営業所

又は事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合
二 第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合
（所属信用協同組合の廃業等の掲示等）

第一百三十三条 信用協同組合代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による掲示及び閲覧に供する措置をするときは、所属信用協同組合から通知を受けた内容及び当該所属信用協同組合における預金等その他その行う信用協同組合代理業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

2 信用協同組合代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該信用協同組合代理業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。
3 銀行法第五十二条の四十八に規定する内閣府令で定める場合は、第八十六条第三項各号に掲げる場合とする。
（信用協同組合代理業者に関する帳簿書類）

第一百四十二条 信用協同組合代理業者は、銀行法第五十二条の四十九の規定により、信用協同組合代理業務の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に定める帳簿書類（法第六条の三第二項各号に規定する契約の締結の代理を行わない場合は、第三号に掲げるものに限る。）を所属信用協同組合ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。
一 総勘定元帳 作成の日から五年間
二 信用協同組合代理勘定元帳 作成の日から十年間
三 信用協同組合代理業務に係る顧客に対して行った法第六条の三第二項各号に規定する契約の締結の媒介の内容を記録した書面 当該媒介を行った日から五年間

第一百五十五条 銀行法第五十二条の五十一第一項の規定による信用協同組合代理業務に関する報告書は、信用協同組合代理業者が個人である場合においては別紙様式第十三号により、法人である場合においては別紙様式第十四号により、それぞれ作成し、個人にあつては別紙様式第十一号により作成した財産に関する調査及び収支の状況及び記載した書面を、法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、それぞれ添付し、事業年度経過後三月以内に金融

庁長官等に提出しなければならない。

2 信用協同組合代理業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に信用協同組合代理業務に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第七条の二の規定により当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該信用協同組合代理業者に関する報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3 信用協同組合代理業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 金融庁長官等は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした信用協同組合代理業者が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。
5 金融庁長官等は、その許可をした信用協同組合代理業者の直前事業年度に係る信用協同組合代理業務に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項又は当該信用協同組合代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き顧客の保護に必要と認められる部分を、金融庁（令第七条の二の規定により当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長）に備置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（所属信用協同組合の説明書類の縦覧）

第一百六十六条 信用協同組合代理業者は、その所属信用協同組合が銀行法第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書面（銀行法第二十一条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該所属信用協同組合の事業年度経過後四月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 信用協同組合代理業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官（金融庁長官の指定する信用協同組合代理業者以外の信用協同組合代理業者にあつては、当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にあつては、福岡財務支局長）の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。）の承認を受けて、当該縦覧を開始することができる。

3 信用協同組合代理業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした信用協同組合代理業者が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。
（廃業等の届出）

第一百七十七条 銀行法第五十二条の五十二の規定により届出を行う者は、別表第三上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。
（許可の効力に係る承認の申請等）

第一百八十八条 法第六条の三第一項の許可を受けた者は、銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。
2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
一 法第六条の三第一項の許可を受けた日から六月以内に信用協同組合代理業務を開始することができないことについてやむを得ないと認められる理由があること。

二 合理的な期間内に信用協同組合代理業務を開始することができることと見込まれること。
三 当該許可の際に審査の基礎となつた事項について信用協同組合代理業務の開始が見込まれる時期までに重大な変更がないと見込まれること。

（所属信用協同組合による信用協同組合代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第一百九条 所属信用協同組合は、信用協同組合代理業者の信用協同組合代理業務に係る業務の健全

かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 信用協同組合代理業者及びその信用協同組合代理業者の従事者に対し、信用協同組合代理業者に係る業務の指導、信用協同組合代理業者に関する法令等を遵守させるための研修の実施等の措置

二 信用協同組合代理業者における信用協同組合代理業者に係る業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、信用協同組合代理業者が当該信用協同組合代理業者の業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じて改善させる等、信用協同組合代理業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 信用協同組合代理業者の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときには、信用協同組合代理業者との間の委託契約及び信用協同組合代理業者再委託者と信用協同組合代理業者再委託者との間の再委託契約の内容を変更し、又は解除するための措置

四 信用協同組合代理業者が行う法第六条の三第二項第二号に規定する行為について、必要に応じて自ら審査を行うための措置

五 信用協同組合代理業者が所属信用協同組合から顧客に関する情報を不正に取得させない等、顧客情報の適切な管理を確保するための措置

六 所属信用協同組合の名称、信用協同組合代理業者であることを示す文字及び当該信用協同組合代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるとともに、第八十六条第三項各号に掲げる場合を除き、当該信用協同組合代理業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供させるための措置

七 信用協同組合代理業者の営業所又は事務所における信用協同組合代理業者に係る業務に関する犯罪を防止するための措置

八 信用協同組合代理業者の信用協同組合代理業者を行う営業所又は事務所の廃止にあたっては、当該営業所又は事務所の顧客に係る取引が所属信用協同組合の事務所、他の金融機関、他の信用協同組合代理業者等へ支障なく引き継がれる等、当該営業所又は事務所の顧客に著しい影響を及ぼさないようにするための措置

九 信用協同組合代理業者の信用協同組合代理業者に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

2 前項（第四号及び第八号を除く。）の規定は、信用協同組合代理業者再委託者が信用協同組合代理業者再委託者の業務の健全かつ適切な運営を確保するために講じなければならない措置について準用する。この場合において、同項の規定中「信用協同組合代理業者」とあるのは「信用協同組合代理業者再委託者」と、「信用協同組合代理業者」とあるのは「再委託を受けて行う信用協同組合代理業者」と読み替えるものとする。

第九九条の二 所属信用協同組合は、当該所属信用協同組合に係る信用協同組合代理業者に関する事項を記載し、銀行法第五十二条の六の六の条において「原簿」という。）に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 信用協同組合代理業者の商号、名称又は氏名
二 信用協同組合代理業者が法人であるときは、その代表者の氏名又は名称
三 信用協同組合代理業者の内容
四 信用協同組合代理業者を行う営業所又は事務所
五 法第六条の三第三項の許可を受けた年月日

2 前項各号に掲げるもののほか、当該所属信用協同組合に係る信用協同組合代理業者が次の各号に掲げる区分に該当する場合には、当該各号に掲げる事項を原簿に記載しなければならない。

一 信用協同組合代理業者再委託者 当該信用協同組合代理業者再委託者が再委託を行う信用協同組合代理業者再委託者に係る前項各号に掲げる事項
二 信用協同組合代理業者再委託者 当該信用協同組合代理業者再委託者が再委託を受ける信用協同組合代理業者再委託者に係る前項各号に掲げる事項

3 銀行法第五十二条の六十第一項に規定する内閣府令で定める事務所は、所属信用協同組合の無人の事務所とする。

第九九条の三 法第六条の四の四第二項の規定により読み替えて適用する銀行法第五十二条の六十一の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次条第一項各号に掲げる事項とする。

2 法第六条の四の四第二項の規定により適用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、第一百十條の二十

する内閣府令で定める場合は、第一百十條の二十

二 第一項の規定にかかわらず、第九九条の十三第三項第一号及び第二号に掲げる場合とする。

第九九条の四 法第六条の四の四第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 信用協同組合電子決済等代行業に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所（法第六条の四の四第三項の規定により届出を行う信用協同組合電子決済等取扱業者（次項及び次条において「届出者」という。）が外国法人である場合にあつては、国内における営業所に限る。）の所在地及び連絡先
二 加入する認定信用協同組合電子決済等代行業者協会（法第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行業者協会をいう。以下同じ。）の名称

三 信用協同組合電子決済等代行業の業務の一部の委託をする場合には、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の商号、名称又は氏名及び住所
2 前項第一号に掲げる事項は、銀行等（銀行又は株式会社商工組合中央金庫をいう。次条、第九九条の八第二項、第九九条の九、第九九条の二十八第一号及び第九九条の三十三において同じ。）が届出者である場合には、記載すること

を要しない。

（信用協同組合電子決済等代行業を営む場合の届出書の添付書類）
第九九条の五 法第六条の四の四第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、銀行等が届出者である場合は、この限りでない。

一 法第六条の四の四第三項の規定による届出の日（以下この条において「届出日」という。）を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、届出日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時における貸借対照表又はこれに代わる書面
二 届出者が会計監査人設置会社である場合にあっては、届出日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告の内容を記載した書面（委託信用協同組合との間の契約に定めなければならない事項）

第九九条の六 法第六条の四の五に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 信用協同組合電子決済等取扱業者（法第六条の四の三第二項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）に關し、顧客に損害が生じた場合における当該損害についての委託信用協同組合と当該信用協同組合電子決済等取扱業者との賠償責任の分担に関する事項
二 委託信用協同組合が預金者（法第六条の四の三第二項第一号に規定する預金者をいう。）を把握するために必要な情報を当該信用協同組合電子決済等取扱業者が当該委託信用協同組合の求めに応じて速やかに提供するために必要な事項（当該情報の提供の頻度及び時期に関する事項を含む。）
（認定の申請書の添付書類）
第九九条の七 令第五条の六の三第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 認定業務（法第六条の四の六に規定する認定業務をいう。次号及び第九九条の三十六第六号において同じ。）の実施の方法を記載した書類
二 認定業務を適正かつ確実に履行に足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類
三 最近の事業年度（申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時）における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類
四 役員履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面
五 役員旧氏及び名を当該役員旧氏名に併せて令第五条の六の三第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
六 その他参考となるべき事項を記載した書類（信用協同組合電子決済等取扱業者の登録申請書の記載事項）

第九九条の八 銀行法第五十二条の六十の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 信用協同組合電子決済等取扱業者に関する顧客からの苦情又は相談に応ずる営業所（外国電子決済等取扱業者（銀行法第十九条第十九項に規定する外国電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）にあつては、国内における営業所に限る。）の所在地及び連絡先

二 加入する認定信用協同組合電子決済等代行業者協会（法第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行業者協会をいう。以下同じ。）の名称

三 信用協同組合電子決済等代行業の業務の一部の委託をする場合には、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の商号、名称又は氏名及び住所

四 前項第一号に掲げる事項は、銀行等（銀行又は株式会社商工組合中央金庫をいう。次条、第九九条の八第二項、第九九条の九、第九九条の二十八第一号及び第九九条の三十三において同じ。）が届出者である場合には、記載すること

を要しない。

二 主要株主（総株主の議決権（株主総会において決議を行うことができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式）についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式）についての議決権を含む。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。）の氏名、商号又は名称

三 加入する認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会（法第六条の四の七に規定する認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会をいう。以下同じ。）の名称

四 信用協同組合電子決済等取扱業の業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の商号、名称又は氏名及び住所

五 他に業務を営むときは、その業務の種類
 2 前項第一号及び第五号に掲げる事項は、銀行等が登録申請者（銀行法第五十二条の六十の四第一項に規定する登録申請者をいう。次条第八号において同じ。）である場合には、登録申請書（銀行法第五十二条の六十の四第一項の登録申請書をいう。次条第三号において同じ。）に記載することを要しない。

第九十九条の九 銀行法第五十二条の六十の四第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。ただし、銀行等が法第六条の四の第三項の登録の申請をする場合は、この限りでない。

- 一 役員（銀行法第五十二条の六十の四第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号から第四号まで及び第九十九条の二十一第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の前職を記載した書面）
- 二 役員（住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の前職事項証明書）又はこれに代わる書面）
- 三 役員（旧氏及び名を当該役員の前職に併せて登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の前職に併せて登録申請書に記載したときは、当該旧氏及び名を証する書面）

四 役員が銀行法第五十二条の六十の六第一項第九号イからヘまでのいずれにも該当しない者であるときは、当該役員が誓約する書面

株主の名簿

六 外国電子決済等取扱業者である場合にあっては、銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同法第五十二条の六十の三の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて電子決済等取扱業（同法第二条第十七項に規定する電子決済等取扱業をいう。）を営む者又は当該外国の法令に準拠してこれに相当する業務を営む者であることを証する書面

七 登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の際における貸借対照表又はこれに代わる書面

八 登録申請者が会計監査人設置会社であるときは、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告の内容を記載した書面

九 事業開始後三事業年度における信用協同組合電子決済等取扱業に係る収支の見込みを記載した書面

十 信用協同組合電子決済等取扱業に関する組織図（内部管理に関する業務を行う組織を含む。）

十一 信用協同組合電子決済等取扱業を管理する責任者の履歴書

十二 信用協同組合電子決済等取扱業に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。第九十九条の二十四において同じ。）

十三 信用協同組合電子決済等取扱業の顧客と信用協同組合電子決済等取扱業に係る取引を行う際に使用する契約書類

十四 委託信用協同組合との間の信用協同組合電子決済等取扱業に係る業務の委託契約書の案

十五 信用協同組合電子決済等取扱業の業務の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る契約の契約書の案

十六 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面

- イ 指定紛争解決機関（法第六条の五の十二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下同じ。）が存在する場合

銀行法第五十二条の六十の十五第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合

銀行法第五十二条の六十の十五第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十七 その他参考となるべき事項を記載した書面

第九十九条の十 金融庁長官等は、その登録をした信用協同組合電子決済等取扱業者に係る信用協同組合電子決済等取扱業者登録簿を当該信用協同組合電子決済等取扱業者の主たる営業所（外国電子決済等取扱業者にあっては、国内における主たる営業所）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合）にあっては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（財産的基礎）

第九十九条の十一 銀行法第五十二条の六十の六第一項第三号に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 資本金の額が千万円以上であること。
- 二 純資産額（第九十九条の九第七号に規定する貸借対照表又はこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。）が負の値でないこと。

（心身の故障のため信用協同組合電子決済等取扱業に係る職務を適正に執行することができない者）

第九十九条の十二 銀行法第五十二条の六十の六第一項第九号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため信用協同組合電子決済等取扱業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（あらかじめ届け出ること）

第九十九条の十三 銀行法第五十二条の六十の七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 委託信用協同組合から法第六条の四の三第二項第一号の委託を受けることをやめようとする場合
- 二 信用協同組合電子決済等取扱業の内容又は方法のうち、信用協同組合電子決済等取扱業

の顧客からの申込みの受付方法以外の事項を変更しようとする場合

銀行法第五十二条の六十の七第一項の規定により届出を行う信用協同組合電子決済等取扱業者は、別表第三の二上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を金融庁長官等に提出しなければならない。

銀行法第五十二条の六十の七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 1 増改築その他のやむを得ない理由により営業所の所在地の変更をした場合（変更前の所在地に復することが明らかな場合に限る。）
- 2 前号に規定する所在地の変更に係る営業所を変更前の所在地に復した場合は、第九十九条の八第一項第五号に掲げる事項を変更した場合
- 3 銀行法第五十二条の六十の七第二項の規定により届出を行う信用協同組合電子決済等取扱業者は、別表第三の三上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を金融庁長官等に提出しなければならない。

（標識の様式等）

第九十九条の十四 銀行法第五十二条の六十の九第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別表様式第十四号の二に定めるものとする。

銀行法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、当該信用協同組合電子決済等取扱業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の縦覧に供する方法とする。

銀行法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 1 登録番号
- 2 加入している認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の名称（認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会に加入していない場合）

（顧客に対する説明）

第九十九条の十五 銀行法第五十二条の六十の十一第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 1 顧客との間で継続的に法第六条の四の三第二項各号に掲げる行為を行う場合において、直前に当該顧客との間で当該行為を行った時

以後に銀行法第五十二条の六十の十一第一項各号に掲げる事項に変更がないとき。

二 法第六条の四の三第二項各号に掲げる行為に係る取引について委託信用協同組合が顧客に対し銀行法第五十二条の六十の十一第一項の規定に準じて同項各号に掲げる事項を明らかにしたとき。

2 銀行法第五十二条の六十の十一第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 登録番号
- 二 法第六条の四の三第二項各号に掲げる行為に係る取引の内容
- 三 顧客が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法
- 四 顧客との間で継続的に法第六条の四の三第二項第一号に掲げる行為を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）
- 五 信用協同組合電子決済等取扱業者の行う信用協同組合電子決済等取扱業者に関して顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は顧客の金銭その他の財産を預託させるときは、その預託についての委託信用協同組合からの権限の付与がある旨
- 六 顧客が委託信用協同組合に対して有する権利の内容及びその行使に係る手続
- 七 第九十九条の二十八第四号に掲げる場合に該当するものとして顧客から金銭を受け入れる場合にあつては、当該金銭を委託信用協同組合に交付するために要する時間
- 八 信用協同組合電子決済等取扱業者に関し顧客の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した顧客の損失の補償その他の対応に関する方針
- 九 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
 - イ 指定紛争解決機関が存在する場合 当該信用協同組合電子決済等取扱業者が銀行法第五十二条の六十の十一第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称
 - ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該信用協同組合電子決済等取扱業者の銀行法第五十二条の六十の十一第一項第二号に

定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十 その他当該信用協同組合電子決済等取扱業者の行う信用協同組合電子決済等取扱業者に関する事項（信用協同組合が行う事業との誤認を防止するための情報の顧客への提供）

第九十九条の十六 信用協同組合電子決済等取扱業者は、信用協同組合電子決済等取扱業者との間で法第六条の四の三第二項各号に掲げる行為を行う場合には、あらかじめ、当該顧客に対し、インターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、信用協同組合電子決済等取扱業者の業務を信用協同組合が行うものではないことの説明を行わなければならない。

第九十九条の十七 信用協同組合電子決済等取扱業者は、その業務の内容及び方法に応じ、信用協同組合電子決済等取扱業者に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

第九十九条の十八 信用協同組合電子決済等取扱業者は、その取り扱う個人である信用協同組合電子決済等取扱業者の顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第九十九条の十九 信用協同組合電子決済等取扱業者は、その取り扱う個人である信用協同組合電子決済等取扱業者の顧客に関する情報（個人情報保護の保護に関する法律第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。

第九十九条の二十 信用協同組合電子決済等取扱業者は、その取り扱う個人である信用協同組合電子決済等取扱業者の顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての

情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を取り扱うときは、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

（顧客情報の使用に係る同意等）

第九十九条の二十一 信用協同組合電子決済等取扱業者は、信用協同組合電子決済等取扱業者において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等又は為替取引に関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（前条に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前にインターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務（信用協同組合電子決済等取扱業者及び信用協同組合電子決済等取扱業者に付随する業務以外の業務をいう。以下この条において同じ。）に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

2 信用協同組合電子決済等取扱業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報（その兼業業務上知り得た公表されていない情報をいう。次項において同じ。）が、事前にインターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく信用協同組合電子決済等取扱業者を利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

3 信用協同組合電子決済等取扱業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報が、事前にインターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく委託信用協同組合に提供されないことを確保するための措置を講じなければならない。

（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）

第九十九条の二十二 信用協同組合電子決済等取扱業者は、その業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

二 委託先における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じ確認すること等により、委託先が当該業務を適正かつ確実に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 委託先が行う信用協同組合電子決済等取扱業者の顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四 委託先が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、信用協同組合電子決済等取扱業者の顧客の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五 信用協同組合電子決済等取扱業者の業務の適正かつ確実な遂行を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置（その他信用協同組合電子決済等取扱業者の健全かつ適切な運営を確保するための措置等）

第九十九条の二十三 信用協同組合電子決済等取扱業者は、その行う信用協同組合電子決済等取扱業者に関し、信用協同組合電子決済等取扱業者の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 信用協同組合電子決済等取扱業者が、その行う信用協同組合電子決済等取扱業者について、取引の内容その他の事情に応じ、顧客の保護を図り、及び信用協同組合電子決済等取扱業者の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置

二 信用協同組合電子決済等取扱業者が、その行う信用協同組合電子決済等取扱業者に係る取引について、捜査機関等から当該信用協同組合電子決済等取扱業者に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該信用協同組合電子決済等取扱業者に係る取引の停止等を行う措置

三 信用協同組合電子決済等取扱業者が、電気通信回線に接続している電子計算機を利用して、顧客と信用協同組合電子決済等取扱業者に係る取引を行う場合には、当該顧客が当該信用協同組合電子決済等取扱業者と他の者を誤認することを防止するための適切な措置

四 信用協同組合電子決済等取扱業者が、顧客から電気通信回線に接続している電子計算機を利用して信用協同組合電子決済等取扱業者に係る取引に係る指図を受ける場合には、当該指図の内容を、当該顧客が当該指図に係る電子計算機の操作を行う際に容易に確認し及び訂正することができるようにするための適切な措置

五 信用協同組合電子決済等取扱業者が、銀行法第五十二条の六十の十九第一項の報告書に添付して金融庁長官等に提出した貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を公表する措置

六 信用協同組合電子決済等取扱業者が、その行う信用協同組合電子決済等取扱業者に關し、信用協同組合電子決済等取扱業者の顧客から金銭を受領したときは、遅滞なく、当該顧客に対し、インターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、次に掲げる事項を明らかにする措置

イ 信用協同組合電子決済等取扱業者の商号及び登録番号
ロ 当該顧客から受領した金銭の額
ハ 受領年月日

七 信用協同組合電子決済等取扱業者が、信用協同組合電子決済等取扱業者の顧客との間で法第六条の四の三第二項各号に掲げる行為に係る取引を継続的に又は反復して行うときは、三月を超えない期間ごとに、当該顧客に対し、インターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、取引の記録を明らかにする措置

2 前項の規定によるもののほか、信用協同組合電子決済等取扱業者は、当該信用協同組合電子決済等取扱業者又はその役員若しくは使用人が認定信用協同組合電子決済等取扱業者協会の定款その他の規則（顧客の保護又は信用協同組合電子決済等取扱業者の適正かつ確実な遂行に関するものに限る）、認定信用協同組合電子決済等取扱業者協会に加入しない法人にあつては、これに準ずる内容の社内規則）に違反する行為であつて、顧客の保護に欠け、又は信用協同組合電子決済等取扱業者の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものをするを防止するために必要な措置を講じなければならぬ。

（信用協同組合電子決済等取扱業者に係る社内規則等）

第九十九条の二十四 信用協同組合電子決済等取扱業者は、その行う信用協同組合電子決済等取扱業者の内容及び方法に依り、信用協同組合電子決済等取扱業者の顧客の保護を図り、及び信用協同組合電子決済等取扱業者の適正かつ確実な遂行を確保するための措置（当該信用協同組合電子決済等取扱業者が講ずる銀行法第五十二条の六十の十五第一項に定める措置の内容の説明及び犯罪を防止するための措置を含む。）に關する社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修、委託先に対する指導その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（信用協同組合電子決済等取扱業者の密接関係者から除かれる者）

第九十九条の二十五 令第五条の六の五第一項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 株式会社商工組合中央金庫
- 二 信託業法第二条第二項に規定する信託会社及び同条第六項に規定する外国信託会社（第九十九条の二十八第二号において「信託会社等」という。）
- 三 資金移動業者

（信用協同組合電子決済等取扱業者の密接関係者）

第九十九条の二十六 令第五条の六の五第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社等（同項に規定する会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。第二号ホにおいて同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

- 一 他の会社等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の会社等その他これらに準ずる他の会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないこと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において保有している会社等
- 二 他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において保有している会社等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該会社等が自己の計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保有している議決権とを合わせて、当該他の会社等の議決権の過半数を占めていること

ロ 当該会社等の役員（外国法人にあっては、外国の法令上これと同様に取扱われている者及び日本における代表者を含む。次項第二号イにおいて同じ。）若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて当該会社等が当該他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に關して影響を与えることができるものが、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること

ハ 当該会社等と当該他の会社等との間に当該他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること

ニ 当該他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。ニにおいて同じ。）の総額の過半について当該会社等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニ及び次項第二号ロにおいて同じ。）を行つていこと（当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）

ホ その他当該会社等が当該他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること

三 会社等が自己の計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めている場合（当該会社等が自己の計算において議決権を保有していない場合を含む。）における当該会社等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

2 令第五条の六の五第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社等とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて会社等（当該会社等の子会社等（同条第四項に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）を含む。）が子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に對して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の会社等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子会社等以外の他の会社等その他これらに準ずる子会社等以外の他の会社等であつて、当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に對して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この条において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において保有している場合における当該子会社等以外の他の会社等

二 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において保有している場合における当該子会社等以外の他の会社等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該会社等の役員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に關して影響を与えることができるものが、その取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる役員に就任していること

ロ 当該会社等から重要な融資を受けていること

ハ 当該会社等から重要な技術の提供を受けていること

ニ 当該会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること

ホ その他当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に對して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること

三 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が自己の計算において保有している議決権と

当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保有している議決権とを合わせて、子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該会社等が自己の計算において議決権を保有していない場合を含む。）における当該子会社等以外の他の会社等であつて、前号イからホまでに掲げるいづれかの要件に該当するもの

3 特別目的会社については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産の流動化に関する法律第二条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等（以下この項において「譲渡会社等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡会社等の子会社等に該当しないものと推定する。

（議決権の保有の判定）
第九十九条の二十七 令第五条の六の五第六項に規定する議決権の保有の判定に当たつて、保有する議決権には、他人（仮設人を含む。）の名義によつて保有する議決権及び次に掲げる場合における株式又は持分に係る議決権を含むものとする。

- 一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社等の議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合
- 二 金融商品取引法施行令第十五条の十に定める特別の関係にある者が会社等の議決権を保有する場合

三 社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定によりその保有する株式又は持分（この項の規定により令第五条の六の五第一項第三号の特定個人株主が保有する議決権を含むもの）とされ

る議決権に係る株式又は持分を含む。）を金融商品取引法第二条第五項に規定する発行者に対抗することができない場合
 前項の保有する議決権からは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる株式又は持分に係る議決権を除くものとする。

2
 一 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が、当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有する場合における当該法人の所有する株式又は持分

二 相続人が相続財産として所有する株式又は持分（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認をしたものとみなされる場合を含む。）若しくは限定承認をした日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）
 （金銭等の預託の禁止から除かれる場合）
第九十九条の二十八 銀行法第五十二条の十三ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 銀行等が業として行う場合
- 二 信託会社等が信託業法第二条第一項に規定する信託業として行う場合
- 三 資金移動業者が資金移動業として行う場合
- 四 信用協同組合電子決済等取扱業務に関して顧客から金銭の預託を受けた後直ちに、当該金銭を自己の固有財産と区分して管理し、かつ、委託信用協同組合に交付する場合

（信用協同組合電子決済等取扱業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）
第九十九条の二十九 銀行法第五十二条の六十の十五第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいづれかとする。

- 一 次に掲げる全ての措置を講じること。
- イ 信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情（信用協同組合電子決済等取扱業務（法第六条の五の十二第二項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業務をいう。次項第一号及び第九十九条の三十五第一号において同じ。）に関する苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ 信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

ハ 信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。

二 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情の処理を図ること。

三 令第五条の十九第六号又は第九号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情の処理を図ること。

四 信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により

- 一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情（信用協同組合電子決済等取扱業務に関する紛争で当事者が和解をすることのできるものをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。
- 二 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情の解決を図ること。
- 三 令第五条の十九第六号又は第九号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情の解決を図ること。
- 四 信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により

信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情の解決を図ること。

3 前二項（第一項第四号及び前項第四号に限る。）の規定にかかわらず、信用協同組合電子決済等取扱業者は、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会による信用協同組合第三号第三項各号のいづれかに該当する法人が実施する手続により信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情の処理又は信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情の解決を図つてはならない。

（信用協同組合電子決済等取扱業務に関する帳簿書類）
第九十九条の三十 信用協同組合電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六十の十八の規定により、信用協同組合電子決済等取扱業務の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に掲げる帳簿書類（信用協同組合電子決済等関連預金媒介業務（法第六条の五の十一第二項に規定する信用協同組合電子決済等関連預金媒介業務をいう。第三号、第一百十号の四十五第三号及び第一百十号の四十九において同じ。）を行わない場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。）を委託信用協同組合（二）に作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

- 一 総勘定元帳 作成の日から十年間
- 二 法第六条の四の三第二項第一号に掲げる行為に係る取引記録 作成の日から十年間
- 三 信用協同組合電子決済等関連預金媒介業務の内容を記録した書面 当該信用協同組合電子決済等関連預金媒介業務を行った日から十年間
- 四 信用協同組合電子決済等取扱業務の顧客との間で信用協同組合電子決済等取扱業務に係る取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合にあつては、顧客勘定元帳 作成の日から五年間

2 第一項各号に掲げる帳簿書類は、国内において保存しなければならない。ただし、当該帳簿書類が外国に設けた営業所において作成された場合において、その作成後遅滞なく国内においてその写しを保存しているとき、又は当該帳簿書類が電磁的記録をもって作成され、かつ、国内に設けた営業所において当該電磁的記録に記録された事項を表示したものを遅滞なく閲覧することができるときは、この限りでない。

（信用協同組合電子決済等取扱業務に関する帳簿書類）
第九十九条の三十 信用協同組合電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六十の十八の規定により、信用協同組合電子決済等取扱業務の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に掲げる帳簿書類（信用協同組合電子決済等関連預金媒介業務（法第六条の五の十一第二項に規定する信用協同組合電子決済等関連預金媒介業務をいう。第三号、第一百十号の四十五第三号及び第一百十号の四十九において同じ。）を行わない場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。）を委託信用協同組合（二）に作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

（顧客勘定元帳）
第九十九条の三十一 前条第一項第四号の顧客勘定

元帳は、信用協同組合電子決済等取扱業者の顧客ごとに作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 顧客の氏名又は名称
- 二 顧客の有する預金債権（法第六条の四の三第二項第一号に規定する預金債権をいう。）の額の増減及びその年月日並びに当該預金債権の差引残高

（信用協同組合電子決済等取扱業者に関する報告書の様式等）
第九十九条の三十二 銀行法第五十二条の六十の十九

第一項の報告書は、別紙様式第十四号の三（外国電子決済等取扱業者にあつては、別紙様式第十四号の四）により作成し、事業年度経過後三月以内（外国電子決済等取扱業者にあつては、事業年度の末日から四月以内）に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 信用協同組合電子決済等取扱業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第九条の規定により当該信用協同組合電子決済等取扱業者の主たる営業所（外国電子決済等取扱業者にあつては、国内における主たる営業所）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受領する場合にあつては、当該財務局長）の承認を受けて、その提出を延期することができる。

3 信用協同組合電子決済等取扱業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 金融庁長官等は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした信用協同組合電子決済等取扱業者が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

5 銀行法第五十二条の六十の十九第二項に規定する内閣府令で定める書類は、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面とする。

（公告の方法）
第九十九条の三十三 銀行法第五十二条の六十の二十三

第三項の規定による公告は、官報によるものとする。

（会員名簿の縦覧）
第九十九条の三十四 認定信用協同組合電子決済等取扱業者協会は、その会員名簿を当該認定信用協同組合電子決済等取扱業者協会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（顧客の利益を保護するために必要な会員に係る情報）
第九十九条の三十五 銀行法第五十二条の六十の三十

第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

- 一 法第六条の四の三第一項の登録を受けていないで信用協同組合電子決済等取扱業者を行っている者を知ったときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が行う信用協同組合電子決済等取扱業務に関する情報
- 二 法第六条の四の三第二項各号に掲げる行為を行う前に、委託信用協同組合との間で、法第六条の四の五に規定する契約を締結せずに行う信用協同組合電子決済等取扱業者を知つたとき、その他顧客の利益を保護するために認定信用協同組合電子決済等取扱業者協会が必要と認める情報

（認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会への情報提供）
第九十九条の三十六 銀行法第五十二条の六十の三十五

に規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- 一 法の解釈に関する情報
- 二 法に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査の結果及びその内容に関する情報
- 三 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に関する情報
- 四 信用協同組合電子決済等取扱業者の業務又は信用協同組合電子決済等取扱業務に関する顧客からの苦情の内容及び処理内容に関する情報
- 五 信用協同組合電子決済等取扱業者の業務及び信用協同組合電子決済等取扱業務に関する統計情報並びにその基礎となる情報
- 六 その他認定業務を適正に行うために金融庁長官が必要と認める情報

（廃止の届出等）
第九十九条の三十七 銀行法第五十二条の六十の三十六

第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 商号
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 届出事由
- 四 銀行法第五十二条の六十の三十六第一項各号のいずれかに該当することとなつた年月日
- 五 信用協同組合電子決済等取扱業務の全部又は一部を廃止したときは、その理由
- 六 事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により信用協同組合電子決済等取扱業務の全部又は一部を廃止したときは、当該業務の承継方法及びその承継先

2 銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二十条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行う信用協同組合電子決済等取扱業者は、同項の規定による揭示の内容を当該信用協同組合電子決済等取扱業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

3 銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告及び営業所での揭示には、事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をする場合を除き、同条第五項の規定による債務の履行の完了及び信用協同組合電子決済等取扱業者の顧客の財産の返還又は顧客への移転の方法を示すものとする。

4 信用協同組合電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、当該公告をしたことを証する書面を添付した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

5 信用協同組合電子決済等取扱業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により信用協同組合電子決済等取扱業務の全部又は一部を廃止しようとするときは、前項の届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなければならない。

（登録の取消しに伴う債務の履行の完了等が必要な場合）
第一百十条 銀行法第五十二条の六十の三十七に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合

電子決済等取扱業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により信用協同組合電子決済等取扱業務の全部を他の信用協同組合電子決済等取扱業者に承継させた場合とする。

（信用協同組合電子決済等代行業に該当しない行為）
第一百十条の二 法第六条の五の二第二項に規定する内閣府令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であつて、次に掲げるものとする。ただし、預金者（法第六条の五の二第二項第一号に規定する預金者をいう。以下この条、次条、第一百十条の四第二項第一号及び第一百十条の二十六において同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（信用協同組合等が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第一百十条の二十四第三項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。

- 一 預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為
- 二 預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為
- 三 預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う行為
- 四 預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うこと）の指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であつて、当該行為に先立って、法第六条の五の二第二項第一号の信用協同組合等と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

(信用協同組合電子決済等代行業に該当する方
法)
第二十條の三 法第六條の五の二第二項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、預金者の使用に係る電子機器の映像面に当該預金者が同号の信用協同組合等に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことについて当該信用協同組合等に対する指図を行うための画像を表示させることを目的として、当該為替取引の相手方及び金額に係る情報を当該信用協同組合等に対して伝達する方法とする。

第二十條の四 法第六條の五の三第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、信用協同組合電子決済等代行業者(同条第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいい、法第六條の四の四第二項の規定により当該信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる信用協同組合電子決済等取扱業者及び法第六條の五の九第六項の規定により当該信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者(銀行業者とみなされる電子決済等代行業者等代行業者)をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第二十條の十六及び第二十條の三十四第一号において同じ。)を含む。以下同じ。)が信用協同組合電子決済等代行業者再委託者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第二十條の八、第二十條の二十四第二項、第二十條の二十五及び第二十條の二十六において同じ。)を受けて法第六條の五の二第二項各号に掲げる行為(第二十條の二に定める行為を除く。)を行う場合において、当該信用協同組合電子決済等代行業者再委託者の業務(当該信用協同組合電子決済等代行業者に委託した業務に限るものに限る。)に關して当該信用協同組合電子決済等代行業者再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用協同組合電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用協同組合電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該信用協同組合等が行うことができる措置に関する事項とする。

第二十條の五 法第六條の五の三第三項第四号に規定する事項は、当該信用協同組合電子決済等代行業者が当該信用協同組合電子決済等代行業者及び信用協同組合電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

第二十條の六 信用協同組合等は、法第六條の四の四第一項に規定する基準を、インターネットの利用その他の適切な方法により、信用協同組合電子決済等代行業者及び信用協同組合電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

第二十條の七 法第六條の五の四第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 法第六條の五の三第一項の契約の相手方となる信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業に係る業務に關して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置
二 法第六條の五の三第一項の契約の相手方となる信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業に係る業務の執行が法令に適合することを確保するために整備すべき体制
(信用協同組合連合会との間の契約に定めなければならない事項)

第二十條の八 法第六條の五の五第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、当該信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業再委託者(第二十條の四第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業再委託者)をいう。以下同じ。)の委託を受けて法第六條の五の二第二項各号に掲げる行為(第二十條の二に定める行為を除く。)を行う場合において、当該信用協同組合電子決済等代行業者再委託者の業務(当該信用協同組合電子決済等代行業者に委託した業務に限るものに限る。)に關して当該信用協同組合電子決済等代行業者再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用協同組合電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用協同組合電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該信用協同組合等が行うことができる措置に関する事項とする。

一 預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、法第六條の五の二第二項第一号に規定する指図の伝達を受け、信用協同組合電子決済等代行業者に対し、当該指図を同号の信用協同組合等に対して伝達することの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)をする者
二 法第六條の五の二第二項第二号に規定する預金者又は積金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて、同号に規定する情報を当該預金者又は積金者に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。)を目的として、信用協同組合電子決済等代行業者に対し、同号の信用協同組合等から当該情報を取得することの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)をする者

第二十條の五 信用協同組合等及び信用協同組合電子決済等代行業者は、法第六條の五の三第二項各号に掲げる事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により、信用協同組合電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

第二十條の六 信用協同組合等は、法第六條の四の四第一項に規定する基準を、インターネットの利用その他の適切な方法により、信用協同組合電子決済等代行業者及び信用協同組合電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

第二十條の七 法第六條の五の四第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 法第六條の五の三第一項の契約の相手方となる信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業に係る業務に關して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置
二 法第六條の五の三第一項の契約の相手方となる信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業に係る業務の執行が法令に適合することを確保するために整備すべき体制
(信用協同組合連合会との間の契約に定めなければならない事項)

第二十條の八 法第六條の五の五第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、当該信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業再委託者(第二十條の四第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業再委託者)をいう。以下同じ。)の委託を受けて法第六條の五の二第二項各号に掲げる行為(第二十條の二に定める行為を除く。)を行う場合において、当該信用協同組合電子決済等代行業者再委託者の業務(当該信用協同組合電子決済等代行業者に委託した業務に限るものに限る。)に關して当該信用協同組合電子決済等代行業者再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用協同組合電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用協同組合電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該信用協同組合等が行うことができる措置に関する事項とする。

同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業再委託者(第二十條の四第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業再委託者)をいう。以下同じ。)の委託を受けて法第六條の五の二第二項各号に掲げる行為(第二十條の二に定める行為を除く。)を行う場合において、当該信用協同組合電子決済等代行業者再委託者の業務(当該信用協同組合電子決済等代行業者に委託した業務に限るものに限る。)に關して当該信用協同組合電子決済等代行業者再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用協同組合電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用協同組合電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該信用協同組合等が行うことができる措置に関する事項とする。

第二十條の九 法第六條の五の五第一項の契約を締結した信用協同組合連合会及び信用協同組合電子決済等代行業者並びに同項の信用協同組合は、法第六條の五の五第三項各号に掲げる事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により、信用協同組合電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

第二十條の十 信用協同組合連合会は、法第六條の五の六第一項に規定する基準及び法第六條の五の五第一項の信用協同組合の名称を、インターネットの利用その他の適切な方法により、信用協同組合電子決済等代行業者及び信用協同組合電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

第二十條の十一 法第六條の五の六第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 法第六條の五の五第一項の契約の相手方となる信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業に係る業務に關して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置
二 法第六條の五の五第一項の契約の相手方となる信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業に係る業務の執行が法令に適合することを確保するために整備すべき体制
(信用協同組合連合会との間の契約に定めなければならない事項)

第二十條の十二 法第六條の五の六第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 法第六條の五の五第一項の同意をしてい
二 当該信用協同組合を会員とする信用協同組合連合会の名称
(信用協同組合による同意等の公表方法)
第二十條の十三 法第六條の五の五第一項の信用協同組合は、前条各号に掲げる事項を、インターネットの利用その他の方法により、信用協同組合電子決済等代行業者及び信用協同組合電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

が法令に適合することを確保するために整備すべき体制
第二十條の十二 法第六條の五の六第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 法第六條の五の五第一項の同意をしてい
二 当該信用協同組合を会員とする信用協同組合連合会の名称
(信用協同組合による同意等の公表方法)

第二十條の十三 法第六條の五の五第一項の信用協同組合は、前条各号に掲げる事項を、インターネットの利用その他の方法により、信用協同組合電子決済等代行業者及び信用協同組合電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

第二十條の十四 令第五條の七第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一 認定業務(法第六條の五の七に規定する認定業務をいう。次号及び第二十條の三十五第六号において同じ。)の実施の方法を記載した書類
二 認定業務を適正かつ確実に履行に足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類
三 最近の事業年度(申請の日)の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立の時)における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類
四 役員履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面
五 役員旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて令第五條の七第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
六 その他参考となるべき事項を記載した書類
(協会員名簿の縦覧)

第二十條の十五 認定信用協同組合電子決済等代行業者協会は、その協会員名簿を当該認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。
(信用協同組合電子決済等代行業者を営む電子決済等代行業者に係る名簿の縦覧)

第二十條の十六 金融庁長官等は、その作成した法第六條の五の九第二項の規定による届出をし

た電子決済等代行業者に係る名簿を当該電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所(外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。第百十條の二十及び第百十三條第五項において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局、当該電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(信用協同組合電子決済等代行業の登録申請書の記載事項)

第百十條の十七 銀行法第五十二條の六十一の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者(同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第百十條の十九において同じ。)が法第六條の五の二第二項第一号に掲げる行為(第百十條の二に定める行為を除く。)を行う場合に限る。

- 一 信用協同組合電子決済等代行業者の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先(登録申請者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合にあつては、国内に当該営業所又は事務所を有するときに限る。)
- 二 加入する認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の名称
- 三 信用協同組合電子決済等代行業の業務の一部の委託をする場合には、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の商号、名称又は氏名及び住所
- 四 他に業務を営むときは、その業務の種類

2 前項第一号及び第四号に掲げる事項は、銀行等(銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。第百十條の十九及び第百十一條第四項において同じ。)が登録申請者である場合にあっては、登録申請書(銀行法第五十二條の六十一の三第一項の登録申請書をいう。第百十條の十九において同じ。)に記載すること

を要しない。

(信用協同組合電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法)

第百十條の十八 銀行法第五十二條の六十一の三第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 信用協同組合電子決済等代行業に係る行為のうち、法第六條の五の二第二項各号に掲げる行為(第百十條の二に定める行為を除く。)のいずれを行うかの別(同項各号に掲げる行為(第百十條の二に定める行為を除く。))のいずれも行う場合は、その旨
- 二 取り扱う信用協同組合電子決済等代行業に係る業務の概要
- 三 信用協同組合電子決済等代行業の実施体制

2 前項第三号に規定する実施体制には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 信用協同組合電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のための体制
- 二 信用協同組合電子決済等代行業に係る業務(法第六條の五の二第二項第二号に掲げる行為のみを行うおとする場合には、信用協同組合電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。)を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行のための体制
- 三 信用協同組合電子決済等代行業を管理する責任者の氏名及び役職名

(登録申請書のその他の添付書類)

第百十條の十九 銀行法第五十二條の六十一の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類については、申請の前日三月以内に行なわれたものに限り)とする。ただし、銀行等が法第六條の五の二第一項の登録の申請をする場合は、この限りでない。

- 一 登録申請者が法人である場合には、次に掲げる書類
 - イ 役員(銀行法第五十二條の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員沿革を記載した書面)
 - ロ 役員の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面

ハ 役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

ニ 役員が銀行法第五十二條の六十一の五第一項第二号ロ(1)から(6)までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

ホ 登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度の設立された法人にあつては、当該法人の設立の際における貸借対照表又はこれに代わる書面

ヘ 登録申請者が会計監査人設置会社であるときは、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告の内容を記載した書面

二 登録申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

- イ 登録申請者の履歴書
- ロ 登録申請者(当該登録申請者が外国に住所を有する個人であるときは、その日本における代理人を含む。ハにおいて同じ。)の住民票の抄本(当該日本における代理人の登記事項証明書)又はこれに代わる書面
- ハ 登録申請者の旧氏及び名を当該登録申請者の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該登録申請者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

ニ 登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る別紙様式第十五号により作成した財産に関する調査書

(信用協同組合電子決済等代行業者登録簿の縦覧)

第百十條の二十 金融庁長官等は、その登録をした信用協同組合電子決済等代行業者に係る信用協同組合電子決済等代行業者登録簿を当該信用協同組合電子決済等代行業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局、当該信用協同組合電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合

にあつては関東財務局)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(財産的基礎)

第百十條の二十一 銀行法第五十二條の六十一の五第一項第一号イに規定する内閣府令で定める基準は、純資産額(第百十條の十九第一号ホに規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面又は同条第二号ニに規定する財産に関する調査に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。)が負の値でないこととする。

(心身の故障のため信用協同組合電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者等)

第百十條の二十一の二 銀行法第五十二條の六十一の五第一項第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため信用協同組合電子決済等代行業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2 銀行法第五十二條の六十一の五第一項第三号ロに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により信用協同組合電子決済等代行業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(変更の届出を要しない場合等)

第百十條の二十二 銀行法第五十二條の六十一の六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 増改築その他のやむを得ない理由により営業所又は事務所の所在地の変更をした場合(変更前の所在地に復することが明らかな場合に限り。)
- 二 前号に規定する所在地の変更に係る営業所又は事務所を変更前の所在地に復した場合
- 三 第百十條の十七第一項第四号に掲げる事項を変更した場合

2 銀行法第五十二條の六十一の六第一項の規定により届出を行う信用協同組合電子決済等代行業者は、別表第四上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

3 信用協同組合電子決済等代行業者は、銀行法第五十二條の六十一の六第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、当該変更の内

容及び変更年月日を記載した届出書に理由書及び第百十條の十七第一項第四号に掲げる事項を記載した書面（法第六條の五の二第二項第一号に掲げる行為（第百十條の二に定める行為を除く。）を行うこととなつた場合に限る。）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。（廃業等の届出）

第百十條の二十三

銀行法第五十二條の六十一の七第一項の規定により届出を行う者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、金融庁長官等に提出するものとする。

- 一 商号、名称又は氏名
二 登録年月日及び登録番号
三 届出事由

銀行法第五十二條の六十一の七第一項各号のいずれかに該当することとなつた年月日

信用協同組合電子決済等代行業を廃止したときは、その理由

六 会社分割により信用協同組合電子決済等代行業の全部の承継をさせるとき又は信用協同組合電子決済等代行業の全部の譲渡をしたときは、その業務の承継又は譲渡の方法及びその承継先又は譲渡先

（利用者に対する説明）

第百十條の二十四

銀行法第五十二條の六十一の八第一項に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合電子決済等代行業者が、利用者との間で継続的に法第六條の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十條の二に定める行為を除く。）を行う場合において、直前に当該利用者との間で当該行為を行った時以後に銀行法第五十二條の六十一の八第一項各号に掲げる事項に変更がないときとする。

2 信用協同組合電子決済等代行業者は、法第六條の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十條の二に定める行為を除く。）を行うときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適切な方法により、利用者に対し、銀行法第五十二條の六十一の八第一項各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、信用協同組合電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、法第六條の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十條の二に定める行為を除く。）を行う場合においては、当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者又は同項各号の信用協同組合等を介して当該事項を明らかにすることができる。

銀行法第五十二條の六十一の八第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 登録番号
二 利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法
三 法第六條の五の二第二項第一号に掲げる行為（第百十條の二に定める行為を除く。）を行う場合において、同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額
四 利用者との間で継続的に法第六條の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十條の二に定める行為を除く。）を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）
五 利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第六條の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十條の二に定める行為を除く。）を行う場合には、その旨
六 その他当該信用協同組合電子決済等代行業者の営む信用協同組合電子決済等代行業に関する事項
（信用協同組合等が行う事業との誤認を防止するための情報の利用者への提供）

第百十條の二十五

信用協同組合電子決済等代行業者は、信用協同組合電子決済等代行業の利用者との間で法第六條の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十條の二に定める行為を除く。）を行う場合には、あらかじめ、当該利用者に対し、インターネットを利用して当該利用者を使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法を信用協同組合等が行うものではないことの説明を行わなければならない。ただし、信用協同組合電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同項各号に掲げる行為（第百十條の二に定める行為を除く。）を行う場合においては、当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者又は同項各号の信用協同組合等を介して当該説明を行うことができる。（為替取引の結果の通知）

第百十條の二十六

信用協同組合電子決済等代行業者は、法第六條の五の二第二項第一号に掲げる行為（第百十條の二に定める行為を除く。）を行ったときは、遅滞なく、当該行為を委託した預金者に対し、当該行為に基づき同号の信用協同組合等が行つた預金者が当該信用協同組合等に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引の結果の通知をしなければならない。ただし、信用協同組合電子決済等代行業者は、当該通知を、同号の信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等代行業再委託者（信用協同組合電子決済等代行業再委託者にあつては、信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同号に掲げる行為（第百十條の二に定める行為を除く。）を行う場合に限る。）を介して行うことができる。（信用協同組合電子決済等代行業に係る電子情報処理組織の管理措置）

第百十條の二十七

信用協同組合電子決済等代行業者は、その業務の内容及び方法に応じ、信用協同組合電子決済等代行業に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

第百十條の二十八

信用協同組合電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である信用協同組合電子決済等代行業の利用者に関する個人情報（個人情報保護に関する法律第十六條第三項（個人情報保護の保護に関する法律）に規定する個人情報）に該当するものに限る。の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。（特別の非公開情報の取扱い）

第百十條の二十九

信用協同組合電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である信用協同組合電子決済等代行業の利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）

3 銀行法第五十二條の六十一の八第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 登録番号
二 利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法
三 法第六條の五の二第二項第一号に掲げる行為（第百十條の二に定める行為を除く。）を行う場合において、同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額
四 利用者との間で継続的に法第六條の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十條の二に定める行為を除く。）を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）
五 利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第六條の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十條の二に定める行為を除く。）を行う場合には、その旨
六 その他当該信用協同組合電子決済等代行業者の営む信用協同組合電子決済等代行業に関する事項
（信用協同組合等が行う事業との誤認を防止するための情報の利用者への提供）

た預金者に対し、当該行為に基づき同号の信用協同組合等が行つた預金者が当該信用協同組合等に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引の結果の通知をしなければならない。ただし、信用協同組合電子決済等代行業者は、当該通知を、同号の信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等代行業再委託者（信用協同組合電子決済等代行業再委託者にあつては、信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同号に掲げる行為（第百十條の二に定める行為を除く。）を行う場合に限る。）を介して行うことができる。（信用協同組合電子決済等代行業に係る電子情報処理組織の管理措置）

（個人利用者情報の安全管理措置等）

第百十條の二十八

信用協同組合電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である信用協同組合電子決済等代行業の利用者に関する個人情報（個人情報保護に関する法律第十六條第三項（個人情報保護の保護に関する法律）に規定する個人情報）に該当するものに限る。の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。（特別の非公開情報の取扱い）

第百十條の二十九

信用協同組合電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である信用協同組合電子決済等代行業の利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）

3 銀行法第五十二條の六十一の八第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 登録番号
二 利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法
三 法第六條の五の二第二項第一号に掲げる行為（第百十條の二に定める行為を除く。）を行う場合において、同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額
四 利用者との間で継続的に法第六條の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十條の二に定める行為を除く。）を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）
五 利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第六條の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十條の二に定める行為を除く。）を行う場合には、その旨
六 その他当該信用協同組合電子決済等代行業者の営む信用協同組合電子決済等代行業に関する事項
（信用協同組合等が行う事業との誤認を防止するための情報の利用者への提供）

第百十條の三十

信用協同組合電子決済等代行業者は、その業務（法第六條の五の二第二項第二号に掲げる行為のみを行う場合には、信用協同組合電子決済等代行業に關して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。）を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならない。（信用協同組合電子決済等代行業に関する帳簿書類）

第百十條の三十一

信用協同組合電子決済等代行業者は、銀行法第五十二條の六十一の十二の規定により、総勘定元帳を作成し、その作成の日から十年間保存しなければならない。（信用協同組合電子決済等代行業に関する報告書の様式等）

第百十條の三十二

銀行法第五十二條の六十一の十三の規定による信用協同組合電子決済等代行業に関する報告書は、信用協同組合電子決済等代行業者が個人である場合においては別紙様式第十六号により、法人である場合においては別紙様式第十七号により、それぞれ作成し、個人にあつては別紙様式第十八号により作成した財産に関する調書及び収支の状況を記載した書面を、法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 信用協同組合電子決済等代行業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に信用協同組合電子決済等代行業に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第九条第一項に規定する財務局長又は福岡財務支局長が当該信用協同組合電子決済等代行業に関する報告書を受理する場合）にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3 信用協同組合電子決済等代行業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認

を取り扱うときは、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）

第百十條の三十

信用協同組合電子決済等代行業者は、その業務（法第六條の五の二第二項第二号に掲げる行為のみを行う場合には、信用協同組合電子決済等代行業に關して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。）を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならない。（信用協同組合電子決済等代行業に関する帳簿書類）

第百十條の三十一

信用協同組合電子決済等代行業者は、銀行法第五十二條の六十一の十二の規定により、総勘定元帳を作成し、その作成の日から十年間保存しなければならない。（信用協同組合電子決済等代行業に関する報告書の様式等）

第百十條の三十二

銀行法第五十二條の六十一の十三の規定による信用協同組合電子決済等代行業に関する報告書は、信用協同組合電子決済等代行業者が個人である場合においては別紙様式第十六号により、法人である場合においては別紙様式第十七号により、それぞれ作成し、個人にあつては別紙様式第十八号により作成した財産に関する調書及び収支の状況を記載した書面を、法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 信用協同組合電子決済等代行業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に信用協同組合電子決済等代行業に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第九条第一項に規定する財務局長又は福岡財務支局長が当該信用協同組合電子決済等代行業に関する報告書を受理する場合）にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3 信用協同組合電子決済等代行業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認

を取り扱うときは、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）

申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした信用協同組合電子決済等代行業者が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(公告の方法)

第一百零三条の三十三 銀行法第五十二条の六十一の十七第二項の規定による公告は、官報によるものとする。

(利用者の利益を保護するために必要な協会員に係る情報)

第一百零三条の三十四 銀行法第五十二条の六十一の二十四第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

- 一 法第六条の五の二第二項の登録を受けないで信用協同組合電子決済等代行業を営んでいる者(法第六条の四の第三項の規定による届出をした信用協同組合電子決済等取扱業者及び法第六条の五の九第二項の規定による届出をした電子決済等代行業者である者を除く。)を知つたときは、当該者の氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名)その他の当該者に関する情報並びに当該者が営む信用協同組合電子決済等代行業に係る業務に関する情報
- 二 法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為(第一百零三条の二に定める行為を除く。)を行う前に、それぞれ同項各号の信用協同組合等又は信用協同組合連合会との間で、法第六条の五の三第一項又は法第六条の五の五第一項に規定する契約を締結せずに信用協同組合電子決済等代行業を営んでいる信用協同組合電子決済等代行業者を知つたときは、その者に関する前号に掲げる情報
- 三 その他利用者の利益を保護するために認定信用協同組合電子決済等代行業者協会が必要と認める情報

(認定信用協同組合電子決済等代行業者協会への情報提供)

第一百零三条の三十五 銀行法第五十二条の六十一の二十九に規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 法の解釈に関する情報

- 二 法に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査の結果及びその内容に関する情報
- 三 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分の内容に関する情報
- 四 信用協同組合電子決済等代行業者の業務又は信用協同組合電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の内容及び処理内容に関する情報
- 五 信用協同組合電子決済等代行業者の業務及び信用協同組合電子決済等代行業に関する統計情報並びにその基礎となる情報
- 六 その他認定業務を適正に行うために金融庁長官が必要と認める情報

(特定預金等)

第一百零三条の三十六 法第六条の五の十一第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 預金者等が預入期間の途中で解約をした場合に違約金その他これに準ずるもの(以下この号において「違約金等」という。)を支払うこととなる預金等であつて、当該違約金等の額を当該解約の時に当該預金等の残高から控除した金額が、金利、通貨の価格、金融商品市場(金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。)における相場その他の指標に係る変動により預入金額を下回ることとなるおそれがあるもの
- 二 預金等のうち、外国通貨で表示されるもの
- 三 預金等のうち、その受入れを内容とする取引に金融商品取引法第二条第二十二項第三号(口を除く。)に掲げる取引(通貨の売買に係るものに限る。)が付随するもの

(契約の種類)

第一百零三条の三十七 法第六条の五の十一第一項又は第二項において準用する金融商品取引法(以下「準用金融商品取引法」という。)第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定預金等契約(法第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。)とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第一百零三条の三十八 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者(同項に規定する申出者という。)は、同条第二項の規定による承諾を行つた信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者のみから対象契約(同項に規定する対象契約をいう。第一百零三条の四の二において同じ。)に関して特定投資家(金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

(情報通信の技術を利用した提供)

第一百零三条の三十九 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 - イ 信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者(準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者との契約によりファイナルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方(以下この条において「顧客」という。)又は当該信用協同組合等、信用協同組合代理業者若しくは信用協同組合電子決済等取扱業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と顧客等(顧客又は顧客との契約により顧客ファイナル(専ら顧客の用に供せられるファイナルをいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置ける者)をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイナルに記録する方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けたい旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者の使用

に係る電子計算機に備えられたファイナルにその旨を記録する方法)

- ロ 信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイナルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイナルに当該記載事項を記録する方法(準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けたい旨の申出をする場合にあつては、信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイナルにその旨を記録する方法)
- ハ 信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイナルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイナル(信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイナルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイナルをいう。以下この条において同じ。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイナルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 三 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 顧客が顧客ファイナル又は閲覧ファイナルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法(顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイナルに記載事項を記録する方法を除く。)にあつては、記載事項を顧客ファイナル又は閲覧ファイナルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日まで

の間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間に掲げる事項を消去し又は変更することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を画面により交付する場合、顧客の承諾（合第五十五条の十三に規定する方法による承諾をいう。）を得て同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記載された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記載された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 顧客が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を顧客ファイルに記載すること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合、この限りでない。

三 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルに備えた顧客等又は信用協同組合等、信用協同組合代理業者若しくは信用協同組合電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（電磁的方法の種類及び内容）
第一百零四条の四十 令第五十五条の十三第一項及び第五十五条の十四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第一百零四条の四十の三第一項各号に掲げる方法のうち信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者が使用するもの
 二 ファイルへの記録の方式

（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）
第一百零四条の四十一 準用金融商品取引法第三十四条の第二十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の第二十一項の規定による承諾をする日（第四号及び第五号において「承諾日」という。）

二 対象契約が特定預金等契約である旨

三 復帰申出者（準用金融商品取引法第三十四条の第二十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨

イ 準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨

ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の第二十一項の規定による申出ができる旨

（情報通信の技術を利用した同意の取得）
第一百零四条の四十二 準用金融商品取引法第三十四条の第二十二項（準用金融商品取引法第三十四条の第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の第二十二項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

二 前項各号に掲げる方法は、信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

三 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日）
第一百零四条の四十一 準用金融商品取引法第三十四条の第三項に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信用協同組合等の事務所又は当該信用協同組合電子決済等取扱業者の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の第三項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第一百零四条の四十三において同じ。）とする旨

準用金融商品取引法第三十四条の第三項に規定する内閣府令で定める日は、信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者が前項の規定により定めた日であつて承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第一百零四条の四十三において同じ。）から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）
第一百零四条の四十二 準用金融商品取引法第三十四条の第三項第四号イに規定する内閣府令で定

める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第一百零四条の四十三の二において同じ。）に關して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の第三項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

二 準用金融商品取引法第三十四条の第三項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に關して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の第三項の規定による承諾を行った信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者のみから対象契約に關して特定投資家として取り扱われることとなる旨

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の第三項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）
第一百零四条の四十三 準用金融商品取引法第三十四条の第三項七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

二 準用金融商品取引法第三十四条の第三項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項）
第一百零四条の四十三の二 準用金融商品取引法第三十四条の第三十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の第二十二項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

二 前項各号に掲げる方法は、信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

三 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）
第一百零四条の四十二 準用金融商品取引法第三十四条の第三項第四号イに規定する内閣府令で定

める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第一百零四条の四十三の二において同じ。）に關して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の第三項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

二 準用金融商品取引法第三十四条の第三項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に關して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の第三項の規定による承諾を行った信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者のみから対象契約に關して特定投資家として取り扱われることとなる旨

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の第三項の規定による申出ができる旨

一 準用金融商品取引法第三十四条の第三十項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二 対象契約が特定預金等契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることのできる営業者等）

第一百零四条の四十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて全ての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二 その締結した商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資の合計額が三億円未満であること。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

二 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることのできる個人）

第一百零四条の四十五 準用金融商品取引法第三十四条の四第一号に規定する内閣府令で定め

る要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第一百零七条の四第七項第二号及び第一百零七条の四十七の二において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第一百零七条の四十七において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。））デリバティブ取引（金融商品取引法第二十条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。）に係る権利

ハ 法第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十四条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

ニ 農業協同組合法第十一条の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の十二に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び

保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権（チに掲げるものに該当するものを除く。）

ヘ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

ト 商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引、同条第十三項に規定する外国商品市場取引及び同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引に係る権利

チ 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第四十条各号に掲げるもの

三 申出者が最初に当該信用協同組合等との間で又は当該信用協同組合電子決済等取扱業者の行う信用協同組合電子決済等関連預金媒介業務に係る特定預金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第一百零四条の四十六 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信用協同組合等の事務所又は当該信用協同組合電子決済等取扱業者の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第一百零七条の二において同じ。）とする旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

第一百零四条の四十七 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第一百零七条の四十七の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであっても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることとなる旨

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間）

第一百零四条の四十七の二 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定

の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。
(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項)

第一百十條の四十七之三 準用金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四條の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四條の四第五項の規定により承諾をする日(第三号において「承諾日」という。)
- 二 対象契約が特定預金等契約である旨
- 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四條の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

(広告類似行為)

第一百十條の四十八 準用金融商品取引法第三十七條各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二條第六項に規定する一般信書便事業者又は同條第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同條第二項に規定する信書便をいう。)、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二條第一号に規定する電子メールをいう。)を送信する方法、ピラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

- 一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法
- 二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定預金等契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法
- 三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

イ 商品の名称(通称を含む。)

ロ この号に規定する方法により多数の者に對して同様の内容で行う情報の提供をする信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

ハ 令第五條の十五第二項第一号に掲げる事項(当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なるい大きなサイズで表示されているものに限る。)

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七條の三第一項に規定する書面(以下「契約締結前交付書面」という。)

(2) 第一百十條の五十六第一項第一号に規定する外貨預金等書面

(3) 第一百十條の五十六第一項第三号ロに規定する契約変更書面

(特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業等の内容についての広告等の表示方法)

第一百十條の四十九 信用協同組合等若しくは信用協同組合代理業者がその行う特定預金等契約の締結若しくはその代理若しくは媒介の事業又は信用協同組合電子決済等取扱業者がその行う特定預金等契約に係る信用協同組合電子決済等関連連預金媒介業務の内容について「広告等」という。

ニ 次に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならぬ。

- 2 信用協同組合等若しくは信用協同組合代理業者がその行う特定預金等契約の締結若しくはその代理若しくは媒介の事業又は信用協同組合電子決済等取扱業者がその行う特定預金等契約に係る信用協同組合電子決済等関連連預金媒介業務の内容について「広告等」というときは、令第五條の十五第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なるい大きなサイズで表示するものとする。
- 3 信用協同組合等若しくは信用協同組合代理業者がその行う特定預金等契約の締結若しくはその

の代理若しくは媒介の事業又は信用協同組合電子決済等取扱業者がその行う特定預金等契約に係る信用協同組合電子決済等関連連預金媒介業務の内容について「基幹放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第二條第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第五十六号)第三條に規定する放送大学学園をいう。))を除く。第三十條の五十二第一項第二号において同じ。))の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法(音声により放送をさせる方法を除く。))により

令第五條の十五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なるい大きなサイズで表示するものとする。

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第一百十條の五十 令第五條の十五第一項第一号に規定する内閣府令で定める名称は、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に關して顧客が支払うべき対価(以下「手数料等」という。))の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。))の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第一百十條の五十一 令第五條の十五第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合又は当該特定預金等契約に係る委託信用協同組合が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることににより顧客に不利となるおそれがある旨
- 二 その他当該特定預金等契約に關する重要な事項について顧客の不利となる事実
- 三 当該信用協同組合電子決済等取扱業者が認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会に加入している場合にあっては、その旨及び当該認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の名称

(基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第一百十條の五十二 令第五條の十五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 一般放送事業者(放送法第二條第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。))の放送設備により放送をさせる方法

二 信用協同組合等、信用協同組合代理業者若しくは信用協同組合電子決済等取扱業者又は当該信用協同組合等、信用協同組合代理業者若しくは信用協同組合電子決済等取扱業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報内容(基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。))を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

令第五條の十五第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第一百十條の四十八第三号ニに掲げる事項とする。

(誇大広告をしてはならない事項)

第一百十條の五十三 準用金融商品取引法第三十七條第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定預金等契約の解除に關する事項
- 二 特定預金等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に關する事項
- 三 特定預金等契約に係る損害賠償額の予定(連約金を含む。))に關する事項
- 四 特定預金等契約に關して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項
- 五 信用協同組合電子決済等取扱業者の資力又は信用に關する事項
- 六 信用協同組合電子決済等取扱業者の信用協同組合電子決済等取扱業者の実績に關する事項

(契約締結前交付書面の記載方法)

第一百十條の五十四 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七條の三第一項各号(信用協同組合等又は信用協同組合代理業者に

あつては第二号及び第六号を除き、信用協同組合電子決済等取扱業者にあつては同号を除く。）に掲げる事項を、産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（次項及び第三項において「日本産業規格」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

- 一 準用金融商品取引法第三十七条の第三項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第六号の五十八号第十一号に掲げる事項二 第一百十号の五十八号第十二号に掲げる事項三 信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者は、契約締結前交付書面には、第一百十号の五十八号第十一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の第三項各号（信用協同組合等又は信用協同組合代理業者にあつては第二号及び第六号を除き、信用協同組合電子決済等取扱業者にあつては同号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（情報の提供の方法）

第一百十号の五十五 準用金融商品取引法第三十七条の第三項の規定による情報の提供は、契約締結前交付書面を交付することにより行うものとする。

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）
第一百十号の五十六 準用金融商品取引法第三十七条の第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第一百十号の三十六号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の第三項各号（信用協同組合等又は信用協同組合代理業者

にあつては第二号、第六号及び第七号を除き、信用協同組合電子決済等取扱業者にあつては第六号及び第七号を除く。）に掲げる事項並びに第一百十号の五十八号第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第一百十号の五十四に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

- 二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約の同一内容の特定預金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付していない場合を含む。）
- 三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。
ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

四

一の特定預金等契約の締結について、二以上の信用協同組合等、当該信用協同組合等を所屬信用協同組合とする信用協同組合代理業者、当該信用協同組合等を委託信用協同組合とする信用協同組合電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の第三項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の第三項本文の規定）により当該顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の第三項に規定する書面）を交付しなければならぬ

場合において、当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者、当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の第三項に規定する書面（第一百十号の五十八号第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を交付しているとき。

五 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、準用金融商品取引法第三十七条の三第一号第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（第三号に規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。）について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該顧客に対し契約締結前交付書面（外貨預金等に係る特定預金等契約を締結しようとする場合にあつては契約締結前交付書面又は外貨預金等書面、第三号に規定する場合にあっては契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第五項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。）

イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所（第一百十号の五十四に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第一百十号の三十九第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。））

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日まで）の間、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

二 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び第五号の十三の規定並びに第一百十号の三十九及び第一百十号の四十の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号の規定による契約変更書面の交付について準用する。

3 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結前交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定預金等契約と同一内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

5 第一項第五号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第一百十号の三十九第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（信用協同組合等又は信用協同組合代理業者にあつては第二号及び第六号を除き、信用協同組合電子決済等取扱業者にあつては同号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号に規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例
二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨
 (顧客が支払うべき対価に関する事項)
第一百零九条の五十七 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に關して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(契約締結前交付書面の記載事項)
第一百零九条の五十八 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨
 二 商品の名称(通称を含む)
 三 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別
 四 受入れの対象となる者の範囲
 五 預入期間(自動継続扱いの有無を含む)
 六 最低預入金額、預入単位その他の預入に關する事項
 七 払戻しの方法
 八 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に關する事項
 九 付加することのできる特約に關する事項
 十 預入期間の中途での解約時の取扱い(利息及び手数料の計算方法を含む)
 十一 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項
 イ 当該指標
 ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由
 十二 当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合又は当該特定預金等契約に係る委託信用協同組合が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預

金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨
 十三 次に掲げるものと特定預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)
 ロ 中小企業等協同組合法第九條の八第二項第十七号に規定する金融等デリバティブ取引
 ハ 先物外国為替取引
 ニ 有価証券関連デリバティブ取引(金融商品取引法第二條第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引を除く)
 ホ 金融商品取引法第二條第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引(国債証券等及び同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。)
 十四 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に關する事項
 十五 当該特定預金等契約に関する租税の概要
 十六 顧客が当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合又は当該特定預金等契約に係る委託信用協同組合が対象事業者(金融商品取引法第七十九條の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。)となつていて認定投資者保護団体(同法第七十九條の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務(同項に規定する認定業務をいう。)の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。)の有無(対象事業者となつていない場合にあつては、その名称)
 十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合
 組合代理業者の所属信用協同組合又は当該特定預金等契約に係る委託信用協同組合が中小企業等協同組合法第九條の九の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称
 ロ 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合
 当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合又は当該特定預金等契約に係る委託信用協同組合の中小企業等協同組合の九の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
 十九 その他特定預金等の預入れに關し参考となる認められる事項
第一百零九条の五十九 特定預金等契約が成立したとき作成する準用金融商品取引法第三十七條の四第一項に規定する書面(次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 一 当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合又は当該特定預金等契約に係る委託信用協同組合の名称
 二 預入金額(元本の額が外国通貨で表示される場合にあつては、当該外国通貨で表示される元本の額)
 三 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別
 四 預入日及び満期日(自動継続扱いの有無を含む)
 五 払戻しの方法
 六 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に關する事項
 七 預入期間の中途での解約時の取扱い(利息及び手数料の計算方法を含む)
 八 当該特定預金等契約の成立の年月日
 九 当該特定預金等契約に係る手数料等に關する事項
 十 顧客の氏名又は名称
 十一 顧客が当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合又は当該特定預金等契約に係る委託信用協同組合に連絡する方法

(契約締結時交付書面の記載事項)
第一百零九条の六十 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七條の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し外貨預金等書面を交付している場合(当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)
 二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一内容の特定預金等契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合(前号の規定により当該同一内容の特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付していない場合を含む。)
 三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約が成立した場合においては、次に掲げることとする。
 イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき
 ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき
 四 一の特定預金等契約の締結について、二以上の信用協同組合等、当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者、当該信用協同組合等を委託信用協同組合とする信用協同組合電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者(預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。)が準用金融商品取引法第三十七條の四第一項本文の規定(金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一條第二項において準用する金融商品取引法第三十七條の四第一項本文の規定)により当該顧客に対し契約締結時交付書面(金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一條第二項において準用する金融商品取引法第三十七條の四第一項に規定する書面)を交付しなければならぬ場合において、当該信用協同組合等、当該信

指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合
 組合代理業者の所属信用協同組合又は当該特定預金等契約に係る委託信用協同組合が中小企業等協同組合法第九條の九の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称
 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合
 当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合又は当該特定預金等契約に係る委託信用協同組合の中小企業等協同組合の九の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
 その他特定預金等の預入れに關し参考となる認められる事項
第一百零九条の五十九 特定預金等契約が成立したとき作成する準用金融商品取引法第三十七條の四第一項に規定する書面(次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 一 当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合又は当該特定預金等契約に係る委託信用協同組合の名称
 二 預入金額(元本の額が外国通貨で表示される場合にあつては、当該外国通貨で表示される元本の額)
 三 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別
 四 預入日及び満期日(自動継続扱いの有無を含む)
 五 払戻しの方法
 六 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に關する事項
 七 預入期間の中途での解約時の取扱い(利息及び手数料の計算方法を含む)
 八 当該特定預金等契約の成立の年月日
 九 当該特定預金等契約に係る手数料等に關する事項
 十 顧客の氏名又は名称
 十一 顧客が当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合又は当該特定預金等契約に係る委託信用協同組合に連絡する方法

用協同組合代理業者、当該信用協同組合電子決済等取扱業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第五条の十三の規定並びに第九及第九十の十の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

3 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結時交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結時交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結時交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第九十條の六十一 準用金融商品取引法第三十八條第三号に規定する金融商品取引法第六六條の二七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第六六條の二七の登録の意義
二 信用格付（金融商品取引法第二條第三十四條に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項
イ 商号、名称又は氏名
ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称
ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要
四 信用格付の前提、意義及び限界

2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引法等に関する内閣府令第六六條の二第三項において同じ。）の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八條第三号に規定する金融商品取引法第六六條の二七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六六條の二七の登録の意義
二 金融庁長官が金融商品取引法等に関する内閣府令第六六條の二第三項の規定に基づき、その関係法人（同令第二百九十五條第三項第十号に規定する関係法人をいう。）を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三 当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二條第三十五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する呼称
四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二号に規定する信用格付業者から入手する方法
五 信用格付の前提、意義及び限界（禁止行為）

第九十條の六十一の二 準用金融商品取引法第三十八條第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四條の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四條の三第四項（準用金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七條の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあっては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照

らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為

イ 契約締結前交付書面
ロ 外貨預金等書面
ハ 契約変更書面

二 特定預金等契約の締結又はその勧誘に関し、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
三 特定預金等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）
四 特定預金等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
五 信用協同組合等にあつては、第六十三條各号に掲げる行為
六 信用協同組合代理業者にあつては、第九十九條各号に掲げる行為

（行為規制の適用除外の例外）
第九十條の六十二 準用金融商品取引法第四十五條ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、準用金融商品取引法第三十七條の四の規定の適用について、顧客の締結した特定預金等契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。
（心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者）
第九十條の六十三 法第六條の五の十二第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務（同項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができな

い者とする。
（割合の算定）
第九十條の六十四 法第六條の五の十二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第九十條の七十六第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条に

おいて「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（法第六條の五の十二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下この条並びに第九十條の七十六第一項及び第二項において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（銀行法第五十二條の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（銀行法第五十二條の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた信用協同組合電子決済等取扱業者の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第九十條の六十七において同じ。）に金融庁長官により公表されている信用協同組合電子決済等取扱業者（次条及び第九十條の六十八第二項において「全ての信用協同組合電子決済等取扱業者」という。）の数で除して行うものとする。
（信用協同組合電子決済等取扱業者に対する意見聴取等）
第九十條の六十五 法第六條の五の十二第一項の申請をしようとする者は、同条第三項の規定により、信用協同組合電子決済等取扱業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしな

なければならぬ。
一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての信用協同組合電子決済等取扱業者の参集の便を考慮して定めること。
二 当該申請をしようとする者は、全ての信用協同組合電子決済等取扱業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第四項、第九十條の六十七及び第九十條の六十八第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。
イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

以下この号及び次条第七号において同じ。）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。）を行っている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者
 九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者
 十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までで規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（子会社等）
第九十條の七十一 銀行法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでない認められる者とする。

一 指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この号及び第五号において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等

二 指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用人又はこれらであった者
 三 指定紛争解決機関の役員の子親等以内の親族
 四 前二号に掲げる者を代表者とする者
 五 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等

六 指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者
 七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行っている場合（指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者
 八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者

九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）
第九十條の七十二 銀行法第五十二条の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に關し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入信用協同組合電子決済等取扱業者の顧客が信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情（法第六条の五の十二第二項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容
 二 前号の申立てをした加入信用協同組合電子決済等取扱業者の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入信用協同組合電子決済等取扱業者の商号
 三 苦情処理手続の実施の経緯
 四 苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）
 2 指定紛争解決機関は、前項に規定する事項を記載した記録を、その実施した苦情処理手続が

終了した日から少なくとも五年間保存しなければならない。
第九十條の七十三 銀行法第五十二条の七十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る銀行法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であった者
 二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであった者
 三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
 四 当該申立てに係る信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争（法第六条の五の十二第二項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争をいう。次条において同じ。）に於いて当該紛争の代理人若しくは補佐人又はこれらであった者
 五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなつた日から三年を経過しない者

2 銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費生活契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に於ける業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格
 二 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格
 三 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格
 3 銀行法第五十二条の七十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者
 イ 判事
 ロ 判事補
 ハ 検事
 ニ 弁護士
 ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学部、専攻科又は大学院の法律学に属する科目の教授又は准教授

二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者
 イ 公認会計士
 ロ 税理士
 ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授又は准教授
 三 信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情を処理する業務又は信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者
 四 金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同様以上の知識及び経験を有すると認められた者

（信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争の当事者である加入信用協同組合電子決済等取扱業者の顧客に対する説明）
第九十條の七十四 指定紛争解決機関は、銀行法第五十二条の七十三第八項に規定する説明をするに当たり信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争の当事者である加入信用協同組合電子決済等取扱業者の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2 銀行法第五十二条の七十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は銀行法第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法
 二 信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式
 三 紛争解決委員が紛争解決手続によつて信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争の当事者に通知すること
 四 信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成され

るべき書類

る書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

(手続実施記録の保存及び作成)

百十条の七十五 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 銀行法第五十二条の七十三第九項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決手続の申立ての内容
- 二 紛争解決手続において特別調停案（銀行法第五十二条の六十七第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日
- 三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

(指定紛争解決機関の届出事項)

百十条の七十六 指定紛争解決機関は、銀行法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 銀行法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び信用協同組合電子決済等取扱業者の商号
- 二 次項第六号に掲げる場合 指定紛争解決機関の役員等となった者が暴力団員等でないこととの当該役員等となった者による誓約
- 三 次項第七号に掲げる場合 信用協同組合電子決済等取扱業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実にないと見込まれる理由及び当該信用協同組合電子決済等取扱業者の商号
- 四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項
 - イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称
 - ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名
 - ハ 行為の概要
- 五 改善策

2 銀行法第五十二条の七十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

- 一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき
- 二 親法人（指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき
- 三 親法人が親法人でなくなったとき
- 四 子法人が子法人でなくなったとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき
- 五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなったとき
- 六 銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となった者がいるとき
- 七 信用協同組合電子決済等取扱業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき
- 八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき
- 九 加入信用協同組合電子決済等取扱業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき

3 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならない。

(紛争解決等業務に関する報告書の提出)

百十条の七十七 銀行法第五十二条の八十一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第十九号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益

計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(届出事項)

百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が次のいずれかに該当する場合
 - イ 資本金又は出資の額を変更した場合
 - ロ 商号若しくは名称又は主たる営業所の所在地を変更した場合
 - ハ 合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受けをした場合
 - ニ 解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をした場合
 - ホ 銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消された場合
 - ヘ 破産手続開始の決定があつた場合
- 二 信用協同組合等の変更をした場合
- 三 信用協同組合等の参事の就任又は退任があつた場合
- 四 法第五条の八第三項に規定する会計監査人の就任又は退任があつた場合
- 五 法第五条の八第十三項において準用する会社法第三百九十条第三項に規定する常勤の監事の就任又は退任があつた場合（中小企業等協同組合法第三十五条の二の規定により届け出なければならない場合を除く。）
- 六 信用協同組合代理業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合

終了した場合（委託した信用協同組合代理業を再委託することについて許諾を行った場合を含む。）

五の二 信用協同組合電子決済等取扱業者を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合

五の三 中小企業等協同組合法第九条の八第二項（第十二号の二を除く。）若しくは第九条の九第六項第一号及び第二号に規定する事業に係る契約の締結の代理又は媒介を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合（前二号に掲げる場合を除く。）

六 外国において中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第十一号まで、第十三号から第二十二号まで及び第二十五号並びに第九条の九第六項第三号及び第五号に掲げる事業を含むものとし、金融庁長官が別に定めるものを除く。の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をしようとする場合

六の二 外国において駐在員事務所を設置しようとする場合

六の三 外国において設置した駐在員事務所の廃止又は位置の変更をした場合

七 信用協同組合等の事務所（出張所（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもって事業が行われているものをいう。以下同じ。）を除く。）の全部又は一部において、第六十六条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うもの）の設置に係る場合及び第三十号に該当する場合を除く。）

七の二 信用協同組合等の出張所の全部又は一部において、第六十六条第三項の規定による業務取扱時間の変更をした場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うもの）の設置に係る場合及び第三十一号に該当する場合を除く。）

八 信用協同組合が法第四条の二第一項第一号から第四号までに掲げる会社を子会社としよ

うとする場合（中小企業等協同組合法第五十七條の三第五項若しくは第六十六條第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五條第一項の認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）、又は信用協同組合連合会が法第四條の四第一項第六号から第九号までに掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならぬとされるものを除く。）を子会社としようとする場合（中小企業等協同組合法第五十七條の三第五項又は第六十六條第一項の認可を受けて合併又は事業の譲受けをしようとする場合を除く。）、

八の二 その子会社が子会社でなくなった場合（中小企業等協同組合法第五十七條の三第五項の認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。）、

八の三 信用協同組合の法第四條の二第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社が当該認可対象会社に該当しない子会社になった場合、又は信用協同組合連合会の法第四條の四第三項に規定する認可対象会社に該当する子会社になった場合
八の四 信用協同組合等若しくはその子会社の担保権の履行による株式若しくは持分の取得又は第五條第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（他業業務高度化等会社）にあっては、当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。第十号において同じ。）とした場合（第八号の規定により届出をしなればならない場合を除く。）、

九 法第四條の四第三項の認可を受けて信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する他業業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有した場合（前号又は第十二号に該当する場合を除く。）、

十 その子会社（新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。）が名称、主たる営業所若しくは事務所の位置の変更（変更前の位置に復することが明らかかな場合を除く。）、合併又は事業の全部の廃止を行った場合（第八号の二又は第八号の三に該当する場合及び次号に該当する場合を除く。）、

十一 信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する他業業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合
十二 第六十四條各号に掲げる者のいづれかに該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社（信用協同組合等の子会社であるものに限る。）の子法人等又は関連法人等を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第四條の四第三項の認可を受けて信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業業務高度化等会社である場合を除く。）、

十三 その特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合
十四 信用協同組合等又はその子会社が、他の会社（外国の会社、新規事業分野開拓会社等、事業再生会社、他業業務高度化等会社及び特例事業再生会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合（当該他の会社が当該信用協同組合等の子会社又は特殊関係者となった場合を除く。）、

十五 信用協同組合等又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合
十六 信用協同組合等又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社（当該信用協同組合等の子会社を除く。）、又は信用協同組合等の特殊関係者（子会社対象会社に限る。）が当該子会社対象会社以外に認可対象会社（信用協同組合にあっては法第四條の二第三項に規定する認可対象会社をいい、信用協同組合連合会にあっては法第四條の四第三項に規定する認可対象会社をいう。次号において同じ。）に該当する会社となったことを知った場合（法第七條の二第一項の規定により法の規定（銀行法の規定を含む。）による認可を受けた事項を実行したときに該当する場合を除く。）、

十七 信用協同組合等又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する認可対象会社（当該信用協同組合等の子会社を除く。）、又は信用協同組合等の特殊関係者（認可対象会社に限る。）が当該認可対象会社に該当しない会社となったことを知った場合（前号に該当する場合を除く。）、

十八 信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する法第四條の四第一項第十号に掲げる会社（当該信用協同組合連合会の子会社及び他業業務高度化等会社を除く。）、又は信用協同組合連合会の特殊関係者（同号に掲げる会社（他業業務高度化等会社を除く。）に限る。）が他業業務高度化等会社となったことを知った場合
十九 信用協同組合等及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している信用協同組合等及び連結子法人等（当該信用協同組合等の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合
二十 前号に規定する方法の使用を中断しようとする場合
二十一 劣後特約付金銭消費貸借（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号）第二条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号において同じ。）による借入れをしようとする場合
二十二 劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合（期限のないものについて弁済をしようとする場合を含む。）、

二十三 信用協同組合等、その子会社又は業務の委託先（第八項において「子会社等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該信用協同組合等が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知った場合
二十四 信用協同組合等が法第五條の七第一項の規定により作成する書面を通常総会に提出した場合
二十五 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四條第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項について定款の変更をした場合

二十六 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四條第七号に掲げる事項について定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）、

イ 従たる事務所（銀行法第十五條第一項に規定する休日又は第六十六條第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものに限る。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合
ロ 増改築その他のやむを得ない理由により事務所の位置の変更をする場合（変更前の位置に復することが明らかかな場合に限る。）、

ハ 口に規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合
ニ 出張所（イに規定する従たる事務所に該当するものを除く。）、の設置、位置の変更又は廃止をする場合
ホ 従たる事務所（イに規定する従たる事務所及びニに規定する出張所を除き、銀行法第十五條第一項に規定する休日以外の日の第六十六條第一項に規定する業務取扱時間の全部においてその業務を行うものに限る。）の設置をする場合
ト 従たる事務所の名称の変更をする場合
チ 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四條第七号に掲げる事項について定款の変更をした場合（前号イからトまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）、

ニ 事務所（イに規定する場合及び次に掲げる場合を除く。）、
イ 第二十六号イに規定する従たる事務所の位置の変更をする場合
ロ 増改築その他のやむを得ない理由により事務所の位置の変更をする場合（変更前の位置に復することが明らかかな場合に限る。）、

ハ 口に規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合
二十九 出張所の位置を変更した場合（第二十七号に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。）、

イ 出張所（第二十六号イに規定する従たる事務所に該当するものに限る。）、の位置の変更をする場合

イ 出張所（第二十六号イに規定する従たる事務所に該当するものに限る。）、の位置の変更をする場合

イ 出張所（第二十六号イに規定する従たる事務所に該当するものに限る。）、の位置の変更をする場合

イ 出張所（第二十六号イに規定する従たる事務所に該当するものに限る。）、の位置の変更をする場合

イ 出張所（第二十六号イに規定する従たる事務所に該当するものに限る。）、の位置の変更をする場合

イ 出張所（第二十六号イに規定する従たる事務所に該当するものに限る。）、の位置の変更をする場合

定する書面（以下この項及び次項において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出するときは、当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所等の管轄区域を除く。）内にあるときは福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所等の管轄区域内にあるときは管轄財務事務所長等とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、令第七条の二第四項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

3 信用協同組合代理業者は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所等があるときは、管轄財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

4 信用協同組合電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六十の四第一項の規定による申請書、信用協同組合電子決済等取扱業者に関する報告書その他この府令に規定する書面を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該信用協同組合電子決済等取扱業者の主たる営業所（外国電子決済等取扱業者にあつては、国内における主たる営業所）の所在地を管轄する財務事務所等があるときは、管轄財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

5 信用協同組合電子決済等代行業者（外国法人又は外国に住所を有する個人であつて国内に営業所又は事務所を有しない者を除く。）は、銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による申請書、信用協同組合電子決済等代行業者に関する報告書その他この府令に規定する書面を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該信用協同組合電子決済等代行業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務事務所等があるときは、管轄財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

（信用協同組合代理業を行う外国の法人に係る特例）
第百十四條 信用協同組合代理業を行う外国の法人（信用協同組合代理業を行う外国の法人、信用協同組合代理業を行う外国の法人の設立しようとする者を含む。以下この条において同じ。）は、当該信用協同組合代理業を行

う外国の法人が銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する書類又はこの府令の規定により申請書又は届出書に添付して金融庁長官等に提出することとされる書面（以下この項及び次項において「添付書類」という。）については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを金融庁長官等に提出することができる。

2 信用協同組合代理業を行う外国の法人がその本国（当該信用協同組合代理業を行う外国の法人の設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。）の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずる書面（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも金融庁長官等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、金融庁長官等に提出することを要しない。

3 信用協同組合代理業を行う外国の法人に対するこの府令の規定の適用については、信用協同組合代理業を行う外国の法人の国内における主たる営業所又は事務所を主たる営業所又は事務所とみなす。

（外国電子決済等取扱業者に係る特例）
第百十四條の二 外国電子決済等取扱業者（信用協同組合電子決済等取扱業を行う外国の法人又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う外国の法人の設立しようとする者を含む。以下この条において同じ。）は、当該外国電子決済等取扱業者が法（第六条の四の三から第六条の五まで及び第七条の二第三項に限る。）又はこの府令の規定により金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

2 外国電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六十の四第二項に規定する書類又はこの府令の規定により申請書若しくは届出書に添付して金融庁長官等に提出することとされる書面（以下この項及び次項において「添付書類」という。）については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを金融庁長官等に提出することができる。

3 外国電子決済等取扱業者がその本国の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずるもの（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも金融庁長官等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、金融庁長官等に提出することを要しない。

（信用協同組合電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人等に係る特例）
第百十五條 法（第六条の五の二から第六条の五の十まで及び第七条の二第四項に限る。）又はこの府令の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人（信用協同組合電子決済等代行業を営もうとする外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条において同じ。）その他の者が金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、英語で記載することができ

る。

2 信用協同組合電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人は、銀行法第五十二条の六十一の三第二項に規定する書類又はこの府令の規定により申請書若しくは届出書に添付して金融庁長官等に提出することとされる書面（以下この項及び次項において「添付書類」という。）については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを金融庁長官等に提出することができる。

3 信用協同組合電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人がその本国の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずるもの（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも金融庁長官等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、金融庁長官等に提出することを要しない。

（予備審査等）
第百十六條 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、法の規定による認可又は銀行法第五十二条の四十二第一項の承認を受けようとするときは、当該認可又は承認の申請をする際に金融庁長官等に提出すべき書面に準じた書面を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

2 信用協同組合等は、法の規定による認可又は銀行法第五十二条の四十二第一項の承認の申請をする際に申請書に添付すべき書面について、前項の規定による予備審査の際に提出した書面と内容に変更がない場合には、その旨を申請書に記載して、その添付を省略することができる。

（標準処理期間）
第百十七條 金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による認可、許可、承認、登録、認定

又は指定（以下「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、令第九条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局長（福岡財務支局長を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にしよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附 則
 1 この省令は、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第八十七号）の施行の日（平成五年四月一日）から施行する。

2 協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式は、平成五年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

附 則（平成五年七月三〇日大蔵省令第七九号）
 この省令は、貿易保険法の一部を改正する法律（平成五年法律第三十六号）の施行の日（平成五年八月一日）から施行する。

附 則（平成五年一〇月一日大蔵省令第九〇号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年六月三〇日大蔵省令第六三三号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年七月一日大蔵省令第六九号）
 この省令は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成七年九月二八日大蔵省令第六五号）
 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式は、平成七年四月一日以後

に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

附則（平成七年二月一日大蔵省令第八五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成九年三月三十一日大蔵省令第二五号）

1 この省令は、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。

2 改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五条の四、第五条の五及び第五条の六の規定は、この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に開始する事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、適用しない。

3 改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式は、施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

附則（平成九年七月三十一日大蔵省令第六三号）

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の次に三条を加える改正規定及び次条第一項から第三項までの規定は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 第十三条の次に三条を加える改正規定の施行前に、信用協同組合等から、その自己資本比率（改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十三条の二第二項において同じ。）を当該信用協同組合等が該当する新規則第十三条の二第一項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画が行政庁に提出されている場合には、当該信用協同組合等について、当該区分に応じた命令は、当該信用協同組合等の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該信用協同組合等の自己資本比率以下（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、当該信用協同組

合等について、当該信用協同組合等が該当する同表の区分に係る命令は、同項のとおりとする。

2 前項本文に規定する場合において、信用協同組合等が新規則第十三条の二第一項の表の第一区分に掲げる命令を受けたときには、前項本文の計画をもって当該区分の命令の欄に規定する改善計画に代えることができる。

3 都道府県知事は、附則第一項の規定によりその所管する信用協同組合等に対し新規則第十三条の二第一項の表の第二区分に掲げる命令をすることができる場合には、協同組合による金融事業に関する法律第七条第一項に規定する要請を行うものとする。

4 新規則別紙様式は、平成九年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

附則（平成一〇年二月二七日大蔵省令第二二号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の三第四項の改正規定は、平成十年四月一日から施行する。

2 改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式は、平成九年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成一〇年三月一〇日大蔵省令第二二号）

この省令は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十年三月十一日）から施行する。

（施行期日）
第一条 この省令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。

附則（平成一〇年三月三十一日大蔵省令第五五号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式は、平成九年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお、従前の例による。

附則（平成一〇年六月八日大蔵省令第九二号）
この省令は、平成十年六月十日から施行する。

附則（平成一〇年六月八日大蔵省令第九二号）

この命令は、金融監督庁設置法の施行の日（平成十年六月二十二日）から施行する。

附則（平成一〇年一月二三日大蔵省令第二二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年一月二四日大蔵省令第二二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年一月二四日大蔵省令第二二号）

（施行期日）
第一条 この命令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第百七号）の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。

（経過措置）
第二条 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十一条第一項の規定に基づき信用協同組合又は信用協同組合連合会（以下「信用協同組合等」という。）が作成する説明書類の記載事項のうち、この命令による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十二条の二第一項第三号の（10）に掲げるものについては、平成十年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものについて記載することを要し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、記載することを要しない。この場合において、平成十一年三月三十一日以前に終了する事業年度に係る新規則第十二条の二第一項第三号の（10）に掲げるものの記載にあたっては、銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式にかかわらず、なお従前の例による。

2 銀行法第二十一条第一項の規定に基づき信用協同組合等が作成する説明書類の記載事項のうち、平成十一年三月三十一日以前に終了する事業年度に係るものについては、新規則第十二条の二第一項第五号ロ中「貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額」とあるのは「貸出金のうち次に掲げるものの額」と、（3）三カ

月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1）及び（2）に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。（3）金利減免等債権（債務者の経営再建等を図ることを目的として、約定条件の改定に際し約定金利を公定歩合以下まで引き下げた貸出金及び利ざやが零又は負の値をとることとなったスプレッド貸出金（市場金利に一定の利ざやを上乗せした約定金利が定められた貸出金をいう。）並びに未収利息不計上貸出金であつて利息の支払を猶予したものの（1）及び（2）に掲げるものを除く。）をいう。に該当する貸出金」と、（4）貸出条件緩和債権（債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1）、（2）及び（3）に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸出金」とあるのは（4）経営支援先に対する債権（債務者の経営再建等を図ることを目的として、債権放棄その他の取決めを行い、その後も経営再建等を継続することとしている債務者に対する貸出金（1）、（2）及び（3）に掲げるものを除く。）をいう。）に該当する貸出金」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 銀行法第二十一条第一項及び第二項の規定に基づき信用協同組合等が作成する説明書類の記載事項のうち、次に掲げるものについては、平成十一年三月三十一日以後終了する事業年度に係るものについて記載することを要し、同日前に終了する事業年度に係るものについては記載することを要しない。

一 新規則第十二条の二第一項第五号ハ
二 新規則第十二条の二第一項第五号ニの（2）及び（3）
三 新規則第十二条の三第一項第二号ロ
四 新規則第十二条の三第一項第三号

附則（平成一〇年二月一五日大蔵省令第五七号）
この命令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年二月二九日大蔵省令第六六号）
この命令は、債権管理回収業に関する特別措置法の施行の日（平成十一年二月一日）から施行する。

附則（平成二十一年三月三〇日総理府・大蔵省令第一四号）

- この命令は、公布の日から施行する。
- 改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式のうち、平成二十一年三月三十一日に終了する事業年度に係るものについては、別紙様式第三号、第七号、第九号の第3損益計算書、第十号の第3損益計算書（以下「新様式」とい）う。）から施行する。

その他の特別利益

その他の特別利益
・・・・・積立金取崩額

前期繰越金
・・・・・積立金取崩額

前期繰越金

- とそれぞれ読み替えるものとする。
- 新様式の記載上の注意のうち、平成二十一年三月三十一日に終了する事業年度に係るものについては、新様式の記載上の注意中5については適用しない。
- この命令による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式は、平成二十一年四月一日以後開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成二十一年五月二八日総理府・大蔵省令第三七号）

- この命令は、公布の日から施行する。
- この命令による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式は、平成二十一年四月一日以後開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成二十一年六月三〇日総理府・大蔵省令第三九号）

- この命令は、中小企業総合事業団法の施行の日（平成二十一年七月一日）から施行する。
- 附則（平成二十一年九月三〇日総理府・大蔵省令第四九号）

この命令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附則（平成二十一年一〇月二九日総理府・大蔵省令第五六号）

- この命令は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 附則（平成二十一年一月三〇日総理府・大蔵省令第五七号）

附則（平成二十二年三月一日総理府・大蔵省令第二二号）

- この命令は、新事業創出促進法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年三月二日）から施行する。
- 新事業創出促進法の一部を改正する法律附則第四条の規定による廃止前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）第四条第一項に規定する認定を受けた会社については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年三月一六日総理府・大蔵省令第六号）

- この命令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成二十二年三月二四日総理府・大蔵省令第一〇号）抄

附則（平成二十二年四月一日から施行する。）

- この命令は、公布の日から施行する。
- この命令による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式は、平成二十一年四月一日以後開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年六月一五日総理府・大蔵省令第三二号）

- この命令は、公布の日から施行する。
- この命令による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式は、平成二十一年四月一日以後開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

この命令は、平成二十三年三月三十一日から施行する。

附則（平成二十二年六月二三日総理府・大蔵省令第三七号）

- この命令は、平成二十二年六月三十日から施行する。
- 附則（平成二十二年六月二六日総理府令第六五号）抄

附則（平成二十二年七月一日から施行する。）

- この命令は、平成二十二年七月一日から施行する。
- 附則（平成二十二年六月三〇日総理府・大蔵省令第五四号）

附則（平成二十二年九月八日総理府令第一〇七号）

- この命令は、公布の日から施行する。ただし、その他有価証券の時価評価を行わない信用協同組合及びその子会社等（協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第五条において読み替えられた協同組合による金融事業に関する法律第六六条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）、又は信用協同組合連合会及びその子会社等については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年一〇月一〇日総理府令第一一六号）抄

- この命令は、公布の日から施行する。ただし、その他有価証券の時価評価を行わない信用協同組合及びその子会社等（協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第五条において読み替えられた協同組合による金融事業に関する法律第六六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）、信用協同組合連合会、又は信用協同組合連合会及びその子会社等については、新規別紙様式第九号の第1の15、別紙様式第九号の第2の3、別紙様式第十号の第1の15及び別紙様式第十号の第2の第1の3中「その他有価証券の評価差損」欄には記載を要しない。

附則（平成二十二年一〇月一七日総理府令第一三九号）抄

- この命令は、公布の日から施行する。
- この命令による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式は、平成二十一年四月一日以後開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

この命令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則（平成二十三年三月二六日内閣府令第一八号）

- この命令は、公布の日から施行する。
- この命令による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）、別紙様式は、平成二十二年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年三月二九日内閣府令第二八号）

- この命令は、公布の日から施行する。
- この命令による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）、別紙様式は、平成二十二年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年三月三〇日内閣府令第三六号）

- この命令は、公布の日から施行する。
- この命令による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）、別紙様式は、平成二十二年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年九月二五日内閣府令第七六号）抄

- この命令は、公布の日から施行する。
- この命令による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）、別紙様式は、平成二十二年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年九月二八日内閣府令第八〇号）

- この命令は、公布の日から施行する。
- この命令による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）、別紙様式は、平成二十二年四月一日以後に開始する営業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する営業年度に係る書類については、なお従前の例による。

この府令は、平成十三年十月一日から施行する。

附則（平成一四年三月二八日内閣府令第一六号）

この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成一四年三月二八日内閣府令第一七号）抄

（施行期日）
第一条 この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

第十三条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一四年四月一九日内閣府令第三九号）

1 この府令は、公布の日から施行する。

2 この府令による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式は、平成十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成一四年八月三〇日内閣府令第五七号）

1 この府令は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二条中銀行法施行規則第三十五条第一項第五号の二の改正規定、第三条中長期信用銀行法施行規則第二十六条第一項第五号の二の改正規定、第四条中信用金庫法施行規則第四号第二号の二の改正規定、同令第十四条第一項第六号及び第八号の改正規定並びに同令第二十条の二第一項第五号ニ（三）の改正規定並びに第五条中協同組合による金融事業に関する法律施行規則第十六条第一項第二十三号ハ及び同項第二十四号の改正規定並びに同項を一を加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 平成十四年四月一日からこの府令の施行の日までの間に第四条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第十四条第一項第六号若しくは第八号又は第五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第十六条第一項第二十四号若しくは第二十五号に掲げる場合に該当することとなったときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

附則（平成一四年一二月六日内閣府令第七七号）

この府令は、平成十五年一月六日から施行する。

附則（平成一五年三月二八日内閣府令第一八号）抄

（施行期日）
第一条 この府令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

（信用協同組合等の貸借対照表に関する経過措置）

第六条 この府令の施行前に到来した決算期に關して作成すべき信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九号の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。次項において同じ。）の貸借対照表の記載の方法に關しては、この府令の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の規定は、第十八条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則の規定に基づき貸借対照表を作成する旨を決定した信用協同組合及び信用協同組合連合会については、適用しない。この場合においては、同項の貸借対照表に、その旨の注記をしなければならない。

附則（平成一五年四月二二日内閣府令第五〇号）

1 この府令は、公布の日から施行する。

2 この府令による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式は、平成十四年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成一六年一月三〇日内閣府令第三号）抄

この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年三月二二日内閣府令第二九号）

この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年四月二二日内閣府令第四三号）

1 この府令は、公布の日から施行する。

2 この府令による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式は、平成十五年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成一六年四月三〇日内閣府令第四七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年六月三〇日内閣府令第六〇号）

この府令は、平成十六年七月一日から施行する。

附則（平成一六年一月二六日内閣府令第九二号）

この府令は、平成十六年十二月一日から施行する。

附則（平成一六年二月二八日内閣府令第一〇八号）抄

第一条 この命令は、平成十六年十二月三十日から施行する。

附則（平成一六年二月二八日内閣府令第一〇九号）抄

1 この府令は、平成十七年一月一日から施行する。

附則（平成一七年一月二六日内閣府令第三号）

この府令は、平成十七年二月一日から施行する。

附則（平成一七年三月二五日内閣府令第三号）

この府令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年四月二三日内閣府令第五五号）

（施行期日）
第一条 この府令は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（経過措置）
第二条 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律附則第四条第一号の規定による廃止前の中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号。次項において「旧創造法」という。）第四条第一項に規定する認定を受けている会社については、なお従前の例による。

2 この内閣府令の施行の日の前日において現に旧創造法第十四条の二に規定する指定支援機関による旧創造法第十四条の四に規定する直接金融支援業務に係る支援を受けて株式会社又は社債を発行した会社については、この府令の施行の日

から起算して十年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

3 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律附則第四条第二号の規定による廃止前の新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）第十一号の二第一項に規定する認定を受けている会社については、なお従前の例による。

附則（平成一七年四月一四日内閣府令第五八号）

1 この府令は、公布の日から施行する。

2 この府令による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式は、平成十六年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成一七年六月一六日内閣府令第七五号）抄

（施行期日）
第一条 この府令は、金融先物取引法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

附則（平成一七年七月八日内閣府令第八四号）抄

1 この府令は、平成十七年十二月二十二日から施行する。

附則（平成一八年三月一〇日内閣府令第九号）抄

（施行期日）
第一条 この府令は、保険業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成一八年三月三〇日内閣府令第二九号）抄

（施行期日）
第一条 この内閣府令は、銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十五条及び第十六条の規定 公布の日

二 略

三 第三条中銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニの改正規定、第十九条の三第一項第三号ハの改正規定、第十九条の五の改正規定、第三十四条の二十六第一項第四号ハの改正規定、第三十四条の二十七の二の改正規定、第四条中長期信用銀行法施行規則第十八

及び第三項の外貨預金等書面を交付した日とみなす。

第三十一条 信用協同組合等は、施行日以後に特定預金等契約を締結しようとする場合であつて、施行日前に、当該特定預金等契約と同一の内容の契約について、顧客に対し、新協同組合金融事業法において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定の例により書面を交付しているときは、当該顧客に対し、同項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなして、新協同組合金融事業法令第三十条の二十三第一項第二号の規定を適用する。

2 信用協同組合等は、施行日以後に特定預金等契約が成立した場合であつて、施行日前に、当該特定預金等契約と同一の内容の契約について、顧客に対し、新協同組合金融事業法において準用する新金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定の例により書面を交付しているときは、当該顧客に対し、同項の規定の例により契約締結前交付書面を交付したものとみなして、新協同組合金融事業法令第三十条の二十三第一項第二号の規定を適用する。

3 新協同組合金融事業法令第三十条の二十三第一項第二号及び第四項又は第三十条の二十七第一項第二号及び第四項の規定については、前二項の規定により書面を交付した日を新協同組合金融事業法令第三十条の二十三第一項第二号及び第四項の契約締結前交付書面又は新協同組合金融事業法令第三十条の二十七第一項第二号及び第四項の契約締結時交付書面を交付した日とみなす。

第三十二条 この府令の施行の際現に整備法第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧抵当証券業規制法の規定により行つてゐる旧抵当証券業規制法第二条第一項に規定する抵当証券業については、第五条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第五項第四号の規定は、施行日から起算して六年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

附則（平成一九年一月七日内閣府令第七九号）抄
（施行期日）

第一条 この府令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年十二月十九日。以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一九年二月二日内閣府令第八九号）
この府令は、平成十九年十二月二十二日から施行する。

附則（平成二〇年三月二八日内閣府令第一一〇号）
この府令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年四月二日内閣府令第二六号）抄
第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式第三号から別紙様式第四号の二まで、別紙様式第五号の二、別紙様式第六号の三、別紙様式第七号の四、別紙様式第八号の二から別紙様式第九号の二まで、別紙様式第十二号、別紙様式第十三号の二及び別紙様式第十四号、別紙様式第十五号の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式並びに第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式は、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

この府令は、公布の日から施行する。
附則（平成二〇年七月四日内閣府令第四三三号）抄
この府令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二〇年九月二四日内閣府令第五六号）
この府令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二〇年一月二三日内閣府令第一号）抄
この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年二月五日内閣府令第七九号）抄
この府令は、平成二十年十二月十二日から施行する。

附則（平成二〇年一月二二日内閣府令第八〇号）
この府令は、公布の日から施行する。

この府令は、電子記録債権法の施行の日から施行する。

附則（平成二〇年二月二日内閣府令第七九号）抄
この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年四月二日内閣府令第二二二号）抄
この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年四月二日内閣府令第二二二号）抄
この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年四月二日内閣府令第二二二号）抄
この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年四月二日内閣府令第二二二号）抄
この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年四月二三日内閣府令第二四号）抄
この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年六月二二日内閣府令第三四号）
この府令は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等

別紙様式第五号の二、別紙様式第六号の三、別紙様式第六号の四、別紙様式第七号の三、別紙様式第七号の四、別紙様式第八号の二から別紙様式第十号まで、別紙様式第十二号及び別紙様式第十三号の二から別紙様式第十五号まで、第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式、第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式、第五条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式並びに第六号の規定による改正後の無尽業法施行規則業務報告書雛形及び附属明細書ひな形は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成二二年四月二〇日内閣府令第二七号）抄
この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年四月二〇日内閣府令第二七号）抄
この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年四月二〇日内閣府令第二七号）抄
この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年四月二〇日内閣府令第二七号）抄
この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年四月二〇日内閣府令第二七号）抄
この府令は、公布の日から施行する。

の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年六月二十二日）から施行する。
（経過措置）

第二条 この府令の施行の際現に我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。次項において「旧特別措置法」という。）第七條第一項又は第十一条第一項に規定する認定を受けている会社については、なお従前の例による。

2 この府令の施行の際現に旧特別措置法第五條第一項、第九條第一項、第十三條第一項又は第十六條第一項に規定する認定を受けている会社については、それぞれ我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五條第一項、第七條第一項、第九條第一項又は第十四條第一項に規定する認定を受けているものとみなす。

附 則（平成二十一年九月九日内閣府令第六二号）

1（施行期日）
この府令は、公布の日から施行する。
（契約締結前交付書面の記載事項に関する経過措置）

2 この府令の施行の際現に対象事業者（金融商品取引法第七十九條の十一第一項に規定する対象事業者をいう。）となつてゐる者についての第一条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第八十二條第十四号、第二条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百三十二條第九号、第四条の規定による改正後の銀行法施行規則第十四條の十一の二十七第一項第十七号、第五条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第二十六條の二の二十五第一項第十七号、第六條の規定による改正後の信用金庫法施行規則第七十條の二十五第一項第十七号、第七條の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三十一條の二十二第一項第六号、第八條の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第一百十條の二十五第一項第十七号、第九條の規定による改正後の保険業法施行規則第五十二條の十三の

二十三第一項第十一号及び第二百三十四條の二十四第一項第十二号、第十條の規定による改正後の資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令第十三條第九号、第十一條の規定による改正後の特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令第十三條第九号並びに第十二條の規定による改正後の信託業法施行規則第三十條の二十三第一項第十号の規定の適用については、この府令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

3（罰則の適用に関する経過措置）
この府令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十一年九月二四日内閣府令第六三三号）
この府令は、株式会社企業再生支援機構法の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から施行する。

附 則（平成二十一年二月二四日内閣府令第七六号）
この府令は、保険法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十一年二月二八日内閣府令第七八号）抄
（施行期日）
第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 及び二 略
- 三 第十條中金融商品取引業等に関する内閣府令第七條第一号、第八條第五号、第四十四條第二号、第四十五條第五号及び第八十條第一項第一号の改正規定、同令第八十二條の二の二に定める改正規定、同令第八十五條の次に一条を加える改正規定、同令第八十六條の改正規定、同令の次に二條を加える改正規定、同令第八十七條第一項の改正規定（「第三十八條第六号」を「第三十八條第七号」に改める部分並びに同項第八号及び第九号に係る部分

に限る。）、同令第八十九條第一項第五号及び第六号並びに第九十條第一項第十八号の改正規定、同令第九十四條第一号に次のように加える改正規定、同令第二百十七條、第二百三十一條第一項並びに第二百七十五條第一項第六号及び第七号の改正規定、同令別紙様式第一号及び別紙様式第九号の改正規定、同令別紙様式第十二号の改正規定（同様式1（9）①の注意事項1及び⑥の注意事項3に係る部分を除く。）並びに同令別紙様式第十六号の改正規定（同様式8（1）の注意事項1及び8（5）の注意事項2に係る部分を除く。）、第十二條の規定、第十三條中無尽業法施行細則第三條第一項の改正規定及び同令第二章中第十四條の三の次に一條を加える改正規定、第十四條中銀行法施行規則第十三條の三第一項第四号及び第十三條の七の改正規定、同令の次に一條を加える改正規定、同令第十四條の十一の二十五第一項第一号の改正規定（及び第十七号を「第十七号及び第十八号」に改める部分に限る。）、同令第十四條の十一の二十七第一項の改正規定、同令第十四條の十一の三十の二とし、同令第十四條の十一の二十九の次に一條を加える改正規定、同令第十九條の二第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第三十四條の二の十七第三号二（1）及び第三十四條の二の二十五第一項の改正規定、同令第三十四條の二の三十の改正規定（同令第三十四條の二の三十の二とし、同令第三十四條の二の二十九の次に一條を加える改正規定、同令第三十四條の四九、第三十四條の五十三の二第三号二（1）、第三十四條の五十三の十第二号及び第三十四條の五十三の十二第一項の改正規定、同令第三十四條の五十三の十七の改正規定（同令第三十四條の五十三の十七の二とし、同令第三十四條の五十三の十七の次に一條を加える改正規定、第十五條中長期信用銀行法施行規則第十二條第一項第四号及び第十二條の五の改正規定、同令の次に一條を加える改正規定、同令第十八條の二第一項第二十五條の二の次に一條を加える改正規定、同令第二十五條の二十八、第二十六條の二の二十三第一項第一号及

び第二十六條の二の二十五第一項の改正規定、同令第二十六條の二の二十八の改正規定（同令第一号に係る部分を除く。）並びに同令第二十六條の二の二十八の二とし、同令第二十六條の二の二十七の次に一條を加える改正規定、第十六條中信用金庫法施行規則第二百二條第一項第四号及び百十三條の改正規定、同令の次に一條を加える改正規定、同令第三十二條第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第五十五條の改正規定、第百七十七條の二十三第一項第一号の改正規定（「第百七十七條の二第二号」を「第百七十七條の二の十二第一号」に改める部分を除く。）、同令第百七十七條の二十五第一項の改正規定、同令第百七十七條の二十八の改正規定（同令第一号に係る部分を除く。）並びに同令第百七十七條の二十八の二とし、同令第百七十七條の二十七の次に一條を加える改正規定、第十七條中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第十一條の次に一條を加える改正規定、同令第十五條第七項に一條を加える改正規定、同令第三十一條の二十二第一項第六号の改正規定、同令第三十一條の二十三の改正規定（同令第二十一條に係る部分を除く。）及び同令第三十一條の二十五とし、同令第三十一條の二十二の次に二條を加える改正規定、第十八條の規定（貸金業法施行規則第二十八條第一項の改正規定、同令第三十條の十六の次に十四條を加える改正規定及び同令第三十二條第一項の改正規定を除く。）、第十九條中中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の三を同令第四条とし、同令第二条の二の次に一條を加える改正規定、第二十條中保険業法施行規則目次の改正規定（「第五十五條」を「第五十二條の二」に改める部分に限る。）、同令第五十二條の十三の二十三第一項に一号を加える改正規定、同令の次に二條を加える改正規定、同令第五十二條の十三の二十四の改正規定（同令第二号に係る部分を除く。）、同令第二編第三章中第五十五條の次に一條を加える改正規定、同令第五十九條の二第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第八十五條第五項第三号、第百六十六條第四項第三号及び第百九十二條第四項第三号の改正規定、同令第二百一十一條の三第九号の次に一條を加える改

正規定、同令第二百一十一條の三十七第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第二百一十一條の五十五第四項第三号の改正規定、同令第二百一十九條第一項に一号を加える改正規定、同令第二百三十四條の二十四第一項の改正規定、同令第二百三十四條の二十六の次に一号を加える改正規定並びに同令第二百三十四條の二十七第一項の改正規定（同項第三号に係る部分を除く。）、第二十一条中「信託業法施行規則第十三条第一項に一号を加える改正規定、同令第二十九條の次に一号を加える改正規定、同令第三十條の二十三第一項の改正規定、同令第三十條の二十四の改正規定（同条第二号に係る部分を除く。）、同条を同令第三十條の二十六とし、同令第三十條の二十三の次に二条を加える改正規定、同令第四十三條第三十條第七項の改正規定、同令第四十三條第一項に一号を加える改正規定、同条第二項に一号を加える改正規定、同条第三項に一号を加える改正規定、同条第四項に一号を加える改正規定、同令第五十一条の四に一号を加える改正規定及び同令第五十三條第二項に一号を加える改正規定、第二十二條中有「証券に」に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の「証券」の規制等に関する法律施行規則第十二條第三項に一号を加える改正規定及び同令第十五條の二の次に一号を加える改正規定、第二十五條中「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四十一条第一項第四号及び第五十條の改正規定、同令第六十九條第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第九十五條、第二百一十條の二十三第一項第一号及び第九十五條の二十五第一項の改正規定、同令第九十條の二十八の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）、同条を同令第九十條の二十八の二とし、同令第九十條の二十七の次に一号を加える改正規定並びに同令第九十一條の改正規定、第二十六條中「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百三十四條の次に二条を加える改正規定及び同令第二百三十五條の改正規定並びに第二十七條、第二十八條及び附則第六條の規定、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年十一月一日）

（契約締結前交付書面等の記載事項に関する経過措置）
第六條 第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第八十二條第十五号、第十四條の規定による改正後の銀行法施行規則第十四條の十一の二十七第一項第十八号及び第三十四條の五十三の十二第一項第十八号、第十五條の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第二十六條の二の二十五第一項第十八号、第十六條の規定による改正後の信用金庫法施行規則第七十條の二十五第一項第十八号、第十七條の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第十五條第七項第七号及び第三十一條の二十一第一項第二号、第十八條の規定による改正後の貸金業法施行規則第十二條の二第一項第一号又、第二号イ、第三号イ及び第四号、第二項第一号又、第二号イ、第三号イ及び第四号、第五項第十四号並びに第六項第二号、第十三條第一項第一号ソ、第二号イ、第三号イ及び第四号、第三項第一号ソ、第二号イ、第三号イ及び第四号並びに第十六項第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イ並びに第十九條第五項第二号、第三号及び第五号、第二十條の規定による改正後の保険業法施行規則第五十二條の十三の二十三第一項第十三号及び第二十三條の二十四第一項第十三号、第二十一條の規定による改正後の信託業法施行規則第三十條の二十三第一項第十一号及び第三十三條第七項、第二十二條の規定による改正後の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令附則第二条第一項の二とされる同令第二号の規定による廃止前の「証券」の規制等に関する法律施行規則第十二條第三項に一号を加える改正規定、第二十五條中「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四十一条第一項第四号及び第五十條の改正規定、同令第六十九條第一項第四号に次のように加える改正規定、同令第九十五條、第二百一十條の二十三第一項第一号及び第九十五條の二十五第一項の改正規定、同令第九十條の二十八の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）、同条を同令第九十條の二十八の二とし、同令第九十條の二十七の次に一号を加える改正規定並びに同令第九十一條の改正規定、第二十六條中「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二百三十四條の次に二条を加える改正規定及び同令第二百三十五條の改正規定並びに第二十七條、第二十八條及び附則第六條の規定、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年十一月一日）

号ハ、第十五條の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第十八條の二第一項第四号ハ、第十六條の規定による改正後の信用金庫法施行規則第三十二條第一項第四号ハ、第十八條の規定による改正後の貸金業法施行規則別紙様式第八号、第二十條の規定による改正後の保険業法施行規則第五十九條の二第一項第四号ニ及びホ、第四百四十三條の二第一項第四号並びに第二百一十一條の三十七第一項第四号ハ、第二十一条の規定による改正後の信託業法施行規則第四十三條第一項第六号、第二項第六号、第三項第七号及び第四項第五号並びに第二十五條の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九條第一項第四号ハの規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係るものについて適用する。
第九條 平成二十二年十二月三十一日までの間に（禁止行為に関する経過措置）
 一 新金融商品取引法第六十六條の二十七の登録の意義
 二 信用格付（新金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この項において同じ。）を付与した者が信用格付業（新金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する呼称
 三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を信用格付を付与した者及びその関係法人（第二十條の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五條第三項第十号に規定する関係法人をいう。）のうち一若しくは二以上のものから入手する方法
 四 信用格付の前提、意義及び限界
 11 平成二十二年十二月三十一日までの間における第二十五條の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第十條の二、第二十八條第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、第一項各号に掲げるものとすることができる。

（罰則の適用に関する経過措置）
第十一條 この府令（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成二十二年三月一日内閣府令第七号）
 この府令は、資金決済に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。
附則（平成二十二年四月一三日内閣府令第二号）抄
 1 この府令は、公布の日から施行する。
 2 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下「新銀行法施行規則」という。）別紙様式第三号から第四号の二まで、第五号の二、第六号の三、第六号の四、第七号の三、第七号の四、第八号の二から第十号まで、第十二号及び第十三号の二から第十五号まで、第二條の規定による改正後の信用金庫法施行規則（以下この項において「新信用金庫法施行規則」という。）別紙様式、第三條の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下この項において「新協同組合による金融事業に関する法律施行規則」という。）別紙様式、第四條の規定による改正後の保険業法施行規則（以下「新保険業法施行規則」という。）別紙様式第四号、第五号、第五号の二、第七号から第七号の三まで、第十二号、第十二号の二、第十五号から第十五号の三まで、第十六号の十七、第十六号の二十及び第十六号の二十五から第十六号の二十七まで、第五條の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則（以下「新船主相互保険組合法施行規則」という。）別紙様式第一号並びに第六條の規定による改正後の無尽業法施行細則（以下この項において「新無尽業法施行細則」という。）業務報告書雛形及び附属明細書ひな形は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、新銀行法施行規則別紙様式第三号第二貸借対照表の表、第三号の二第二貸借対照表の表、第四号第二貸借対照表の表、第四号の二第二貸借対照表の表、第六号の三第一貸借対照表の表、第六号の四第一貸借対照表の表、第七号の三第一貸借

対照表の表及び第七号の四第一貸借対照表の表、新信用金庫法施行規則別紙様式第二号貸借対照表の表、第六号貸借対照表の表、第十号貸借対照表の表、第十三号第二貸借対照表の表、第十四号第二貸借対照表の表及び第十五号第二貸借対照表の表、新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第二号貸借対照表の表（資産除去債務の科目に限る。）、第六号貸借対照表の表、第九号第二貸借対照表の表（資産除去債務の科目に限る。）、第九号の二第二貸借対照表の表及び第十号第二貸借対照表の表、新保険業法施行規則別紙様式第七号第四貸借対照表の表、第七号の二第四貸借対照表の表、第十二号第三貸借対照表の表及び第十六号の第十七号第四貸借対照表の表、新船主相互保険組合法施行規則別紙様式第一号第二貸借対照表の表並びに新無尽業法施行細則業務報告書雛形二貸借対照表の表の規定については、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年九月二二日内閣府令 第四一四号）

1 この府令は、公布の日から施行する。
 2 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式、第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式、第四条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式及び第五条の規定による改正後の無尽業法施行細則業務報告書雛形は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年九月二二日内閣府令 第四二二号）

この府令は、公布の日から施行する。
 附則（平成二十二年九月三〇日内閣府令 第四五五号） 抄

第一条 この府令は、公布の日から施行する。
 （業務報告書等の様式に係る経過措置）
 第十三条 第十号の規定による改正後の無尽業法施行細則業務報告書雛形、第十一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式第一号、別

紙様式第一号の2、別紙様式第二号、別紙様式第二号の2、別紙様式第三号、別紙様式第三号の2、別紙様式第四号、別紙様式第四号の2、別紙様式第五号の2、別紙様式第六号、別紙様式第六号の2、別紙様式第七号、別紙様式第七号の2、別紙様式第八号の2、別紙様式第九号の2及び別紙様式第十号の2、第十二号の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式第二号、別紙様式第六号、別紙様式第十号、別紙様式第十一号、別紙様式第十二号、別紙様式第十三号の2及び別紙様式第十四号、第十三号の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第二号、別紙様式第六号、別紙様式第九号及び別紙様式第十号の2、第十六条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式第一〇号及び別紙様式第一〇号の2並びに第十九号の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 信用協同組合等（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第二条に規定する信用協同組合等）が、平成二十二年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券又はその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券（この府令による改正前の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第三十六条第六項第二号に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この条において同じ。）並びに子法人等（協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第二項に規定する子法人等をいう。）及び関連法人等（同条第三項に規定する関連法人等をいう。）の株式以外の有価証券をいう。）を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についての第十三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第三十六条第六項の規定の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年一月一九日内閣府令 第四九号） 抄
 （施行期日）
 1 この府令は、平成二十三年一月一日から施行する。
 附則（平成二十二年二月二八日内閣府令 第五七号）

この府令は、平成二十三年一月四日から施行する。ただし、第四条中協同組合による金融事業に関する法律施行規則第百十号の二十八の改正規定は、同日日から施行する。
 附則（平成二十三年三月二五日内閣府令 第五五号） 抄

（施行期日）
 第一条 この府令は、公布の日から施行する。
 （協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下この条において「新規規則」という。）第七十条に規定する説明書類の記載事項は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。
 2 新規規則別紙様式は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年六月二九日内閣府令 第二八号）

この府令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。
 附則（平成二十三年十一月一六日内閣府令 第六一六号） 抄

（施行期日）
 第一条 この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
 第五条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十四年二月一五日内閣府令 第四号） 抄
 （施行期日）
 第一条 この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。
 （罰則の適用に関する経過措置）

第六条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 附則（平成二十四年二月二二日内閣府令 第五号）

この府令は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行の日（平成二十四年二月二十三日）から施行する。
 附則（平成二十四年三月一三日内閣府令 第六号） 抄

（施行期日）
 第一条 この府令は、公布の日から施行する。
 （協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）
 第三条 第二条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（次項において「新規規則」という。）第二十三号第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第二十五号第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る計算書類（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第五条の七第一項に規定する計算書類をいう。以下この項において同じ。）についての監査報告及び会計監査報告について適用し、同日前に開始した事業年度に係る計算書類については、なお従前の例による。

2 新規規則別紙様式は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。
 附則（平成二十四年三月二九日内閣府令 第四四号）

この府令は、公布の日から施行する。
 附則（平成二十四年六月一日日内閣府令 三八号）

この府令は、公布の日から施行する。
 附則（平成二十四年六月一日日内閣府令 三八号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年六月二二日内閣府令第四〇号）抄

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式及び第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式は、平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成二十四年七月六日内閣府令第四六号）抄

- 第一条 この府令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「入管法等改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第三十四条の三十四、第二条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第二十五条の十四、第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第四十条、第五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十条、第九条の規定による改正後の信託業法施行規則第五項第二項、第十条の規定による改正後の貸金業法施行規則第四項第二項及び第三十条の十三第一項、第十一項の規定による改正後の前払式支払手段に関する内閣府令第十一項及び第十六条、第十二条の規定による改正後の資金移動業者に関する内閣府令第六條、第十四条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行規則第九項第一項、第十五条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第八項第二項及び第二十五項並びに第十六条の規定による改正後の会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令第十五条第一項の規定（以下この項において「外国人登録証明書関係の改正規定」と総称する。）の適用については、中長期在留者（入管法等改正法第二条の規定による改正後の出入国管理及び

難民認定法（昭和二十六年政令第三十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）が所持する外国人登録証明書又は特別永住者（入管法等改正法第三条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者をいう。）が所持する外国人登録証明書は、入管法等改正法附則第十五条第二項各号に定める期間又は入管法等改正法附則第二十八條第二項各号に定める期間は、それぞれ外国人登録証明書関係の改正規定に規定する在留カード又は特別永住者証明書とみなす。

附則（平成二十四年九月二八日内閣府令第六五号） この府令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

附則（平成二十五年三月二七日内閣府令第九号）

この府令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。

附則（平成二十五年三月二八日内閣府令第一一〇号）抄

- 1 この府令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。
- 3（経過措置）新銀行法施行規則別紙様式第三号から別紙様式第九号の二まで、別紙様式第五号の二、別紙様式第六号の三、別紙様式第七号の四、別紙様式第七号の三、別紙様式第六号の四、別紙様式第十二号、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式第二号、別紙様式第六号、別紙様式第十号、別紙様式第十三号、別紙様式第十四号及び別紙様式第十五号、第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第二号、別紙様式第六号、別紙様式第九号及び別紙様式第十号、第四条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式第三号から別紙様式第三号の三まで、

別紙様式第六号から別紙様式第六号の三まで、別紙様式第七号、別紙様式第七号の二、別紙様式第十一号、別紙様式第十一号の二、別紙様式第十二号、別紙様式第十二号の二、別紙様式第十五号の三、別紙様式第十六号の十七から別紙様式第十六号の十九まで、別紙様式第十六号の二十四及び別紙様式第十六号の二十五、第五条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（次項において「新金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）別紙様式第十七号の五並びに第六條の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式第一号から別紙様式第三号までは、平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成二十五年三月二九日内閣府令第一二〇号） この府令は、信用金庫法施行令及び中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十五年三月二十九日）から施行する。

附則（平成二十五年三月二九日内閣府令第一三〇号）抄

第一条 この府令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

第五条（経過措置）

第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条に規定する説明書類の記載事項は、平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

附則（平成二十五年九月二七日内閣府令第六三〇号）抄

- 1 この府令は、平成二十五年九月三十日から施行する。
- 2（経過措置）第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式、第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式、第四条の規定による改正後の

保険業法施行規則別紙様式、第五条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式、第六条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式、第七条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式及び第八条の規定による改正後の無尽業法施行細則業務報告書雛形は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（平成二十五年十一月二二日内閣府令第七三〇号）

この府令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

附則（平成二十六年一月一七日内閣府令第七五〇号）

第一条 この府令は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

第二条（経過措置）

この府令の施行の際現に産業競争力強化法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三十一号。以下この条において「旧産活法」という。）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一項第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項の認定を受けている会社又は旧産活法第三十九条の二第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社に関する第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十七条の二第六項第五号、長期信用銀行法施行規則第四條の三第六項第五号、信用金庫法施行規則第七十条第四項第五号及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則第十條第四項第五号並びに第二条の規定による改正後の保険業法施行規則第五十六條第五項第五号の規定の適用については、なお従前の例による。

る認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社に関する第一

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行

この府令は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

この府令は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

この府令は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

この府令は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日

この府令は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

この府令は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

この府令は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

この府令は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

附則（平成二十六年一〇月二二日内閣府令第六九号）抄

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

この府令は、平成二十七年四月一日から施行する。

この府令は、平成二十七年四月一日から施行する。

この府令は、平成二十七年三月三十一日から施行する。

この府令は、平成二十七年三月三十一日から施行する。

この府令は、平成二十七年三月三十一日から施行する。

附則（平成二十七年三月三〇日内閣府令第二一七号）抄

この府令は、平成二十七年四月一日から施行する。

この府令は、平成二十七年四月一日から施行する。

この府令は、平成二十七年四月一日から施行する。

この府令は、平成二十七年四月一日から施行する。

この府令は、平成二十七年四月一日から施行する。

この府令は、平成二十七年四月一日から施行する。

る部分に限る。)、同令別紙様式第十六号の十七の改正規定(第9の表記載上の注意及び第10の表記載上の注意に係る部分に限る。)、同令別紙様式第十六号の十八の改正規定(第5の表記載上の注意及び第6の表記載上の注意に係る部分に限る。)、同令別紙様式第十六号の十九の改正規定(第2の5の表記載上の注意及び第2の6の表記載上の注意に係る部分に限る。)、同令別紙様式第十六号の二十の改正規定(第2の5の表記載上の注意及び第2の6の表記載上の注意に係る部分に限る。)、同令別紙様式第十六号の二十四の改正規定(第2の5の表記載上の注意に係る部分に限る。)、及び同令別紙様式第十六号の二十五の改正規定(第2の5の表記載上の注意に係る部分に限る。)、第六条中金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号の改正規定、第七条の規定、第八条中信託業法施行規則別紙様式第十号の改正規定(記載上の注意2(5)⑥に係る部分に限る。)、及び同令別紙様式第十号の二の改正規定(記載上の注意2(5)⑥に係る部分に限る。)、並びに第十条の規定並びに次条第二項、附則第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条、第九条第一項及び第十条の規定 公布の日

二 第一条中銀行法施行規則別紙様式第三号の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、及び同令別紙様式第三号の二の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第三条中信用金庫法施行規則別紙様式第十三号第一の改正規定、同令別紙様式第十三号の二第一の3.の表の改正規定(リスク・アセット等の項目に係る部分に限る。)、並びに同令別紙様式第十五号第一の改正規定、第四条中協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号第一の改正規定、同令別紙様式第九号の二第一の3.の表の改正規定(リスク・アセット等の項目に係る部分に限る。)、並びに同令別紙様式第十号第一の改正規定、同令別紙様式第十号の二第一の3.の表の改正規定(リスク・アセット等の項目に係る部分に限る。))は、平成二十七年三月三十一日

様式第十号の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、及び同令別紙様式第十号の二の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。))並びに次条第三項、附則第四条第三項、第五條第三項及び第九條第二項の規定 平成二十七年三月三十一日

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則(以下この条において「新協同組合による金融事業に関する法律施行規則」という。)、第七十條第二号ロ(3)並びに別紙様式第三号の表記載上の注意(12.を除く。)、別紙様式第七号の表記載上の注意(12.を除く。)、別紙様式第九号第三の表記載上の注意(12.を除く。)、別紙様式第九号の二第一の3.の表(リスク・アセット等の項目に係る部分を除く。)、及び第2(2.の表記載上の注意を除く。)、別紙様式第十号第三の表記載上の注意(12.を除く。))並びに別紙様式第十号の二第一の3.の表(リスク・アセット等の項目に係る部分を除く。))の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

2 新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第二号、別紙様式第三号の表記載上の注意(12.に限る。)、別紙様式第六号、別紙様式第七号の表記載上の注意(12.に限る。)、別紙様式第九号第二及び第三の表記載上の注意(12.に限る。)、別紙様式第九号の二第二の2.の表記載上の注意、別紙様式第十号第二の2.の表記載上の注意及び第3の表記載上の注意(12.に限る。))並びに別紙様式第十号の二第二の2.の表記載上の注意は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日以前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用することができる。

3 新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号第一、別紙様式第九号の二第一の3.の表(リスク・アセット等の項目に係る部分に限る。)、別紙様式第十号第一及び別紙様式第十号の二第一の3.の表(リスク・アセット等の項目に係る部分に限る。))は、平成

二十七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日以前に終了した事業年度に係る書類についてはなお従前の例による。

4 第一項の規定にかかわらず、新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第三号の表記載上の注意(12.を除く。)、別紙様式第七号の表記載上の注意(12.を除く。)、別紙様式第九号第三の表記載上の注意(12.を除く。)、別紙様式第十号第二の3.の表記載上の注意(12.を除く。))及び別紙様式第十号の二第二の3.(1)の表記載上の注意(6.の規定は、施行日前に開始する事業年度に係る書類について適用することができる。)

附則 (平成二十七年四月二十八日内閣府令第三十七号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。

附則 (平成二十七年五月二五日内閣府令第三十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月二十九日)から施行する。

附則 (平成二十七年九月四日内閣府令第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十八年三月一日内閣府令第九号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十八年三月一〇日内閣府令第一一号)

この府令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十八年三月二三日内閣府令第一三三号)

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中銀行法施行規則第十四

条の二第一項第一号ハの改正規定(一)に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。)、第二条中長期信用銀行法施行規則第十三条の二第一項第一号ハの改正規定(一)に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。)、第四条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三十三条第二項第三号の改正規定(一)に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。)、第五条の規定及び第六条中協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十二条第一項第一号ハの改正規定(一)に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「損失に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。))は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二十八年三月二九日内閣府令第一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十八年六月三〇日内閣府令第四六号)

この府令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年七月一日)から施行する。

附則 (平成二十八年九月一五日内閣府令第五九号)

この府令は、平成二十八年九月二十三日から施行する。

附則 (平成二十九年三月二三日内閣府令第六号)

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二十九年三月二四日内閣府令第八号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附則（平成二十九年一月三〇日内閣府令第五一号）

この府令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

附則（平成二十九年二月二七日内閣府令第五五号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、金融商品取引法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この府令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年五月三〇日内閣府令第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 施行日から改正法附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける第六条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下この条において「新協同組合金融事業法施行規則」という。）第四条、第一百十條の四及び第一百十條の八の規定の適用については、新協同組合金融事業法施行規則第四條第五項第二号の三中「以下」とあるのは「第一百十條の四第一項、第一百十條の七及び第一百十條の十一を除き、以下」と、新協同組合金融事業法施行規則第一百十條の四第一項中「同条第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者」とあるのは「信用協同組合電子決済等代行業者

（法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第一百十條の二に掲げる行為を除く。）を行う営業をいう。第一百十條の七及び第一百十條の十一において同じ。）を営む者」と、「第一百十條の十六」とあるのは「次項第一号、第一百十條の十六」と、「以下同じ」とあるのは「以下この項及び次条から第一百十條の十三までにおいて同じ」と、「第六条の五の二第二項各号」とあるのは「第六条の五の二第二項第一号」と、同条第二項第一号中「に對し」とあるのは「（法第六条の五の三第三項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいい、法第六条の五の九第六項の規定により信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者を含む。次条から第一百十條の十三までを除き、以下同じ。）に對し」と、新協同組合金融事業法施行規則第一百十條の八中「第六条の五の二第二項各号」とあるのは「第六条の五の二第二項第一号」とする。

（法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第一百十條の二に掲げる行為を除く。）を行う営業をいう。第一百十條の七及び第一百十條の十一において同じ。）を営む者」と、「第一百十條の十六」とあるのは「次項第一号、第一百十條の十六」と、「以下同じ」とあるのは「以下この項及び次条から第一百十條の十三までにおいて同じ」と、「第六条の五の二第二項各号」とあるのは「第六条の五の二第二項第一号」と、同条第二項第一号中「に對し」とあるのは「（法第六条の五の三第三項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいい、法第六条の五の九第六項の規定により信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者を含む。次条から第一百十條の十三までを除き、以下同じ。）に對し」と、新協同組合金融事業法施行規則第一百十條の八中「第六条の五の二第二項各号」とあるのは「第六条の五の二第二項第一号」とする。

附則（平成三〇年七月六日内閣府令第三五号）

この府令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

附則（平成三〇年八月一五日内閣府令第四〇号）

この府令は、平成三十年八月十六日から施行する。

附則（平成三一年三月一五日内閣府令第六号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、平成三十一年三月三十一日から施行する。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（次項において「新協同組合による金融事業に関する法律施行規則」という。）別紙様式第九号及び別紙様式第十号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十八号）第六条第一項において準用する銀行法第十九条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号の二及び別紙様式第十号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

附則（令和元年六月二四日内閣府令第一四号）

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年七月一二日内閣府令第二〇号）

この府令は、中小企業等の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

附則（令和元年九月一三日内閣府令第二九号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則表第一の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項の規定による説明書類をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

附則（令和元年一〇月一五日内閣府令第三四号）

（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年一〇月三〇日内閣府令第三八号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、銀行法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十一条

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六項の規定は、信用協同組合については、当分の間、適用しない。

附則（令和元年一月二日内閣府令第四一号）

この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

附則（令和二年一月二四日内閣府令第三号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、令和四年三月三十一日から施行する。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下この条において「新協同組合による金融事業に関する法律施行規則」という。）第六十九條第一項第五号ロ及びハの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六條第一項において準用する銀行法第二十一条第一項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第七十條第三号ロの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類（協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用する銀行法第二十一条第一項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第七十條第三号ロの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類（協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用する銀行法第二十一条第一項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第七十條第三号ロの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類（協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用する銀行法第二十一条第一項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第七十條第三号ロの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類（協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用する銀行法第二十一条第一項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第七十條第三号ロの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類（協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用する銀行法第二十一条第一項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第七十條第三号ロの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類（協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用する銀行法第二十一条第一項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第七十條第三号ロの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類（協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用する銀行法第二十一条第一項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第七十條第三号ロの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類（協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用する銀行法第二十一条第一項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第七十條第三号ロの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類（協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用する銀行法第二十一条第一項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第七十條第三号ロの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類（協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用する銀行法第二十一条第一項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第七十條第三号ロの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類（協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用する銀行法第二十一条第一項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第七十條第三号ロの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類（協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用する銀行法第二十一条第一項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第七十條第三号ロの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類（協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用する銀行法第二十一条第一項の規定による説明書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用する銀行法第十九條第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

5 新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号の二及び別紙様式第十号の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用する銀行法第十九條第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

附 則（令和二年三月三〇日内閣府令第三二二号）抄

第一条 この府令は、令和二年三月三十一日から施行する。

（協同組合に伴う経過措置）
 第四条 第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下この条において「新協同組合による金融事業に関する法律施行規則」という。）第二十三條の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る計算関係書類（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第二十條第一号に規定する計算関係書類をいう。以下この項及び次項において同じ。）についての監査報告については、施行日前に終了する事業年度に係る計算関係書類について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る計算関係書類については、なお従前の例による。

2 新協同組合による金融事業に関する法律施行規則第二十五條の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告については、なお従前の例による。

3 新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号及び別紙様式第十号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六條第一項において準用する銀行法第十九條第一項の規

定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

4 新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号の二及び別紙様式第十号の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用する銀行法第十九條第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

附 則（令和二年四月三日内閣府令第三五号）抄

第一条 この府令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）
 第九條 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和二年四月三〇日内閣府令第三九号）抄

（施行期日）
 第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（この府令の失効）
 2 この府令は、令和二年九月三十日限り、その効力を失う。

附 則（令和二年六月一九日内閣府令第四七号）抄

この府令は、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月十九日）から施行する。

附 則（令和二年九月三〇日内閣府令第六五号）抄

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年九月三〇日内閣府令第六六号）抄

この府令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化

（施行期日）
 第一条 この府令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化

に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

（経過措置）
 第二條 この府令の施行の際現に改正法第二條の規定による改正前の中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号。以下この条において「改正前中小強化法」という。）第十六條第一項に規定する認定を受けている会社（改正法附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前中小強化法第十六條第一項に規定する認定を受けた会社を含む。）については、なお従前の例による。

附 則（令和二年二月二七日内閣府令第七一号）抄

（施行期日）
 第一条 この命令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

附 則（令和二年二月二三日内閣府令第七五号）抄

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年二月三日内閣府令第五号）抄

（施行期日）
 第一条 この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

附 則（令和三年二月一五日内閣府令第六号）抄

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月二六日内閣府令第一三三号）抄

（施行期日）
 第一条 この府令は、令和三年三月三十一日から施行する。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）
 第七條 第六條の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下この条において「新協同組合による金融事業に関する法律施行規則」という。）別紙様式第二号記載上の注意1.（5）及び別紙様式第六号記載上の注意1.（5）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第五條に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係る貸借対照表（協同組合による金融事業に関する法律第五條の七第一項の規定による貸借対照表をいう。以下この項において同じ。）については、なお従前の例による。

5 新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号第二記載上の注意1.（5）及び別紙様式第十号第二記載上の注意1.（5）

下この条において同じ。）に係る貸借対照表（協同組合による金融事業に関する法律第五條の七第一項の規定による貸借対照表をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る貸借対照表については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表については、新協同組合による金融事業に関する法律施行規則の規定を適用することができる。

2 新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第二号記載上の注意1.（2）⑩及び別紙様式第六号記載上の注意1.（2）⑪の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る貸借対照表について適用し、同日前に開始する事業年度に係る貸借対照表については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表については、新協同組合による金融事業に関する法律施行規則の規定を適用することができる。

3 新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第二号記載上の注意1.（3）及び別紙様式第六号記載上の注意1.（3）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表について適用し、同日前に終了する事業年度に係る貸借対照表については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る貸借対照表については、新協同組合による金融事業に関する法律施行規則の規定を適用することができる。

4 新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第三号記載上の注意7. 及び別紙様式第七号記載上の注意7. の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る損益計算書（協同組合による金融事業に関する法律第五條の七第一項の規定による損益計算書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る損益計算書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る損益計算書については、新協同組合による金融事業に関する法律施行規則の規定を適用することができる。

5 新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号第二記載上の注意1.（5）及び別紙様式第十号第二記載上の注意1.（5）

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）
 第七條 第六條の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下この条において「新協同組合による金融事業に関する法律施行規則」という。）別紙様式第二号記載上の注意1.（5）及び別紙様式第六号記載上の注意1.（5）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第五條に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係る貸借対照表（協同組合による金融事業に関する法律第五條の七第一項の規定による貸借対照表をいう。以下この項において同じ。）については、なお従前の例による。

の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十九条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新協同組合による金融事業に関する法律施行規則の規定を適用することができる。

6 新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号第二記載上の注意1.(2)①及び同様式第三記載上の注意7.並びに別紙様式第十号第二記載上の注意1.(2)①及び同様式第十号第三記載上の注意7.の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新協同組合による金融事業に関する法律施行規則の規定を適用することができる。

7 新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号第二記載上の注意1.(3)及び別紙様式第十号第二記載上の注意1.(3)の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新協同組合による金融事業に関する法律施行規則の規定を適用することができる。

8 新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号第二2.記載上の注意1.(5)及び別紙様式第十号の第二2.記載上の注意1.(5)の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第十項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新協同組合による金融事業に関する法律施行規則の規定を適用することができる。

9 新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号の第二2.記載上の注意1.(2)①及び同様式第二3.記載上の注意1.並びに別紙様式第十号の第二2.記載上の注意1.(2)①、同様式第二3.(1)記載上の注意1.及び同様式第二3.(3)記載上の注意1.の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新協同組合による金融事業に関する法律施行規則の規定を適用することができる。

10 新協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第九号の第二2.記載上の注意1.(3)及び別紙様式第十号の第二2.記載上の注意1.(3)の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新協同組合による金融事業に関する法律施行規則の規定を適用することができる。

附則（令和三年六月二日閣府令第三六号）抄
この府令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附則（令和三年六月三日閣府令第四四号）抄
この府令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年八月二日閣府令第五四号）抄
この府令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年十一月一〇日閣府令第六九号）抄
この府令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。

附則（令和四年二月二五日閣府令第一〇号）抄
この府令は、公布の日から施行する。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第二十五条第二項及び第三項の規定は、令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る計算関係書類類についての会計監査報告について適用し、同日前に終了する事業年度に係る計算関係書類類についての会計監査報告については、なお従前の例による。

附則（令和四年三月二四日閣府令第一三三号）抄
この府令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年七月一五日内閣府令第四七号）抄
この府令は、令和四年七月十六日から施行する。

1 この府令は、令和四年七月十六日から施行する。（施行期日）

2 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和四年一〇月三一日閣府令第六一〇号）抄
この府令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

附則（令和五年五月二六日内閣府令第五〇号）抄
この府令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

附則（令和五年一二月二七日閣府令第八七号）抄
この府令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年一月三一日閣府令第七号）抄
この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

附則（令和六年三月二二日内閣府令第一九号）抄
この府令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会

形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第十三号及び別紙様式第十四号は、施行日以後に終了する事業年度に係る信用協同組合代理業に関する報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る信用協同組合代理業に関する報告書については、なお従前の例による。

附則（令和六年三月二七日内閣府令第二九号）抄
この府令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和六年三月二八日内閣府令第三一〇号）抄
この府令は、令和六年四月一日から施行する。（施行期日）

1 この府令は、令和六年四月一日から施行する。（施行期日）

附則（令和六年五月一七日内閣府令第五七号）抄
この府令は、令和六年五月十八日から施行する。

別表第一（第六十九号第一項第三号八関係）

項目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標	一 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。） 二 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支 三 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや 四 受取利息及び支払利息の増減 五 総資産経常利益率 六 総資産当期純利益率
預金に関する指標	一 流動性預金、定期性預金及び譲渡性預金その他の預金の平均残高 二 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高
貸出金等に関する	一 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

する指 標	二 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 三 担保の種類別（当信用協同組合等預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額 四 使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高 五 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 六 預貸率の期末値及び期中平均値	有価証券に関する指 標	一 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高 二 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式及び外国証券その他の証券の区分をいう。）の残存期間別の残高 三 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式及び外国証券その他の証券の区分をいう。）の平均残高 四 預証率の期末値及び期中平均値	信託業務に関する指 標（信託業務を営む場合に 限る。）	一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第八号の七の信託財産残高表（注記事項を含む。） 二 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の受託残高 三 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の種類別の受託残高 四 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高 五 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高 六 金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の残高 七 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高 八 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高
----------	--	----------------	--	-----------------------------------	---

九 使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高
十 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
十一 中小企業等（資本金三億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が三百人以下の会社又は個人をいう。ただし、卸売業にあつては資本金一億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、サービス業にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人を、小売業及び飲食店にあつては資本金五千万円以下若しくは常時使用する従業員が五十人以下の会社又は個人をいう。）に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
十二 金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分をいう。）の残高

別表第二一（第八十五条関係）

届出事項 商号、名称又は氏名（以下この表において「商号等」という。）の変更	記載事項 一 新商号等 二 旧商号等 三 変更年月日	添付書類 一 理由書 二 法人であるときは、変更後の定款（これに準ずるものを含む。）及び株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録（会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合には、当該場合に該当することを証する書面）
--	-------------------------------------	--

役員（役員が法人であるときは、その職務を行ふべき者を含む。）の氏名又は職名
一 変更があつた役員（役員が法人であるときは、その職務を行ふべき者を含む。）の氏名又は職名
二 就任又は退任年月日
一 理由書
二 法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。）
三 就任する役員（役員が法人であるときは、その職務を行ふべき者を含む。）に係る次に掲げる書面
イ 履歴書（就任する役員が法人であるときは、は、当該役員の出発を記載した書面）
ロ 住民票の抄本（就任する役員が法人であるときは、当該役員の出発を記載した書面）又はこれに代わる書面
ハ 旧氏及び名を、氏名に併せて第八十五条の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
ニ 第八十三条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることが誓約する書面

信用協同組合代理業を行う営業所又は事務所（以下この表において「営業所等」という。）の設置	一 設置した営業所等の名称 二 所在地 三 設置した営業所等で行う信用協同組合代理業の業務の内容（所属信用協同組合の商号を含む。） 四 事業開始年月日 五 業務取扱時間及び休日	一 理由書 二 設置した営業所等の組織及び人員配置を記載した書面 三 設置した営業所等の付近見取図（近隣に所属信用協同組合がある場合には、その距離を記載したもの。） 四 設置した営業所等の間取図（防犯カメラ、警備状況等の整備状況の記載を含む。） 五 顧客情報管理体制及び顧客の財産と信用協同組合代理業者の財産との分別管理体制を記載した書面
営業所等の所在地の変更	一 名称及び変更前の所在地 二 変更後の所在地 三 変更年月日 四 営業時間及び休日	理由書
営業所等の名称の変更	一 変更前の名称及び所在地 二 変更後の名称 三 変更年月日	理由書
営業所等の廃止	一 廃止した営業所等の名称及び所在地 二 廃止年月日	一 理由書 二 廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。） 三 廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管

所属信用協同組合の変更	<p>一 新たに所属信用協同組合から委託を受けることとなった場合</p> <p>イ 当該所属信用協同組合の名称</p> <p>ロ 当該委託を受けて信用協同組合代理業を行う営業所等の名称及び所在地</p> <p>ハ 当該営業所等で行う信用協同組合代理業の業務の内容</p> <p>ニ 当該委託を受けた業務を開始する年月日</p> <p>二 新たに信用協同組合代理業再委託者から再委託を受けることとなった場合</p> <p>イ 所属信用協同組合の名称</p> <p>ロ 当該信用協同組合代理業再委託者の商号等</p> <p>ハ 当該再委託を受けて信用協同組合代理業を行う営業所等の名称及び所在地</p> <p>ニ 当該営業所等で行う信用協同組合代理業の業務の内容</p> <p>ホ 当該再委託を受けた業務を開始する年月日</p> <p>三 所属信用協同組合から委託を受けなくなった場合</p>	<p>理の取扱い等を含む。</p> <p>一 理由書</p> <p>二 新たに所属信用協同組合から委託を受けることとなった場合には、当該委託契約書の写し</p> <p>三 新たに信用協同組合代理業再委託者から再委託を受けることとなった場合には、当該再委託に係る委託契約書の写し</p> <p>四 所属信用協同組合から委託を受けなくなった場合</p> <p>イ 業務廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p> <p>ロ 業務廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p>
-------------	--	---

<p>他に営む業務の種類の変更</p> <p>信用協同組合代理業者である個人又は信用協同組合代理業者である法人の役員が常務に従</p>	<p>イ 当該所属信用協同組合の商号</p> <p>ロ 当該所属信用協同組合のために信用協同組合代理業の業務を行っている営業所等の名称及び所在地</p> <p>ハ 業務を廃止した年月日</p> <p>四 信用協同組合代理業再委託者からの再委託を受けなくなった場合</p> <p>イ 所属信用協同組合の商号</p> <p>ロ 当該所属信用協同組合のために信用協同組合代理業の業務を行っている営業所等の名称及び所在地</p> <p>ハ 当該信用協同組合代理業再委託者の商号等</p> <p>ニ 業務を廃止した年月日</p>	<p>一 理由書</p> <p>二 業務を開始する場合には、当該業務の内容及び方法を記載した書面</p>
---	---	--

<p>事する他の法人の変更</p> <p>信用協同組合代理業者である個人又は信用協同組合代理業者である法人の役員が常務に従</p>	<p>ハ 業務の種類</p> <p>ニ 信用協同組合代理業者が法人である場合は、新たに常務に従事することとなった役員の名</p> <p>二 他の法人の常務に従事しないこととなった場合</p> <p>イ 当該他の法人の商号又は名称</p> <p>ロ 当該他の法人の主たる営業所等の所在地</p> <p>ハ 信用協同組合代理業者が法人である場合は、当該他の法人の常務に従事しないこととなった役員の名</p> <p>三 現在常務に従事している他の法人の商号又は名称、主たる営業所等の所在地及び業務の内容に変更があった場合には、当該変更の内容</p> <p>四 変更年月日</p>	<p>理由書</p>
---	--	------------

<p>人等の子法人等の変更</p> <p>信用協同組合代理業者である法人の子法人等又は信用協同組合代理業者である法人の子法人等</p>	<p>一 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該信用協同組合代理業者である法人を除く。）の名称</p> <p>二 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該信用協同組合代理業者である法人を除く。）の商号</p> <p>三 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該信用協同組合代理業者である法人を除く。）の代表者の氏名又は名称</p> <p>四 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該信用協同組合代理業者である法人を除く。）の業務の内容</p> <p>五 変更年月日</p>	<p>理由書</p>
---	---	------------

信用協同組合代理業者である法人の役員が営んでいる事業の変更	一 新たに事業を行う場合には、当該事業の種類	理由書
	二 事業を廃止した場合には、廃止した事業の種類	
信用協同組合代理業者の業務内容及び方法の変更	一 変更後の信用協同組合代理業者の業務内容及び方法を記載した書面 二 変更後の信用協同組合代理業者の業務内容及び方法を記載した書面の変更箇所の新旧対照表	理由書

別表第三(第百七条関係)

信用協同組合代理業者である個人が死亡したとき	一 理由書 二 法人であるときは、信用協同組合代理業者を廃止することを決定した株主総会(これに準ずる機関を含む。)の議事録 三 廃業までの日程を記載した書面(顧客情報管理の取扱い等を含む。)	信用協同組合代理業者である個人が死亡したとき
信用協同組合代理業者である個人が死亡したとき	一 理由書 二 譲渡契約の内容を記載した書面 三 法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)	信用協同組合代理業者である個人が死亡したとき

信用協同組合代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき	一 理由書 二 清算人に係る登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)	信用協同組合代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき
信用協同組合代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき	一 理由書 二 清算人に係る登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)	信用協同組合代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき

信用協同組合代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき	一 理由書 二 清算人に係る登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)	信用協同組合代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき
信用協同組合代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき	一 理由書 二 清算人に係る登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)	信用協同組合代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき

別表第三の二(第百九条の十三第二項関係)

信用協同組合代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき	一 理由書 二 清算人に係る登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)	信用協同組合代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき
信用協同組合代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき	一 理由書 二 清算人に係る登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)	信用協同組合代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき

別表第三の三（第九九条の十三第四項関係）			別表第四（第二十條の二十二第二項関係）		
届出事項 商号及び住所の変更	記載事項 一 変更後の商号及び住所 二 変更前の商号及び住所 三 変更年月日	添付書類 変更に係る事項を記載した登記事項証明書（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。） 理由書	二 廃止年月日	一 変更前の名称又は所在地 二 変更後の名称又は所在地 三 変更年月日	一 委託信用協同組合の名称 二 当該委託信用協同組合のために信用業務等取扱業の業務を行っていた営業所の名称及び所在地 三 業務を廃止した年月日
資本金の額の変更 一 変更前の資本金の額 二 変更後の資本金の額 三 変更年月日	一 変更前の名称及び所在地 二 変更後の名称及び所在地 三 変更年月日	理由書	一 変更があった役員（銀行法第五十二条の六十の四第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の変更	一 変更前の名称及び所在地 二 変更後の名称及び所在地 三 変更年月日	一 理由書 二 業務廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。） 三 業務廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
信用協同組合電子決済等取扱業を行う営業所（以下この表において「営業所」という。）の名称の変更	一 設置した営業所の名称 二 所在地 三 設置した営業所で行う信用協同組合電子決済等取扱業に係る業務の内容 四 事業開始年月日		一 法人の登記事項証明書 二 就任する役員に係る次に掲げる書面 イ 履歴書（就任する役員が法人であるときは、当該役員の前職を記載した書面） ロ 住民票の抄本（就任する役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書の写りを併せて第九九条の十三第二項の届出書において、口述に掲げる書面に当該旧氏及び名を、氏名に併せて第九九条の十三第二項の届出書において、口述に掲げる書面に当該旧氏及び名を証するものがないときは、当該旧氏及び名を証する書面	一 変更前の名称及び所在地 二 変更後の名称及び所在地 三 変更年月日	一 理由書 二 業務廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。） 三 業務廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
営業所の所在地の変更	一 名称及び変更前の所在地 二 変更後の所在地 三 変更年月日		一 変更前の名称及び所在地 二 変更後の名称及び所在地 三 変更年月日	一 変更前の名称及び所在地 二 変更後の名称及び所在地 三 変更年月日	一 理由書 二 業務廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。） 三 業務廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
営業所の廃止及び所在地	一 廃止した営業所の名称及び所在地		一 変更前の名称及び所在地 二 変更後の名称及び所在地 三 変更年月日	一 変更前の名称及び所在地 二 変更後の名称及び所在地 三 変更年月日	一 理由書 二 業務廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。） 三 業務廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

二 銀行法第五十二條の六十の六第一項第九号イからホまでのいづれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

一 主要株主（第九九条の八第一項第二号に規定する主要株主をいう。以下この表において同じ。）の氏名、商号又は名称の変更年月日

一 変更前の主要株主の氏名、商号又は名称
二 変更後の主要株主の氏名、商号又は名称

一 変更後の顧客からの苦情又は相談に不応の営業所の所在地又は連絡先
二 変更年月日

一 変更前の主要株主の氏名、商号又は名称
二 変更前の主要株主の氏名、商号又は名称

一 変更前の顧客からの苦情又は相談に不応の営業所の所在地又は連絡先
二 変更年月日

別表第四（第二十條の二十二第二項関係）

届出事項
商号、名称又は氏名（以下この表において「商号等」という。）の変更

記載事項
一 新商号
二 旧商号
三 変更年月日

添付書類
法人であるときは、変更に係る事項を記載した登記事項証明書（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。）

<p>役員（銀行法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の変更</p>	<p>日本における代理人の商号等の変更（信用協同組合電子決済等代行者が外国に住所を有する個人である場合に限る。）</p>	<p>一 新商号 二 旧商号 三 変更年月日</p>
<p>一 変更があった役員 二 就任及び退任年月日</p>	<p>一 変更前の日本における代理人の商号等 二 変更後の日本における代理人の商号等 三 変更年月日</p>	<p>一 理由書 二 変更後の日本における代理人の住民票の抄本（当該日本における代理人が法人であるときは、当該日本における代理人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面</p>
<p>下この表において同じ。） 日本における代理人が法人であるときは、変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面、日本における代理人が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面</p>		

<p>信用協同組合電子決済等代行者を営む営業所又は事務所（以下この表において「営業所等」という。）の設置</p>	<p>一 名称及び変更前の所在地 二 変更後の所在地 三 変更年月日</p>	<p>一 設置した営業所等の名称 二 所在地 三 設置した営業所等で営む信用協同組合電子決済等代行者に係る業務の内容 四 営業開始年月日</p>	<p>十二第一項の届出書に記載した場合において、口に掲げる書面が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面を証する書面 二 銀行法第五十二條の六十一の五第一項第二号ロ（一）から（六）までのいずれにも該当しない者であることと当該役員が誓約する書面</p>
<p>営業所等の名称の変更</p>	<p>一 変更前の名称及び所在地 二 変更後の名称 三 変更年月日</p>	<p>一 変更前の名称 二 変更後の名称 三 変更年月日</p>	<p>十二第一項の届出書に記載した場合において、口に掲げる書面が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面を証する書面 二 銀行法第五十二條の六十一の五第一項第二号ロ（一）から（六）までのいずれにも該当しない者であることと当該役員が誓約する書面</p>

<p>認定信用協同組合電子決済等代行者協会の加入</p>	<p>一 加入した認定信用協同組合電子決済等代行者協会の名称 二 加入年月日</p>	<p>一 変更前の利用者からの苦情又は相談に必ずしも営業所の所在地又は連絡先の変更</p>	<p>一 廃止した営業所等の名称及び所在地 二 廃止年月日</p>
<p>認定信用協同組合電子決済等代行者協会の加入</p>	<p>一 加入した認定信用協同組合電子決済等代行者協会の名称 二 加入年月日</p>	<p>一 変更前の利用者からの苦情又は相談に必ずしも営業所の所在地又は連絡先の変更</p>	<p>一 変更前の主たる営業所の名称又は所在地 二 変更後の主たる営業所の名称 三 変更年月日</p>
<p>変更に係る事項を記載した登記事項証明書</p>			

<p>認定信用協同組合電子決済等代行者協会の脱退</p>	<p>一 脱退した認定信用協同組合電子決済等代行者協会の名称 二 脱退年月日</p>
<p>委託に係る業務の内容又は委託先の変更</p>	<p>一 変更の内容 二 変更年月日</p>
<p>認定信用協同組合電子決済等代行者協会から脱退した事実を確認することができる書面</p>	

別紙様式第1号(第15条関係)
 事 業 年 度 (年 月 日 から 年 月 日 まで)
 事 業 年 度 (年 月 日 から 年 月 日 まで)
 年 月 日 発行 住 居
 株式会社 住 居
 理事長 氏名

1. 事業の概要
 (1) 事業の種類
 事業内容、業績、事業の進捗及び経営組合が所有する資産の増減に
 関し、各年度の事業進捗報告書に記載すること。事業の種類は、その事業の
 (2) 事業の進捗状況

年 次	目 的	進 捗	備 考

(説明上の留意)
 1. 目的達成、進捗、収支等の進捗報告は、毎年作成し提出すること。2.
 必要に応じて、事業の種類等に関する説明を添付すること。3.
 4. 該事業年度の事業進捗報告書に記載すること。5. 該事業年度の事業
 概要及び目的達成に関する説明添付書に提出する添付書類は、以下4.に
 以下4.に提出し、目的達成報告書に添付すること。6. 目的達成報告書に、以
 下4.に提出し、又は添付書類の添付義務を履行する添付書類を、以

以下4.に提出し、を行ふこと。ただし、当該事業年度の事業進捗報告書
 中に添付書類がないこと、該事業年度の目的達成報告書に添付書類を提出し
 ないこと、
 5. 目的達成、目的達成の達成又は目的達成を行なつた場合には、その旨を
 添付書類に記載すること。
 6. 上記4.に提出し、添付書類を提出する旨を添付書類に記載し、目的達成報告書に、その
 旨及び目的達成の達成状況に記載すること。7. 添付書類を提出し、以
 下4.に提出し、又は添付書類の添付義務を履行する添付書類を、以

2. 目的達成状況
 (1) 目的達成状況

年 次	目 的	進 捗	備 考

(2) 目的達成状況(主要事項別)

年 次	目 的	進 捗	備 考

(説明上の留意)
 1. 目的達成、進捗、収支等の進捗報告は、毎年作成し提出すること。2.
 必要に応じて、事業の種類等に関する説明を添付すること。3.
 4. 該事業年度の事業進捗報告書に記載すること。5. 該事業年度の事業
 概要及び目的達成に関する説明添付書に提出する添付書類は、以下4.に
 以下4.に提出し、目的達成報告書に添付すること。6. 目的達成報告書に、以
 下4.に提出し、又は添付書類の添付義務を履行する添付書類を、以

年 次	目 的	進 捗	備 考

(1) 事業年度の進捗状況(主要事項別)

年 次	目 的	進 捗	備 考

(説明上の留意)
 1. 目的達成、進捗、収支等の進捗報告は、毎年作成し提出すること。2.
 必要に応じて、事業の種類等に関する説明を添付すること。3.
 4. 該事業年度の事業進捗報告書に記載すること。5. 該事業年度の事業
 概要及び目的達成に関する説明添付書に提出する添付書類は、以下4.に
 以下4.に提出し、目的達成報告書に添付すること。6. 目的達成報告書に、以
 下4.に提出し、又は添付書類の添付義務を履行する添付書類を、以

(2) 目的達成状況

年 次	目 的	進 捗	備 考

(3) 事業年度の進捗状況(主要事項別)

年 次	目 的	進 捗	備 考

(説明上の留意)
 1. 目的達成、進捗、収支等の進捗報告は、毎年作成し提出すること。2.
 必要に応じて、事業の種類等に関する説明を添付すること。3.
 4. 該事業年度の事業進捗報告書に記載すること。5. 該事業年度の事業
 概要及び目的達成に関する説明添付書に提出する添付書類は、以下4.に
 以下4.に提出し、目的達成報告書に添付すること。6. 目的達成報告書に、以
 下4.に提出し、又は添付書類の添付義務を履行する添付書類を、以

年 次	目 的	進 捗	備 考

(説明上の留意)
 1. 目的達成、進捗、収支等の進捗報告は、毎年作成し提出すること。2.
 必要に応じて、事業の種類等に関する説明を添付すること。3.
 4. 該事業年度の事業進捗報告書に記載すること。5. 該事業年度の事業
 概要及び目的達成に関する説明添付書に提出する添付書類は、以下4.に
 以下4.に提出し、目的達成報告書に添付すること。6. 目的達成報告書に、以
 下4.に提出し、又は添付書類の添付義務を履行する添付書類を、以

(1) 目的達成状況(主要事項別)

年 次	目 的	進 捗	備 考

(2) 目的達成状況(主要事項別)

年 次	目 的	進 捗	備 考

(説明上の留意)
 1. 目的達成、進捗、収支等の進捗報告は、毎年作成し提出すること。2.
 必要に応じて、事業の種類等に関する説明を添付すること。3.
 4. 該事業年度の事業進捗報告書に記載すること。5. 該事業年度の事業
 概要及び目的達成に関する説明添付書に提出する添付書類は、以下4.に
 以下4.に提出し、目的達成報告書に添付すること。6. 目的達成報告書に、以
 下4.に提出し、又は添付書類の添付義務を履行する添付書類を、以

別紙様式第6号(第15条関係)

Table with 5 columns: 項目, 業種又は種別, 業種又は種別, 業種又は種別, 業種又は種別. Includes a section for '関係上の内容'.

別紙様式第6号(第15条関係)
関係上の内容
有価証券報告書作成に必要とする関係事項の明細を記載する欄に記述すること。

Table with 5 columns: 項目, 業種又は種別, 業種又は種別, 業種又は種別, 業種又は種別. Includes a section for '関係上の内容'.

別紙様式第6号(第15条関係)
関係上の内容
1. 関係事項による金融取引に関する関係事項の明細を記載する欄に記述すること。
2. 重要な関係事項の明細を記載する欄に記述すること。
3. 重要な関係事項の明細を記載する欄に記述すること。
4. その他
5. その他
6. その他

別紙様式第6号(第15条関係)

Table with 5 columns: 項目, 業種又は種別, 業種又は種別, 業種又は種別, 業種又は種別. Includes a section for '関係上の内容'.

Table with 5 columns: 項目, 業種又は種別, 業種又は種別, 業種又は種別, 業種又は種別. Includes a section for '関係上の内容'.

Table with 5 columns: 項目, 業種又は種別, 業種又は種別, 業種又は種別, 業種又は種別. Includes a section for '関係上の内容'.

別紙様式第6号(第15条関係)
関係上の内容
1. 関係事項による金融取引に関する関係事項の明細を記載する欄に記述すること。
2. 重要な関係事項の明細を記載する欄に記述すること。
3. 重要な関係事項の明細を記載する欄に記述すること。
4. その他
5. その他
6. その他

3. その他
(記載上の注意)
その他必要な事項は、その項目を掲げ記載すること。

別紙様式第9号(第68条第1項関係) (日本商法第68条)

第 報 告 書
 第 報 告 書
 第 () 号
 () 年 月 日 止
 第 () 号
 () 年 月 日 止

第 () 号
 () 年 月 日 から () 年 月 日 までの事業の成績とその他を
 報告します。

目 次

第1 事業報告書

1. 事業の概況
2. 総会、取締役及び監事の選任等
3. 取締役の概況
4. 取締役
5. 役員及び専任役員等
6. 取締役職に関する報告及びその執行
7. 役員報酬等
8. 監事
9. 有利債権管理
10. 役員及び専任役員
11. 役員及び専任役員
12. 役員報酬等
13. 取締役
14. 役員報酬等
15. 役員及び専任役員

第2 貸借対照表

第3 損益計算書

第4 剰余金処分計算書

第5 損失金処分計算書

(記載上の注意)

1. 貸借対照表の構成及び損益計算書の構成による貸借対照表並びに企業等別損益計算書の構成は、各該項に規定した各科目の並び及び科目を記載して開示することについては、これらの事項に記載した用語は必ずしもこれを意味するものではなく、同様の用語を使用して記載することとなる。
2. 貸借対照表の構成及び損益計算書の構成は、本支店別記載された数字を記載することとする。
3. 貸借対照表の構成に記載する金額、計算書は、各項目の数字を決定した科目に記載するものとし、損益計算書の構成に記載する金額、計算書は、各項目の数字を決定した科目に記載するものとする。
4. 貸借対照表に記載する構成は、他業種では、令状記載以下が標準として記載することとする。
5. 貸借対照表の構成、第2 貸借対照表、第3 損益計算書、第4 剰余金処分計算書、第5 損失金処分計算書に記載する事項は、第3 損失金処分計算書の構成に従って記載することとする。

第 報 告 書
 第 報 告 書
 第 () 号
 () 年 月 日 止
 () 年 月 日 止

1. 事業の概況 (取締役会)

(記載上の注意)

第1 取締役の概況

第2 取締役

氏名	職名	経歴	任期	報酬

(記載上の注意)

第1 取締役の概況

第2 取締役

氏名	職名	経歴	任期	報酬

(記載上の注意)

1. 貸借対照表の構成及び損益計算書の構成による貸借対照表並びに企業等別損益計算書の構成は、各該項に規定した各科目の並び及び科目を記載して開示することについては、これらの事項に記載した用語は必ずしもこれを意味するものではなく、同様の用語を使用して記載することとなる。
2. 貸借対照表の構成及び損益計算書の構成は、本支店別記載された数字を記載することとする。
3. 貸借対照表の構成に記載する金額、計算書は、各項目の数字を決定した科目に記載するものとし、損益計算書の構成に記載する金額、計算書は、各項目の数字を決定した科目に記載するものとする。

4. 参加者の割合

区 分	人数	割合 (%)
合計		
男子		
女子		

5. 参加者の職業別内訳

職業	人数	割合 (%)
専業主婦		
パート・アルバイト		
無職		
学生		
会社員		
公務員		
自営業者		
その他		

6. 参加者の年齢別内訳

年齢	人数	割合 (%)
20代		
30代		
40代		
50代		
60代		
70代		
合計		

7. 参加者の教育レベル

教育レベル	人数	割合 (%)
小学校		
中学校		
高等学校		
大学		
大学院		
合計		

8. 参加者の収入別内訳

収入範囲	人数	割合 (%)
10万円未満		
10万円～19万円		
20万円～29万円		
30万円～39万円		
40万円～49万円		
50万円～59万円		
60万円～69万円		
70万円～79万円		
80万円～89万円		
90万円～99万円		
100万円以上		
合計		

9. 参加者の居住形態

居住形態	人数	割合 (%)
独居		
一人暮らし		
二人暮らし		
家族世帯		
その他		

10. 参加者の就業状況

就業状況	人数	割合 (%)
専業主婦		
パート・アルバイト		
無職		
学生		
会社員		
公務員		
自営業者		
その他		

「注意のうち適用規定」	1	2	3	4
特記事項				
注釈				
注釈				
注釈				
注釈				

(注)以上の注記:
 1. 「貸付金」欄には、各年度の合計額を記載するものとする。ただし、形式については、取得年度の合計額を「取得年度」欄に記載すること。
 2. 当該貸付金に、信用、保証、保証金やその他の担保を受ける態様を記載すること。
 3. 「貸付金未回収高」欄には担保等として他の金融機関等に差し入れている有価証券を算出した後の当該貸付金を記載すること。

9. 保証金

9.1 保証金内訳

保証の種類	借入金額	借入金	保証金	貸付金	貸付
1. 貸付金					
2. 借入金					
3. 借入金					

保証の種類	借入金額	借入金	保証金	貸付金	貸付
1. 貸付金					
2. 借入金					
3. 借入金					

1. 貸付金					
--------	--	--	--	--	--

(注)以上の注記:
 「うち貸付金」欄には、金融機関に対する貸付及びその担保額を記載すること。

■ 親会社以外の者に対する資金の貸付け

金額別	合第14条第1項第1号に該当するもの	合第14条第1項第2号に該当するもの	合第14条第1項第3号に該当するもの	合第14条第1項第4号に該当するもの	合第14条第1項第5号に該当するもの	合第14条第1項第6号に該当するもの	合第14条第1項第7号に該当するもの	合第14条第1項第8号に該当するもの	合第14条第1項第9号に該当するもの
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数
30万円未満									
30万円以上									
50万円未満									
50万円以上									
100万円未満									
100万円以上									
300万円未満									
300万円以上									
500万円未満									
500万円以上									
1,000万円未満									
1,000万円以上									
3,000万円未満									
3,000万円以上									
5,000万円未満									
5,000万円以上									

5,000万円以上													
1億円未満													
1億円以上													
3億円未満													
3億円以上													
5億円未満													
5億円以上													
8億円未満													
8億円以上													
10億円未満													
10億円以上													
15億円未満													
15億円以上													
合計													

(注) 1. 「貸」とは、中小企業等協同組合法施行令をいう。
 2. 協同組合による金融事業に関する法律第3条第1項第4号に規定する業務の種類又は方法を変更した場合には、「うち同条第2項に於いて認められるもの」欄に記載すること。

12. 借入金内訳

種別	借入額	返済額	借入金残高
短期借入金			
中期借入金			
長期借入金			
借入金総額			

- 借入金の内訳
1. 7年以内返済：欄には、借入金期間に対する返済計画及び返済の進捗を明記して記載すること。
 2. 7年以内返済に超過以上の借入金がある場合は、この欄に記載している借入期間の繰上返済計画に従って、利率の引上げを要受として発生するものとする。

13. 有価証券取得

種別	取得額	売却額	取得残高	期末保有残高
株券				
債権				
その他				
計				

- 借入金の内訳
1. 上記の有価証券と買付簿の記載の取得額の内訳については、欄内に次のとおり記載すること。
 ① 上記の有価証券と買付簿の記載の取得額の内訳
 事業用土地 取得済
 事業用建物 取得済
 ② 当期に「売却」した額及び「その他」の有価証券取得の繰上返済と上記の場合には、当該繰上返済について、欄内に次のとおり記載すること。
 種別 上記及びその他の有価証券取得に係る繰上返済の合計額
 事業用 取得済
 事業用建物 取得済
 2. 買付簿に表示される各科目の金額に7年以内返済を要している場合、本表における各科目に金額を発生する際には、当該金額を発生するものとする。

11. 預金及び定期預金
1. 預金等内訳表

預金種別	個人				法人				合計
	現金	定期	通知	その他	現金	定期	通知	その他	
現金									
定期									
通知									
その他									
計									

11. 借入金内訳表
2. 借入金内訳表

借入金種別	個人				法人				合計
	現金	定期	通知	その他	現金	定期	通知	その他	
現金									
定期									
通知									
その他									
計									

- 借入金の内訳
1. 7年以内返済：欄には、借入金期間に対する返済計画及び返済の進捗を明記して記載すること。
 2. 7年以内返済に超過以上の借入金がある場合は、この欄に記載している借入期間の繰上返済計画に従って、利率の引上げを要受として発生するものとする。

13. 有価証券取得

種別	取得額	売却額	取得残高	期末保有残高
株券				
債権				
その他				
計				

- 借入金の内訳
1. 上記の有価証券と買付簿の記載の取得額の内訳については、欄内に次のとおり記載すること。
 ① 上記の有価証券と買付簿の記載の取得額の内訳
 事業用土地 取得済
 事業用建物 取得済
 ② 当期に「売却」した額及び「その他」の有価証券取得の繰上返済と上記の場合には、当該繰上返済について、欄内に次のとおり記載すること。
 種別 上記及びその他の有価証券取得に係る繰上返済の合計額
 事業用 取得済
 事業用建物 取得済
 2. 買付簿に表示される各科目の金額に7年以内返済を要している場合、本表における各科目に金額を発生する際には、当該金額を発生するものとする。

14. 貸倒引当金

種別	貸倒引当金	貸倒引当金	貸倒引当金	貸倒引当金
貸倒引当金				
貸倒引当金				
貸倒引当金				
計				

- 借入金の内訳
1. 借入金：当該借入金の貸倒引当金内訳に区分して記載し、科目ごとに合計を付すこと。
 2. 有価証券：当該有価証券の取得額を「金額」欄に記載し、利率を明記して記載すること。

15. 借入金内訳表

借入金種別	個人				法人				合計
	現金	定期	通知	その他	現金	定期	通知	その他	
現金									
定期									
通知									
その他									
計									

- 借入金の内訳
1. 借入金：当該借入金の貸倒引当金内訳に区分して記載し、科目ごとに合計を付すこと。
 2. 有価証券：当該有価証券の取得額を「金額」欄に記載し、利率を明記して記載すること。

15. 連結自己資本比率
当期末現在

項目	連結自己資本比率		前年度末現在	
	連結自己資本比率	前年度末現在	連結自己資本比率	前年度末現在
① 連結自己資本				
② 連結負債				
③ 連結自己資本比率				

項目	連結自己資本比率		前年度末現在	
	連結自己資本比率	前年度末現在	連結自己資本比率	前年度末現在
① 連結自己資本				
② 連結負債				
③ 連結自己資本比率				

項目	連結自己資本比率		前年度末現在	
	連結自己資本比率	前年度末現在	連結自己資本比率	前年度末現在
① 連結自己資本				
② 連結負債				
③ 連結自己資本比率				

項目	金額	比率
① 連結自己資本		
② 連結負債		
③ 連結自己資本比率		

項目	金額	比率
① 連結自己資本		
② 連結負債		
③ 連結自己資本比率		

5. 事務所等
当座金残高

Table with 8 columns: 科目, 所在地, 支店名, 支店長, 支店員数, 投資元金, 支店開設日, 支店閉鎖日. Includes rows for 支店, 支店, 支店, 支店, 支店.

- (注) 1. 支店開設日とは開業日
2. 支店閉鎖日とは廃業日
3. 支店開設日及び支店閉鎖日は支店長が署名する

(仮議上の内容)

- 1. 当座金残高の増減について認許した事項については、現在事務所を開設し土地に建設する旨を認許したと認むる旨を記載し、認許後は当該事務所の新設を旨とする旨の承認を受けること。
2. 『事務所増設費』欄には、事務所の増設に要する費用(建設費、運搬費等)を旨として記載すること。
3. 『事務所増設費』欄には、土地、建物等に建設費及び運搬費又は自己所有の物件を建設すること。
4. 事務所増設費の増減、事務所増設費の増減及び事務所増設費の増減は、事務所増設費の増減を旨とする旨の承認を受けること。
5. 事務所増設費の増減は、事務所増設費の増減を旨とする旨の承認を受けること。
6. 事務所増設費の増減は、事務所増設費の増減を旨とする旨の承認を受けること。

Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額. Includes rows for 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費.

- (注) 1. 事務所増設費とは、事務所増設費、事務所増設費、事務所増設費及び事務所増設費の増減に該当して記載し、科目ごとに合計を付すこと。
2. 事務所増設費

Table with 4 columns: 種別, 種別, 種別, 種別. Includes rows for 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費.

Table with 4 columns: 種別, 種別, 種別, 種別. Includes rows for 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費.

- (注) 1. 『事務所増設費』欄には、事務所増設費を記載するものとする。ただし、株式については、取得価額の合計額を『事務所増設費』欄に記載すること。
2. 土地の取得については、取得、売却、貸付、買戻し等の事実を記載すること。
3. 『事務所増設費』欄には、事務所増設費の増減を旨とする旨の承認を受けること。
4. 事務所増設費の増減は、事務所増設費の増減を旨とする旨の承認を受けること。

Table with 2 columns: 科目, 金額. Includes rows for 事務所増設費, 事務所増設費.

Table with 8 columns: 科目, 科目, 科目, 科目, 科目, 科目, 科目, 科目. Includes rows for 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費.

- (注) 1. 土地、建物、事務所増設費、事務所増設費及び事務所増設費については、取得、売却、貸付等について当該事実を記載すること。
2. 『事務所増設費』欄には、事務所増設費の増減を旨とする旨の承認を受けること。

Table with 4 columns: 金額, 金額, 金額, 金額. Includes rows for 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費.

- (注) 1. 『事務所増設費』欄には、事務所増設費の増減を旨とする旨の承認を受けること。
2. 『事務所増設費』欄には、事務所増設費の増減を旨とする旨の承認を受けること。

Table with 4 columns: 金額, 金額, 金額, 金額. Includes rows for 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費.

Table with 4 columns: 金額, 金額, 金額, 金額. Includes rows for 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費.

- (注) 1. 『事務所増設費』欄には、事務所増設費の増減を旨とする旨の承認を受けること。
2. 『事務所増設費』欄には、事務所増設費の増減を旨とする旨の承認を受けること。

Table with 4 columns: 金額, 金額, 金額, 金額. Includes rows for 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費.

- (注) 1. 『事務所増設費』欄には、事務所増設費の増減を旨とする旨の承認を受けること。
2. 『事務所増設費』欄には、事務所増設費の増減を旨とする旨の承認を受けること。

Table with 4 columns: 金額, 金額, 金額, 金額. Includes rows for 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費, 事務所増設費.

- (注) 1. 土地の取得については、取得、売却、貸付等の事実を記載すること。土地の取得については、取得、売却、貸付等の事実を記載すること。

8. 当期に「建物」・「土地」及び「その他の有形固定資産」の減価償却を計上した場合は、当該減価償却額について、償却に充てられず累積するもの、建物、土地及びその他の有形固定資産に係る減価償却累計額

9. 貸借対照表における各科目の金額に「－」の符号を付して計上している場合、本表に計上する科目に金額を計上するに際しては、同額に「－」を付すものとする。

11. 貸借対照表

12. 貸借対照表

科目	期末					期末
	借	貸	借	貸	計	
現金						
預金						
債権						
固定資産						
負債						
純資産						
合計						

科目	期末					期末
	借	貸	借	貸	計	
現金						
預金						
債権						
固定資産						
負債						
純資産						
合計						

科目	期末
現金	
預金	
債権	
固定資産	
負債	
純資産	
合計	

科目	期末					期末
	借	貸	借	貸	計	
現金						
預金						
債権						
固定資産						
負債						
純資産						
合計						

13. 貸借対照表

科目	期末
現金	
預金	
債権	
固定資産	
負債	
純資産	
合計	

14. 貸借対照表

科目	期末
現金	
預金	
債権	
固定資産	
負債	
純資産	
合計	

15. 貸借対照表

科目	期末
現金	
預金	
債権	
固定資産	
負債	
純資産	
合計	

16. 貸借対照表

科目	期末
現金	
預金	
債権	
固定資産	
負債	
純資産	
合計	

17. 貸借対照表

科目	期末
現金	
預金	
債権	
固定資産	
負債	
純資産	
合計	

科目	期末
現金	
預金	
債権	
固定資産	
負債	
純資産	
合計	

5. (特 別 株 主) 継続キヤッシュ・フロー計算書

(継続的に公表する場合は) (単位: 百万円)

Table with 2 columns: 種別 (Category) and 額 (Amount). Rows include 事業継続によるキヤッシュ・フロー, 売却の増加による収入, 買収の増加による収入, etc.

(注: 1. 税金及び税金引当金の繰上りについては記載しない。 2. 注6等に基づき、又は関係財務諸表の作成がキヤッシュ・フローの増減を明らかにするために必要があるときは、この欄に記載する科目以外の科目を並び、その性質に応じて適切な名称を付す。繰上り金額は記載しない。

継続的に公表する場合は) (単位: 百万円)

Table with 2 columns: 種別 (Category) and 額 (Amount). Rows include 事業継続によるキヤッシュ・フロー, 税金引当金の繰上り, 売却の増加による収入, etc.

税金及び税金引当金の繰上り表

(注: 1. 税金及び税金引当金の繰上りについては記載しない。 2. 注6等に基づき、又は関係財務諸表の作成がキヤッシュ・フローの増減を明らかにするために必要があるときは、この欄に記載する科目以外の科目を並び、その性質に応じて適切な名称を付す。繰上り金額は記載しない。

別紙様式11号(第80条第9号及び第80条第10号関係) (日本企業関係)

Table with 3 columns: 項目 (Item), 額 (Amount), 注 (Notes). Rows include 現金・預金, 有価証券, 債権, etc.

(注: 1. この欄は、貸与資産が個人である場合には、記入すること。 2. 欄は、空白とする。 3. 資産及び負債の繰上りについては、原則として、取得後(取得後)のうちの1年以上経過したものを記載すること。 4. 有価証券の繰上りについては、取得後(取得後)のある場合にあっては、上記2に準じて記載すること。 5. 税金及び税金引当金の繰上りについては、上記2に準じて、繰上りの繰上り資産の繰上りに基づき記載すること。

別紙様式第11号(第80条第6号及び第105条第1項関係)

「附則」欄は、当該条の第2項第3号に規定する発効の継続の趣旨を履行したもののうち、発効中に発効の継続にまつた件数を所属債権持分組合に記載すること。

(注) 発効の継続

債権持分組合	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合 計	
	数	額	数	額	数	額
当 期						
前 期						

当該条における貸出金の件数及び残高を所属債権持分組合に記載すること。

(注) 貸出

債権持分組合	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合 計	
	数	額	数	額	数	額
当 期						
前 期						

- (注) 貸出の状況
1. 発効中における当該条の第2項第3号に規定する発効の継続の趣旨を履行した件数及び残高を所属債権持分組合に記載すること。
 2. 「附則」欄は、発効中に発効の継続にまつた件数を所属債権持分組合に記載すること。
 3. 「附則」欄は、発効中に発効の継続にまつたものの発効時における貸出の件数を記載すること。
 4. 「附則」欄及び「貸出」欄(1)には、発効された貸出金(債権持分組合による金融事業に関する法律施行規則第4条第3号に規定する貸付金)の貸付残高をいふ。1)の件数及び残高を併せて記載すること。

(注) 貸出金の状況

所属債権持分組合	代 理 人	備 考
合 計		

(注) 貸出の状況

1. 「附則」欄は、発効中における当該条の第2項第3号に規定する発効の継続の趣旨を履行した件数を所属債権持分組合に記載すること。

2. 「附則」欄は、発効中における当該条の第2項第3号に規定する発効の継続の趣旨を履行した件数を所属債権持分組合に記載すること。

(注) 貸出金の状況

所属債権持分組合	代 理 人	備 考
合 計		

「附則」欄は、当該条に所属債権持分組合(債権持分組合)の代表者(当該条の4号の第2項において規定する債権持分組合の代表者)に規定する債権持分組合の代表者から、1)の件数及び残高を併せて記載すること。

別紙様式第14号(第10条第1項関係)

別紙様式第14号(第10条第1項関係) (日本債権者協会の)

債権持分組合代表者に関する事項
【 年 月 日 】 年 月 日
【 年 月 日 】 年 月 日
立たる債権者協会の代表者
代表者又は事務代理人 氏 名
代 理 人 氏 名

- (注) 上の注記
1. 本表に記載する金額及び件数は、この表で規定された単位で記載し、当該条の第2項第3号に規定すること。
 2. 債権持分組合の代表者(当該条の4号の第2項において規定する債権持分組合の代表者)に規定する債権持分組合の代表者から、1)の件数及び残高を併せて記載すること。
 3. 「附則」欄は、発効中に発効の継続にまつた件数を所属債権持分組合に記載すること。
 4. 「附則」欄及び「貸出」欄(1)には、発効された貸出金(債権持分組合による金融事業に関する法律施行規則第4条第3号に規定する貸付金)の貸付残高をいふ。1)の件数及び残高を併せて記載すること。

(注) 上の注記

債権持分組合に規定する債権持分組合(債権持分組合)の代表者(当該条の4号の第2項において規定する債権持分組合の代表者)に規定する債権持分組合の代表者から、1)の件数及び残高を併せて記載すること。

2. 債権持分組合代表者の概況

(注) 上の注記

債権持分組合に規定する債権持分組合の代表者(当該条の4号の第2項において規定する債権持分組合の代表者)に規定する債権持分組合の代表者から、1)の件数及び残高を併せて記載すること。

所属債権持分組合	代表者	債権持分組合の代表者の内 部役員

- (注) 上の注記
1. 「所属債権持分組合」欄は、当該条に規定する債権持分組合(当該条の4号の第2項において規定する債権持分組合)から、1)の件数及び残高を併せて記載すること。
 2. 「債権持分組合代表者」欄は、債権持分組合代表者(当該条の4号の第2項において規定する債権持分組合の代表者)に規定する債権持分組合の代表者から、1)の件数及び残高を併せて記載すること。
 3. 「役員」欄は、当該条に規定する債権持分組合の代表者(当該条の4号の第2項において規定する債権持分組合の代表者)に規定する債権持分組合の代表者から、1)の件数及び残高を併せて記載すること。

3. 債権持分組合代表者の内訳

(注) 上の注記

債権持分組合に規定する債権持分組合の代表者(当該条の4号の第2項において規定する債権持分組合の代表者)に規定する債権持分組合の代表者から、1)の件数及び残高を併せて記載すること。

所属債権持分組合	代表者	債権持分組合の代表者の内 部役員

- (注) 上の注記
1. 「所属債権持分組合」欄は、当該条に規定する債権持分組合(当該条の4号の第2項において規定する債権持分組合)から、1)の件数及び残高を併せて記載すること。
 2. 「債権持分組合代表者」欄は、債権持分組合代表者(当該条の4号の第2項において規定する債権持分組合の代表者)に規定する債権持分組合の代表者から、1)の件数及び残高を併せて記載すること。
 3. 「役員」欄は、当該条に規定する債権持分組合の代表者(当該条の4号の第2項において規定する債権持分組合の代表者)に規定する債権持分組合の代表者から、1)の件数及び残高を併せて記載すること。

4. 債権持分組合代表者の内訳

(注) 上の注記

債権持分組合に規定する債権持分組合の代表者(当該条の4号の第2項において規定する債権持分組合の代表者)に規定する債権持分組合の代表者から、1)の件数及び残高を併せて記載すること。

所属債権持分組合	代表者	債権持分組合の代表者の内 部役員

- (注) 上の注記
1. 「所属債権持分組合」欄は、当該条に規定する債権持分組合(当該条の4号の第2項において規定する債権持分組合)から、1)の件数及び残高を併せて記載すること。
 2. 「債権持分組合代表者」欄は、債権持分組合代表者(当該条の4号の第2項において規定する債権持分組合の代表者)に規定する債権持分組合の代表者から、1)の件数及び残高を併せて記載すること。
 3. 「役員」欄は、当該条に規定する債権持分組合の代表者(当該条の4号の第2項において規定する債権持分組合の代表者)に規定する債権持分組合の代表者から、1)の件数及び残高を併せて記載すること。

5. 債権持分組合代表者の内訳

(注) 上の注記

債権持分組合に規定する債権持分組合の代表者(当該条の4号の第2項において規定する債権持分組合の代表者)に規定する債権持分組合の代表者から、1)の件数及び残高を併せて記載すること。

所属債権持分組合	代表者	債権持分組合の代表者の内 部役員

- (注) 上の注記
1. 「所属債権持分組合」欄は、当該条に規定する債権持分組合(当該条の4号の第2項において規定する債権持分組合)から、1)の件数及び残高を併せて記載すること。
 2. 「債権持分組合代表者」欄は、債権持分組合代表者(当該条の4号の第2項において規定する債権持分組合の代表者)に規定する債権持分組合の代表者から、1)の件数及び残高を併せて記載すること。
 3. 「役員」欄は、当該条に規定する債権持分組合の代表者(当該条の4号の第2項において規定する債権持分組合の代表者)に規定する債権持分組合の代表者から、1)の件数及び残高を併せて記載すること。

6. 債権持分組合代表者の内訳

(注) 上の注記

債権持分組合に規定する債権持分組合の代表者(当該条の4号の第2項において規定する債権持分組合の代表者)に規定する債権持分組合の代表者から、1)の件数及び残高を併せて記載すること。

所属債権持分組合	代表者	債権持分組合の代表者の内 部役員

年		度		第		期		第		期	
年	度	第	期	年	度	第	期	年	度	第	期
計	算			計	算			計	算		
支	出			支	出			支	出		

(注) 1. 本表は、当該年度の決算が確定し後に確定する契約の締結の趣旨で行われたものとする。当該中に契約の締結に至った件数を当該年度別締結数として記載する。

(注) 2. 貸出金額

貸出先	貸出期間				貸出期間				貸出期間			
	年	度	第	期	年	度	第	期	年	度	第	期
貸出先												
支	出											

(注) 1. 本表は、当該年度における貸出金の借入及び貸出の金額を当該年度別締結数として記載すること。

(注) 2. 借入

借入先	借入期間				借入期間				借入期間			
	年	度	第	期	年	度	第	期	年	度	第	期
借入先												
支	出											

(注) 1. 本表は、当該年度における借入金の借入及び借入の金額を当該年度別締結数として記載すること。

(注) 2. 借入

1. 「代理」欄は、当該年度における当該年度の契約締結後に確定する契約の締結の趣旨で行われた件数及び貸付額を当該年度別締結数として記載すること。

2. 「代理」欄は、当該年度における当該年度の契約締結後に確定する契約の締結の趣旨で行われたものとする。

3. 「貸付」欄は、当該年度における当該年度の契約締結後に確定する契約の締結の趣旨で行われたものとする。

4. 「代理」欄は、「貸付」欄に、関係先及び貸付額(借付額)を当該年度による金銭貸付の金額を当該年度別締結数として記載すること。

5. 「貸付」欄は、当該年度における当該年度の契約締結後に確定する契約の締結の趣旨で行われたものとする。

貸付先		年		度		第		期		第		期	
年	度	第	期	年	度	第	期	年	度	第	期	年	度
計	算			計	算			計	算			計	算
支	出			支	出			支	出			支	出

年		度		第		期		第		期	
年	度	第	期	年	度	第	期	年	度	第	期
計	算			計	算			計	算		
支	出			支	出			支	出		

(注) 1. 本表は、当該年度における当該年度の契約締結後に確定する契約の締結の趣旨で行われたものとする。

(注) 2. 貸付

貸付先	貸付期間				貸付期間				貸付期間			
	年	度	第	期	年	度	第	期	年	度	第	期
貸付先												
支	出											

(注) 1. 本表は、当該年度における貸付金の借入及び借入の金額を当該年度別締結数として記載すること。

(注) 2. 借入

1. 「代理」欄は、当該年度における当該年度の契約締結後に確定する契約の締結の趣旨で行われたものとする。

2. 「代理」欄は、当該年度における当該年度の契約締結後に確定する契約の締結の趣旨で行われたものとする。

3. 「貸付」欄は、当該年度における当該年度の契約締結後に確定する契約の締結の趣旨で行われたものとする。

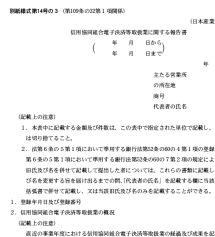
4. 「代理」欄は、「貸付」欄に、関係先及び貸付額(借付額)を当該年度による金銭貸付の金額を当該年度別締結数として記載すること。

5. 「貸付」欄は、当該年度における当該年度の契約締結後に確定する契約の締結の趣旨で行われたものとする。

貸付先		年		度		第		期		第		期	
年	度	第	期	年	度	第	期	年	度	第	期	年	度
計	算			計	算			計	算			計	算
支	出			支	出			支	出			支	出



別紙様式第14号の2 (第109条の2第1項関係)



別紙様式第14号の3 (第109条の3第1項関係)

3. 委託利用機関報告

委託利用機関報告書 の表紙部分	利用機関報告書 の表紙部分
委託期間 年 月 日	

- 【記載上の注意】
1. 委託利用機関報告書は、欄は、本欄を境として委託利用機関報告書の有無を記載すること。
 2. 「利用機関報告書」は、委託期間中に委託利用機関報告書の提出がなかった場合は、委託利用機関報告書の提出がない旨を記載すること。

4. 役員及び関係者の状況

職 名	役 員	うち 理事	兼 用 人	計
数	名	名	名	名

- 【記載上の注意】
1. 本表は、当年度における利用機関報告書の提出が完了した役員及び関係者について記載すること。
 2. 「役員」欄は、臨時役員及び嘱託役員を除く役員を記載すること。

5. 事業所の状況

名 称	所 在 地	業 務 人	委託利用 機関名	利用機関 報告書の 提出状況

- 【記載上の注意】
1. 「委託利用機関報告書」欄は、「利用機関報告書の提出が完了した事業所の内」欄は、委託期間中に委託利用機関報告書の提出がなかった場合は、委託利用機関報告書の提出がない旨を記載すること。
 2. 委託期間中に閉鎖してしまっている事業所は記載しないこと。

6. 利用機関報告書の提出状況

(単位：件、千円)

委託 機関 種別名	義務性報告		うち 当年度		定期報告		計 (うち 当年度)
	回数	件数	回数	件数	回数	件数	
合 計							

- 【記載上の注意】
1. 当年度における報告書の提出が完了した委託利用機関報告書に該当する委託利用機関報告書の提出状況を記載すること。
 2. 委託期間中に閉鎖してしまっている事業所は記載しないこと。

7. 委託利用機関報告書の提出状況

(単位：件)

委託 機関 種別名	義務性報告		うち 当年度		定期報告		計 (うち 当年度)
	回数	件数	回数	件数	回数	件数	
合 計							

- 【記載上の注意】
- 「定期」欄は、当年度の1月31日までに完了する定期報告書の提出状況を記載すること。
- 「義務」欄は、委託期間中に委託利用機関報告書の提出がなかった場合は、委託利用機関報告書の提出がない旨を記載すること。

8. 委託利用機関報告書の提出状況

委託利用機関報告書 の表紙部分	多 数 科
合 計	

- 【記載上の注意】
1. 「委託利用機関報告書」欄は、委託期間中に委託利用機関報告書の提出が完了した委託利用機関報告書の提出状況を記載すること。

別紙様式第14号の4

(注)本表は、委託利用機関報告書の提出状況に関する事項を記載する。

委託利用機関報告書 の表紙部分	多 数 科
合 計	

- 【記載上の注意】
1. 委託期間中に委託利用機関報告書の提出が完了した委託利用機関報告書の提出状況を記載すること。

9. 委託利用機関報告書の提出状況

委託利用機関報告書 の表紙部分	多 数 科
合 計	

- 【記載上の注意】
1. 「委託利用機関報告書」欄は、委託期間中に委託利用機関報告書の提出が完了した委託利用機関報告書の提出状況を記載すること。

10. 委託利用機関報告書の提出状況

委託利用機関報告書 の表紙部分	多 数 科
合 計	

- 【記載上の注意】
1. 「委託利用機関報告書」欄は、委託期間中に委託利用機関報告書の提出が完了した委託利用機関報告書の提出状況を記載すること。

11. 役員及び関係者の状況

職 名	役 員	うち 理事	兼 用 人	計
数	名	名	名	名

- 【記載上の注意】
1. 本表は、当年度における利用機関報告書の提出が完了した役員及び関係者について記載すること。
 2. 「役員」欄は、臨時役員及び嘱託役員を除く役員を記載すること。

12. 事業所の状況

名 称	所 在 地	業 務 人	委託利用 機関名	利用機関 報告書の 提出状況

- 【記載上の注意】
1. 「委託利用機関報告書」欄は、「利用機関報告書の提出が完了した事業所の内」欄は、委託期間中に委託利用機関報告書の提出がなかった場合は、委託利用機関報告書の提出がない旨を記載すること。
 2. 委託期間中に閉鎖してしまっている事業所は記載しないこと。

13. 委託利用機関報告書の提出状況

(単位：件、千円)

委託 機関 種別名	義務性報告		うち 当年度		定期報告		計 (うち 当年度)
	回数	件数	回数	件数	回数	件数	
合 計							

- 【記載上の注意】
1. 当年度における報告書の提出が完了した委託利用機関報告書に該当する委託利用機関報告書の提出状況を記載すること。
 2. 委託期間中に閉鎖してしまっている事業所は記載しないこと。

別紙様式第14号の4 (第109条の32第1項 関係)

別紙様式第15号(第110条の19第2号に附ける施行規則に準ずるもの) (単位: 円)

委員 氏名	役職 氏名	定額出納金		合計	
		人数	金額	人数	金額
合計					

記載上の注意
【資料】 単位は、別紙様式第15号の表1の第1号に規定する期間の開始の日及び終了の日との間の日数に基づき算出されたものである。当該期間の日数は、当該期間の開始の日及び終了の日の間の日数に相当する。【単位: 円】

委託料 用途別 科目	単 位	科 目
合 計		

記載上の注意
【資料】 単位は、当該委託料の用途別科目ごとの委託料の総額を当該用途別科目ごとの委託料の総額に算入したものである。

別紙様式第15号(第110条の19第2号に附ける施行規則に準ずるもの) (単位: 円)

委託料 用途別 科目	単 位	科 目	計 画	
			人数	金額
合計				

委託料 用途別 科目	単 位	科 目
合計		

記載上の注意
1. この計画は、委託料の用途別科目ごとの委託料の総額を当該用途別科目ごとの委託料の総額に算入したものである。

- 記載上の注意
- この計画は、委託料の用途別科目ごとの委託料の総額を当該用途別科目ごとの委託料の総額に算入したものである。
 - 単位については、円単位として算出すること。円未満の端数がある場合は、これを切り捨てることとする。
 - 当該計画の作成に当たっては、委託料の用途別科目ごとの委託料の総額を当該用途別科目ごとの委託料の総額に算入したものである。
 - 委託料の用途別科目ごとの委託料の総額については、委託料の用途別科目ごとの委託料の総額を当該用途別科目ごとの委託料の総額に算入したものである。
 - 当該計画の作成に当たっては、委託料の用途別科目ごとの委託料の総額を当該用途別科目ごとの委託料の総額に算入したものである。
 - 当該計画の作成に当たっては、委託料の用途別科目ごとの委託料の総額を当該用途別科目ごとの委託料の総額に算入したものである。

なお、納入金により発生した雑費用(事務費を除く)等は、以下開示の「土地」及び「建物」の欄に記載することとする。また、当該雑費用は、当該雑費用の発生した土地及び建物の取得費に算入されるものとする。なお、当該雑費用は、当該雑費用の発生した土地及び建物の取得費に算入されるものとする。

別紙様式第16号(第110条の32第1項関係) (単位: 円)

委託料 用途別 科目	単 位	科 目	計 画	
			人数	金額
合計				

記載上の注意
1. この計画は、委託料の用途別科目ごとの委託料の総額を当該用途別科目ごとの委託料の総額に算入したものである。

- 記載上の注意
- この計画は、委託料の用途別科目ごとの委託料の総額を当該用途別科目ごとの委託料の総額に算入したものである。
 - 単位については、円単位として算出すること。円未満の端数がある場合は、これを切り捨てることとする。
 - 当該計画の作成に当たっては、委託料の用途別科目ごとの委託料の総額を当該用途別科目ごとの委託料の総額に算入したものである。
 - 委託料の用途別科目ごとの委託料の総額については、委託料の用途別科目ごとの委託料の総額を当該用途別科目ごとの委託料の総額に算入したものである。
 - 当該計画の作成に当たっては、委託料の用途別科目ごとの委託料の総額を当該用途別科目ごとの委託料の総額に算入したものである。
 - 当該計画の作成に当たっては、委託料の用途別科目ごとの委託料の総額を当該用途別科目ごとの委託料の総額に算入したものである。

なお、納入金により発生した雑費用(事務費を除く)等は、以下開示の「土地」及び「建物」の欄に記載することとする。また、当該雑費用は、当該雑費用の発生した土地及び建物の取得費に算入されるものとする。なお、当該雑費用は、当該雑費用の発生した土地及び建物の取得費に算入されるものとする。

別紙様式第15号(第110条の19第2号に附ける施行規則に準ずるもの)

別紙様式第16号(第110条の32第1項関係)

3 「役員報酬等電子決済等内行業務の範囲」欄に、取締役報酬等に係る電子決済等に関する取組の概要、取締役報酬等に係る取組の進捗状況、当該取組の進捗状況の改善に向けた取組の概要、当該取組の進捗状況の改善に向けた取組の概要等について記載すること。

役員報酬等電子決済等内行業務の概要	
取締役報酬	取締役報酬等に係る取組の概要

(定款上の記載)
1 本社は、役員報酬等電子決済等内行業務の概要として前記4条の3第1項の契約を締結して当該業務を記載すること。
2 「取締役報酬等内行業務委員会」を、当該取組における取締役報酬等内行業務の推進を目的として取締役報酬等内行業務委員会を設置し、当該委員会を委員とする。当該委員会の委員は、取締役報酬等内行業務委員会の委員として選任される。以下同じ。
3 「取締役報酬等内行業務」欄に、取締役報酬等内行業務の概要、当該業務の進捗状況の改善に向けた取組の概要、当該業務の進捗状況の改善に向けた取組の概要等について記載すること。
4 「役員報酬等電子決済等内行業務の範囲」欄に、取締役報酬等に係る電子決済等に関する取組の概要、取締役報酬等に係る取組の進捗状況、当該取組の進捗状況の改善に向けた取組の概要、当該取組の進捗状況の改善に向けた取組の概要等について記載すること。

役員報酬等電子決済等内行業務委員会			
委員会名称	所在地	発足時期(年月日)	役員報酬等電子決済等内行業務委員会の委員

(定款上の記載)
1 本社は、委員会(第116条の3第2項に基づき構成)として、以下同じ)の委員を選任し、当該委員を委員とする。

2 「役員報酬」欄に、役員報酬等の概要、当該取組の進捗状況について記載すること。
3 「役員報酬」欄に、役員報酬等の概要、当該取組の進捗状況について記載すること。
4 「役員報酬等電子決済等内行業務の範囲」欄に、取締役報酬等に係る電子決済等に関する取組の概要、取締役報酬等に係る取組の進捗状況、当該取組の進捗状況の改善に向けた取組の概要、当該取組の進捗状況の改善に向けた取組の概要等について記載すること。

役員報酬等電子決済等内行業務委員会	
委員会名称	委員

(定款上の記載)
1 本社は、役員報酬等電子決済等内行業務の概要として前記10条の4第3項の契約を締結して当該業務を記載すること。
2 「役員報酬等電子決済等内行業務委員会」を、当該取組における取締役報酬等内行業務の推進を目的として取締役報酬等内行業務委員会を設置し、当該委員会を委員とする。当該委員会の委員は、取締役報酬等内行業務委員会の委員として選任される。以下同じ。
3 「取締役報酬等内行業務」欄に、取締役報酬等内行業務の概要、当該業務の進捗状況の改善に向けた取組の概要、当該業務の進捗状況の改善に向けた取組の概要等について記載すること。

役員報酬等電子決済等内行業務委員会	
委員会名称	委員

(定款上の記載)
1 本社は、役員報酬等電子決済等内行業務の概要として前記10条の4第3項の契約を締結して当該業務を記載すること。
2 本社は、取締役報酬等電子決済等内行業務の概要として前記10条の4第3項の契約を締結して当該業務を記載すること。

役員報酬等電子決済等内行業務委員会	
委員会名称	委員

(定款上の記載)
1 「役員報酬等」欄に、役員報酬等の概要、当該取組の進捗状況について記載すること。
2 「役員報酬等」欄に、役員報酬等の概要、当該取組の進捗状況について記載すること。

3 「役員報酬等電子決済等内行業務の範囲」欄に、取締役報酬等に係る電子決済等に関する取組の概要、取締役報酬等に係る取組の進捗状況、当該取組の進捗状況の改善に向けた取組の概要、当該取組の進捗状況の改善に向けた取組の概要等について記載すること。

役員報酬等電子決済等内行業務委員会	
委員会名称	委員

(定款上の記載)
1 本社は、役員報酬等電子決済等内行業務の概要として前記10条の4第3項の契約を締結して当該業務を記載すること。
2 本社は、取締役報酬等電子決済等内行業務の概要として前記10条の4第3項の契約を締結して当該業務を記載すること。

役員報酬等電子決済等内行業務委員会	
委員会名称	委員

別紙様式第17号(第116条の3第2項関係)(役員報酬等電子決済等内行業務委員会) (役員報酬等電子決済等内行業務委員会)

役員報酬等電子決済等内行業務委員会	
委員会名称	委員

(定款上の記載)
1 本社は、役員報酬等電子決済等内行業務の概要として前記10条の4第3項の契約を締結して当該業務を記載すること。
2 本社は、取締役報酬等電子決済等内行業務の概要として前記10条の4第3項の契約を締結して当該業務を記載すること。

役員報酬等電子決済等内行業務委員会	
委員会名称	委員

(定款上の記載)
1 本社は、役員報酬等電子決済等内行業務の概要として前記10条の4第3項の契約を締結して当該業務を記載すること。
2 「役員報酬等内行業務委員会」を、当該取組における取締役報酬等内行業務の推進を目的として取締役報酬等内行業務委員会を設置し、当該委員会を委員とする。当該委員会の委員は、取締役報酬等内行業務委員会の委員として選任される。以下同じ。

1) 新卒採用者数の内訳
① 女性新卒者数の内訳状況
ア 女性新卒者数の受付内訳数 (内閣府統計)

Table with columns for gender, application status, and evaluation status. Includes a sub-table for '女性' (Female) with '受取済' (Received) and '未受取' (Not received) categories.

注：「解任」は、当該企業が計上した女性新卒者数の割合を全社で計上するもの。

イ 女性新卒者数の内訳の内訳 (内閣府統計)

Table showing breakdown of female new graduates by company type (e.g., manufacturing, service, etc.) and gender.

Summary table for '女性新卒者数の内訳' (Breakdown of female new graduates) with columns for company type and count.

Table with columns for company type and count, likely a continuation or summary of the previous table.

注：「解任」は、当該企業が計上した女性新卒者数の割合を全社で計上するもの。

② 新卒採用者数の内訳状況
ア 新卒採用者数の受付内訳数 (内閣府統計)

Table showing breakdown of new graduates by company type and gender. Includes a sub-table for '新卒採用者数' (New graduate recruitment).

イ 新卒採用者数の内訳の内訳 (内閣府統計)

Table showing breakdown of new graduates by company type and gender.

注：「解任」は、当該企業が計上した新卒採用者数の割合を全社で計上するもの。

イ 新卒採用者数の内訳の内訳の内訳 (内閣府統計)

Table showing detailed breakdown of new graduates by company type and gender, including a sub-table for '新卒採用者数'.

Table showing breakdown of new graduates by company type and gender.

Table with columns for company type and count.

Table showing breakdown of new graduates by company type and gender.

Table showing breakdown of new graduates by company type and gender.

